

2023 年 2 月
パブリック・コメント



みなかみ町 地域防災計画

風水害・雪害対策編



令和●年●月

みなかみ町
防災会議

みなかみ町地域防災計画 風水害・雪害対策編

目 次

【第1部 総 則】	1
第1節 計画の目的及び内容	1
第2節 町及び防災関係機関の業務の大綱	2
第3節 町の概況	9
第4節 過去の災害	10
第5節 防災ビジョン	11
第6節 町民及び事業者の責務	13
第7節 計画の点検・評価	13
第8節 計画の習熟・訓練	13
【第2部 災害予防対策計画】	14
第1章 災害に強いまちづくり	14
第1節 水害対策	14
第2節 土砂災害対策	16
第3節 雪害対策	17
第4節 避難場所・避難所・避難路の整備	19
第5節 建築物の安全性の確保	20
第6節 ライフライン施設の機能の確保	20
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	22
第1節 避難誘導體制の整備	22
第2節 災害危険区域の災害予防	26
第3節 災害未然防止活動体制の整備	29
第4節 気象・水象観測体制の整備	30
第5節 情報の収集・連絡体制の整備	31
第6節 通信手段の確保	32
第7節 職員の応急活動体制の整備	33
第8節 防災関係機関の連携体制の整備	35
第9節 防災中枢機能の確保	36
第10節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	38
第11節 緊急輸送活動体制の整備	39
第12節 避難の受入体制の整備	42
第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	45
第14節 広報・広聴体制の整備	47
第15節 二次災害の予防	48
第16節 複合災害対策	48
第17節 防災訓練の実施	49
第3章 町民等の防災活動の促進	51
第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開	51
第2節 防災思想の普及	52

第3節	町民の防災活動の環境整備	55
第4章	要配慮者対策	60
第1節	要配慮者対策	60
第5章	その他の災害予防対策	66
第1節	孤立化集落対策	66
第2節	帰宅困難者対策	67
第3節	災害廃棄物対策	69
第4節	り災証明書の発行体制の整備	69
【第3部	災害応急対策計画】	70
第1章	発災直前の対策	70
第1節	警報等の伝達	70
第2節	避難誘導	79
第3節	広域避難	85
第4節	災害未然防止活動	87
第5節	物資及び電力確保に関する事前対策	87
第2章	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	89
第1節	災害情報の収集・連絡	89
第2節	通信手段の確保	105
第3章	活動体制の確立	107
第1節	災害時の配備体制と動員	107
第2節	災害警戒本部の設置	112
第3節	災害対策本部の設置	114
第4節	広域応援の要請等	126
第5節	自衛隊への災害派遣要請	130
第4章	水防活動	133
第1節	水防組織の活動	133
第5章	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	139
第1節	災害の拡大防止及び二次災害の防止	139
第6章	救助・救急及び医療活動	141
第1節	救助・救急	141
第2節	医療活動	143
第3節	広域医療搬送	146
第7章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	148
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	148
第2節	交通の確保	149
第3節	緊急輸送	152
第8章	避難の受入活動	157
第1節	避難場所及び避難所の開設・運営	157
第2節	広域一時滞在	162
第3節	県境を越えた広域避難者の受入れ	163
第9章	住宅対策	165
第1節	被災宅地の危険度判定	165
第2節	被災住宅応急修理	165
第3節	応急仮設住宅等の提供	166

第 10 章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	168
第 1 節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	168
第 11 章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	171
第 1 節	保健衛生活動	171
第 2 節	防疫活動	173
第 3 節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	174
第 12 章	被災者等への的確な情報伝達活動	176
第 1 節	広報・広聴活動	176
第 13 章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	180
第 1 節	社会秩序の維持	180
第 2 節	物価の安定及び消費者の保護	181
第 14 章	施設、設備の応急復旧活動	182
第 1 節	施設、設備の応急復旧	182
第 2 節	公共土木施設の応急復旧	182
第 3 節	電力施設の応急復旧	183
第 4 節	ガス施設の応急復旧	184
第 5 節	上下水道施設の応急復旧	185
第 6 節	電気通信施設の応急復旧	186
第 7 節	鉄道機関の応急復旧	186
第 15 章	文教対策	188
第 1 節	児童・生徒等の安全確保	188
第 2 節	応急教育等	189
第 3 節	文化財施設の災害応急対策	192
第 16 章	自発的支援の受入れ	194
第 1 節	ボランティアの受入れ	194
第 2 節	義援物資・義援金の受入れ	195
第 17 章	要配慮者対策	198
第 1 節	要配慮者の災害応急対策	198
第 2 節	要配慮者利用施設の災害応急対策	199
第 3 節	観光客への対応計画	201
第 18 章	その他の災害応急対策	203
第 1 節	農林水産業の災害応急対策	203
第 2 節	動物愛護	203
第 19 章	災害救助法の適用	205
第 1 節	災害救助法の適用	205
【第 4 部 災害復旧・復興計画】		209
第 1 章	生活再建のための緊急措置	209
第 1 節	り災証明書の発行	209
第 2 節	災害弔慰金等の支給	213
第 3 節	租税の減免等	218
第 4 節	郵便及び電話料金等の免除	218
第 5 節	住宅の再建等	219
第 2 章	災害復旧・復興の基本方針	221
第 1 節	基本方針の決定	221

第 2 節	原状復旧	221
第 3 節	計画的復興の推進	223
第 4 節	被災中小企業等の復興の支援.....	224
第 5 節	公共施設の復旧	225
第 6 節	激甚災害法の適用	225
第 7 節	復旧資金の確保	228

【第 1 部 総 則】

【第1部 総則】

第1節 計画の目的及び内容

1 計画の目的

みなかみ町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、みなかみ町防災会議が策定するものであり、本町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、本町の地域における風水害・雪害、震災及び大規模災害への備えとして、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧・復興等について本町及び防災関係機関等が行うべき事務及び業務の大綱を定めることにより、防災活動の総合化を図り、その実効性を高めることを目的とする。また、本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「みなかみ町国土強靱化地域計画」の基本目標（下記）と整合を図るものである。

【国土強靱化地域計画の基本目標】

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

2 計画の内容

この計画は、本町の地域における防災に係る総合的な指針として、風水害・雪害対策編、地震災害対策編及び事故災害等対策編について、それぞれ、総則、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興及び資料編で構成されている。各計画の内容は、次のとおりである。

(1) 総則

本町で想定される災害及びその被害想定並びに本町及び防災関係機関等が災害に対し行うべき業務の大綱等について定める。

(2) 災害予防対策（風水害・雪害対策編、地震災害対策編及び事故災害等対策編別）

災害の発生を未然に防止することに努めるとともに、被害を最小限に止めるために、本町及び防災関係機関等が行う災害予防のための事業、また、町民や事業者が日頃から行うべき措置等を定める。

(3) 災害応急対策（風水害・雪害対策編、地震災害対策編及び事故災害等対策編別）

災害が発生するおそれがある場合または災害発生直後から、町災害対策本部及び防災関係機関等が実施する応急対策に係る体制及び措置等について定める。

(4) 災害復旧・復興（風水害・雪害対策編、地震災害対策編及び事故災害等対策編別）

被災者の生活支援と自立復興の促進、町民生活の早期回復及び生活の安定を図るための措置、並びに公共施設の復旧・復興事業等について定める。

(5) 資料編

本町の防災に関する条例、防災関係機関一覧表、各種報告様式など実務に必要な資料集であり、各論を補足する。

3 計画の構成

近年、東日本大震災を始めわが国において大きな災害が続き、国においても防災基本計画の大幅な改正が進み、分量が大きく増えてきている。県計画もこの防災基本計画を基本として改正されており、風水害・雪害対策編と震災対策編及び資料編に分冊されている。今後、国、県において震災対策編のみの改正や風水害編のみの改正も予想されるため、みなかみ町地域防災計画においても県計画に準じ、「風水害・雪害対策編」と「地震災害対策編及び事故災害等対策編」、「資料編」の3分冊に分割することとする。

第2節 町及び防災関係機関の業務の大綱

町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

1 みなかみ町

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	防災に関する組織の整備に関すること。
2	防災に関する訓練に関すること。
3	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
4	災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
5	予報・警報の伝達に関すること。
6	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。
7	消防、水防その他の応急措置に関すること。
8	被災者の救難、救助その他保護に関すること。
9	被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
10	施設及び設備の応急復旧に関すること。
11	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
12	緊急輸送の確保に関すること。
13	災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
14	災害復旧及び復興計画に関すること。
15	みなかみ町防災会議に関すること。
16	みなかみ町の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

2 利根沼田広域消防本部

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	水害、火災及びその他災害の救助・救急情報に関すること。
2	水害、火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。
3	人命の救助及び救急に関すること。
4	危険物施設及び火気使用設備器具等の許認可立入検査に関すること。

3 群馬県（利根沼田振興局、教育委員会事務局）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
利根沼田行政県税事務所	1 群馬県地域防災計画に基づく地方部内の総合調整に関すること。 2 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 3 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 4 利根沼田振興局庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 5 町との連絡調整に関すること。 6 緊急通行車両の確認事務に関すること。 7 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。（ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。） 8 生活必需品の調達及び供給に関すること。 9 その他地方部内各班に属しない事項に関すること。
利根沼田保健福祉事務所	1 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関すること。 2 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関すること。 3 飲料水の供給に関すること。
利根沼田環境森林事務所	1 環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関すること。 2 環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関すること。 3 治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集に関すること。 4 治山、林道及び林産物に係る災害応急対策に関すること。
利根沼田農業事務所	1 農業に係る災害情報の収集に関すること。 2 農業に係る災害応急対策に関すること。
沼田土木事務所	1 公共土木施設に係る災害情報の収集に関すること。 2 公共土木施設に係る災害応急対策に関すること。 3 水防計画の実施に関すること。
利根教育事務所	1 学校教育に係る災害情報の収集に関すること。 2 学校教育に係る災害応急対策に関すること。 3 県立学校が緊急避難場所又は避難所に使用される場合の町への協力に関すること。

4 沼田警察署

処理すべき事務又は業務の大綱
1 人命救助及び避難の誘導に関すること。 2 広報活動に関すること。 3 行方不明者の捜索に関すること。 4 地域の安全活動に関すること。 5 災害時の犯罪情報の収集に関すること。 6 災害による死体の検視に関すること。 7 災害時の犯罪の捜査に関すること。 8 災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関すること。 9 交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関すること。 10 緊急通行車両の確認事務に関すること。

5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関する事。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
関東財務局 （前橋財務事務所）	1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関する事。 2 災害復旧事業費の査定立合に関する事。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関する事。 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事。
関東信越厚生局	1 管内の被害状況の収集及び伝達に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。
群馬労働局 （沼田労働基準監督署・沼田公共職業安定所）	1 事業場における労働災害の防止に関する事。 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要の労働力の確保に関する事。 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関する事。
関東農政局 （群馬県拠点ほか）	1 災害予防 （1）ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。 （2）農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。 2 災害応急対策 （1）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 （2）種もみ、その他営農資材の確保に関する事。 （3）主要食糧の供給に関する事。 （4）生鮮食料品等の供給に関する事。 （5）農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 （6）土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関する事。 3 災害復旧 （1）農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関する事。 （2）被災農業者等に対する資金の融通に関する事。 4 災害復旧 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事。
関東森林管理局 （利根沼田森林管理署）	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事。 2 災害復旧用木材（国有林材）のあっせんに関する事。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督署	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること。 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所・利根川ダム統合管理事務所・利根川水系砂防事務所)	管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
関東運輸局 (群馬運輸支局)	1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
東京管区气象台 (前橋地方气象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
国土地理院 関東地方測量部	1 地殻変動の監視に関すること。 2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

6 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関する事。こと。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関する事。こと。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。こと。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関する事。こと。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。こと。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。こと。

7 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵政(株) (月夜野郵便局)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。こと。 2 災害特別事務取扱いに関する事。こと。 (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援 護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項。
東日本電信電話(株) (群馬支店)	1 電気通信設備の保全に関する事。こと。 2 重要通信の確保に関する事。こと。
(株)NTTドコモ (群馬支店)	1 携帯電話設備の保全に関する事。こと。 2 重要通信の確保に関する事。こと。
日本赤十字社 (群馬県支部)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。こと。 2 救護所の開設及び運営に関する事。こと。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。こと。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。こと。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。こと。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。こと。 7 外国人の安否の調査に関する事。こと。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。こと。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会 (前橋放送局)	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 放送施設に対する障害の排除に関すること。 5 避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
東日本高速道路㈱ (関東支社高崎管理事務所)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 2 緊急通交路の確保に関すること。
(独)水資源機構 (沼田総合管理所)	1 水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。）又は改築の実施に関すること。 2 水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること。 3 災害時対応のための備蓄品の保管に関すること。 4 災害時における管理施設の避難所開設に関すること。
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構 (高崎量子応用研 究所)	1 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関すること。
東日本旅客鉄道㈱ (高崎支社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 2 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
日本通運㈱ (群馬支店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグ リッド㈱ (群馬総支社)	1 電力施設の保安の確保に関すること。 2 電力の供給の確保に関すること。

8 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 医療救護活動の実施に関すること。
(公社)群馬県歯科医 師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。
(公社)群馬県看護協 会	1 救護活動に必要な看護の確保に関すること。
(一社)群馬県L P ガ ス協会 (利根・沼田支部)	1 L P ガス設備の保安の確保に関すること。 2 L P ガスの供給の確保に関すること。 3 会員事業者の連絡調整に関すること。
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
(一社)群馬県トラック協会 (沼田支部)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
放送機関 (群馬テレビ(株)、(株)エフエム群馬)	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
土地改良区 (赤谷川沿岸)	1 各土地改良区等の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)沼田利根医師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 医療救護活動の実施に関すること。
みなかみ町営バス 関越交通(株)	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
報道機関 (沼田エフエム放送(株)ほか)	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
利根沼田農業協同組合	1 共同利用施設の保全に関すること。 2 農業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 3 町が行う農業関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 2 被災傷病者の救護に関すること。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
(社福)みなかみ町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2 義援金品募集及び配分に関すること。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
(社福)群馬県共同募金会	1 義援金の募集及び受付に関すること。
みなかみ町商工会	1 被災事業者に対する支援に関すること。 2 町が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 4 物価の安定についての協力に関すること。
みなかみ町観光協会	1 観光客及び観光従事者の安全の確保に関すること。 2 町が行う観光地の被害調査への協力に関すること。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
学校法人	1 児童・生徒等の安全の確保に関すること。 2 避難場所及び避難所としての施設の整備に関すること。
危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること。 2 周辺住民の安全の確保に関すること。
(一社)群馬県建設業協会沼田支部・みなかみ町建設業協会	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
農業用排水施設の管理者	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。
みなかみ町区長会	1 町が行う応急対策についての協力に関すること。(避難所・自主防災組織等) 2 義援金品募集及び配分に関すること。

第3節 町の概況

1 社会条件

本町は、新潟県と境を接する群馬県の最北端に位置し、谷川岳、平ヶ岳、三国山などで県境を画している。

また、首都圏から直線距離で約 150km の位置にあり、東京都との関係では、東の茨城県日立市、西の静岡県静岡市と同距離となっている。

本町は、平成 17 年 10 月に利根郡月夜野町、水上町、新治村の合併により誕生した町であり、面積は、781.08km² と広大で、群馬県全体に対して 12.3% を占めている。地目別に見ると、全体の 10.5% が山林・原野であり、3.2% が農地、0.9% が宅地、85.5% がその他（国有林含）となっている。

2 地勢の特性

本町は、谷川岳に象徴されるように、面積の大部分が山岳で占められている。谷川連峰に源を発する利根川、赤谷川は、本町の中心部で合流し関東平野を経て太平洋へと注いでいる。このような地形から、利根川の源流地域として 7 つのダム（発電用を含む）が建設され、東京をはじめとする首都圏の経済、生活を維持する水源地帯となっている。

地域の標高は、300m から 2,000m 級の山岳にまでわたり、山間地としての特殊性が伺える。このような地勢は、地域における産業や生活面などに様々な制約を与えているが、山岳、森林、高原、湖沼、河川、溪谷等による変化に富んだ、スケールの大きい自然環境を形成している。

3 気候

本町の気候は、南部と北部で二分される。南部地域の気候は、比較的降水量が少なく、夏冬、昼夜寒暖の差の大きい太平洋式気候区（内陸性気候）に属している。一方、北部地域の気候は、冬季において日照時間が少なく、降水量が多い日本海式気候区に属している。

気象庁みなかみ観測所（幸知）の降水量は年間で平均 1,733.7mm、最深積雪は平均 154cm となっている。最高気温は平均で 15.4℃、最低気温は平均 6.2℃となっており、12 月から 3 月にかけて最低気温はマイナスとなっている。

みなかみ観測所（幸知）の過去の気象データ（平年値）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ 合計(cm)	最深積雪 (cm)
統計 期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020
資料 年数	30	30	30	30	30	30	30	30
1 月	154.9	-1.2	2.6	-4.4	2.0	81.1	296	119
2 月	125.9	-0.8	3.5	-4.3	2.2	96.7	241	149
3 月	114.0	2.3	7.4	-1.6	2.3	134.9	145	109
4 月	99.7	8.2	14.4	3.1	2.4	167.3	30	34
5 月	114.5	14.0	20.2	8.5	2.1	192.1	0	0
6 月	152.0	18.0	23.3	13.6	1.6	145.1	0	0
7 月	215.8	21.8	27.0	18.0	1.5	144.6	0	0
8 月	210.6	22.7	28.2	19.0	1.5	165.1	0	0
9 月	199.9	18.8	23.6	15.3	1.5	126.5	0	0
10 月	140.5	12.7	17.8	9.1	1.7	127.4	0	0
11 月	90.9	6.7	12.1	2.8	1.9	115.7	11	5
12 月	144.9	1.4	5.8	-1.7	2.0	103.6	187	77
年	1754.8	10.4	15.5	6.4	1.9	1600.2	906	155

出典：気象庁気象統計情報「みなかみ 平年値（年・月ごとの値）主な要素」

第4節 過去の災害

1 風水害・雪害

(1) 本町における台風

本町に大災害をもたらした過去の台風は、明治43年、昭和10年9月、同13年8月、同16年7月、同22年カスリーン、同23年アイオン、同24年キティ、同41年9月第26号等の台風をあげることができるが、これらの台風の進路は、ほとんどが東京湾付近を通過し、県の東部である本町付近を北若しくは北東に抜けている。ただし、昭和10年の台風のみ西日本を縦断し、日本海を北海道方面に向かって進行している。昭和34年9月の伊勢湾台風も多少位置は異なっているがこの同類と見られる。

(2) 昭和58年豪雨

昭和58年7月27日の豪雨（奥利根豪雨）

災害のあった前日（26日）に梅雨が明け、27日は太平洋高気圧に覆われ、晴れ、気温も前橋で33.8度まで上昇した。みなかみ町（旧水上町）では、午後1時頃から発雷、大雨を伴い局地的に

250mm を越す局地的豪雨（藤原では日雨量 267mm）に見舞われ、みなかみ町及び片品地域において床上浸水 1 棟、床下浸水 15 棟、山崩れ 16 箇所、河川損壊 37 箇所、道路損壊 51 箇所、死者 3 名の被害をだした。

(3) 平成 17～18 年豪雪

平成 17 年 12 月 18 日から 19 日にかけて冬の気圧配置が強まり、県内に強い寒気が流れ込んだ影響で大雪となり、藤原地区で 185cm、幸知地区でも 137cm の最深積雪を記録した。その後も雪は断続的に降り続けたため、住宅や学校施設等の損壊、除雪作業中の事故などが多数発生した。そのため、町では 12 月 28 日に豪雪対策本部を設置し、集中除排雪作業などの対応にあたった。

また、翌 1 月 12 日には県から 4 名の職員派遣を受け（2 月 23 日まで）、1 月 15 日には町及び県からの災害派遣要請を受けて陸上自衛隊第 12 旅団約 50 名が来町し、除雪作業を行った。

なお、この冬の最深積雪は藤原地区で 301cm（1 月 26 日）、幸知地区で 275cm（1 月 28 日）と、いずれも過去最高を記録した。

(4) 平成 26 年大雪

2 月 13 日 21 時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら 15 日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約 1,500m 付近は -6℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、群馬県では 14 日朝から雪が降りはじめ大雪となり、みなかみ町でも全域で 50cm を超える積雪を記録し、交通をはじめ町全体の機能がマヒし、町民生活に大きな影響を及ぼした。

(5) 令和元年東日本台風（台風第 19 号）

令和元年 10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7 日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12 日には北よりに進路を変え日本の南を北上した。12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通り、13 日未明に東北地方の東海上に抜けた。

群馬県内では 10 月 11 日午後から台風からの湿った空気の影響で雨が降り始め、12 日昼前から台風本体の雨雲の影響で県内に非常に激しい雨の降る範囲が広がった。みなかみ町では 12 日夜にかけて大雨特別警報（警戒レベル 5 相当）が発令され、計 16 箇所の避難所が開設された。

第 5 節 防災ビジョン

1 計画策定の背景

平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟中越地震は、死者 67 名、重軽傷者 4,795 人、住宅被害 120,746 棟（平成 18 年 9 月現在）という甚大な被害を受け、我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。さらに平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、東北から北関東までの広い範囲に大きな被害をもたらした。被災した市町村の中には、役場庁舎が被災し、多くの職員が被災したところもあり、市町村単独での応急対策が不可能となった地域もみられた。こうしたことから国においては、災害対策基本法を大きく見直し、国・県レベルでの広域的な対応も強化された。また、避難生活が長期化したことから、生活面での改善や要配慮者対策も大きな課題となった。一方で、国・県・市町村といった公的機関だけでなく、一般町民や地域の企業、ボランティアの活躍も注目され、自助、共助・公助の考え方があらためて確認されたところでもある。地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえるとともに、町だけでなく、町民、事業所等が一体となった対策を進めることができる防災に関する基本方針（防災ビジョン）を定める必要がある。

防災行政は、町、関係機関及び町民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い

都市構造を形成することにより、災害から町民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

本町は、日本有数の温泉保養地であり、毎年数多くの観光客が訪れているため、災害が発生した場合には、複合的かつ広域的災害となる危険性がある。複雑多様化する災害発生危険性に対処するため、町、消防機関及び他の防災関係機関の機能充実と町民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化、不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等都市基盤の整備を推進し、都市構造の防災化を図る。

また、今後、町民の高齢化や生活様式の変化等によって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性が考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図ることとする。

2 計画の理念

前述の背景を受け、本計画に基づく防災計画は、以下の計画理念のもとに推進する。

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 災害に的確に対応できる体制の確立
- (3) 災害に強い人と地域づくり

3 計画達成のための方策

- (1) 災害に強いまちづくり

様々なまちづくり手法を多角的・総合的に展開し、歴史と自然に培われたみなかみの豊かな町並みを活かしつつ、過去の大きな災害を教訓に「減災」の考え方を導入し、防火構造を備え、街路、空地等の防災空間が適切に配置された災害に強い都市構造の構築に努め、町民の安全な生活を支えるとともに、みなかみの歴史的資産を後世へと伝承する。

- (2) 災害に的確に対応できる体制の確立

災害による突発的な事態、あらゆる局面に即応できる柔軟かつ組織的な防災体制の確立を図るものとし、関係職員の迅速かつ的確な活動を促す初動体制の確立、情報収集体制の充実強化、不意に発生する災害にも対応可能な組織体制の構築、非常時の情報連絡伝達手段のバックアップ化等の施策を推進する。

また、町による対応が困難な事態に備え、県や自衛隊等への応援・派遣要請体制、他市町村との相互応援協定の充実に努める。

- (3) 災害に強い人と地域づくり

災害の被害を軽減する上で、町民や事業所の日ごろからの災害への備えや、災害発生時の的確な対応が重要な役割を果たす。また、行政の能力を超える甚大な災害の際には、町民、事業所、行政等の協力的かつ組織的な防災活動が不可欠となる。

あらゆる機会を活用し、町民・事業所等への防災意識の向上、防災対策の知識普及を図るとともに、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成強化を図り、自らの安全は自らで守ろうという意識に裏打ちされた、屈強な自主防災体制づくりに努める。

第6節 町民及び事業者の責務

1 町民の責務

町民は、自助・共助の意識に立って、災害時は相互に協力し、住家若しくは使用する建物の安全を図るものとする。

また、災害時に対応できるよう日常から備蓄を進めるものとする。

2 事業者の責務

事業者は、所有若しくは使用している施設について、法令に即した安全性の確保を図るとともに、救助用資機材の準備等、必要な対策を講じるものとする。

また、町・防災関係各機関が実施する防災事業の実施に積極的に協力するとともに、災害時には、事業活動を通して、最大限の対応を図り、周辺住民との連携及び協力に努めるものとする。

第7節 計画の点検・評価

町及び防災関係機関は、この計画の実効性を担保するため、毎年点検・評価を行い、修正の必要性を認めた場合は速やかに防災会議に諮り修正を行う。

第8節 計画の習熟・訓練

本町の各課及び防災関係機関等は、日頃から防災・減災についての調査、研究、教育、研修及び訓練等により、みなかみ町地域防災計画の習熟並びにこの計画に関連する諸計画の実現に努め、防災力の強化に努める。

また、町民の防災意識を高め、災害時に安全確保のため適切な行動がとれること及び地域における相互体制を確立するため、この計画の町民への周知を徹底する。

【第 2 部 災害予防対策計画】

【第2部 災害予防対策計画】

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる町土をつくる。
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する。
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める。
- 「自らの命は自らが守る」ための町民の防災活動を推進する。

特に町民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、町民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 水害対策

【総務課、地域整備課、河川・ダム・堤防・水門・農業用排水施設等の管理者、県】

1 治水対策の推進

町及び関係機関は、台風、集中豪雨、地震等により水防施設が崩壊し河川・水路の洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水防対策を実施する。

特に、地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

2 水防体制の充実

町は、消防団（水防団）と連携して、水防の訓練の実施、水防倉庫、資機材の整備・点検を行い、洪水への備えに万全を期する。また、気象台が発表する水防活動用の予報・警報について、町職員及び消防団員に周知を行うとともに、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、町民に対しても啓発を行うものとする。

さらに、災害リスクの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

3 浸水想定区域における避難確保措置

（1）洪水ハザードマップの普及

町は、国及び県が公表する河川が氾濫した場合の浸水予想区域について、ハザードマップを作成し、町民に周知を図る。

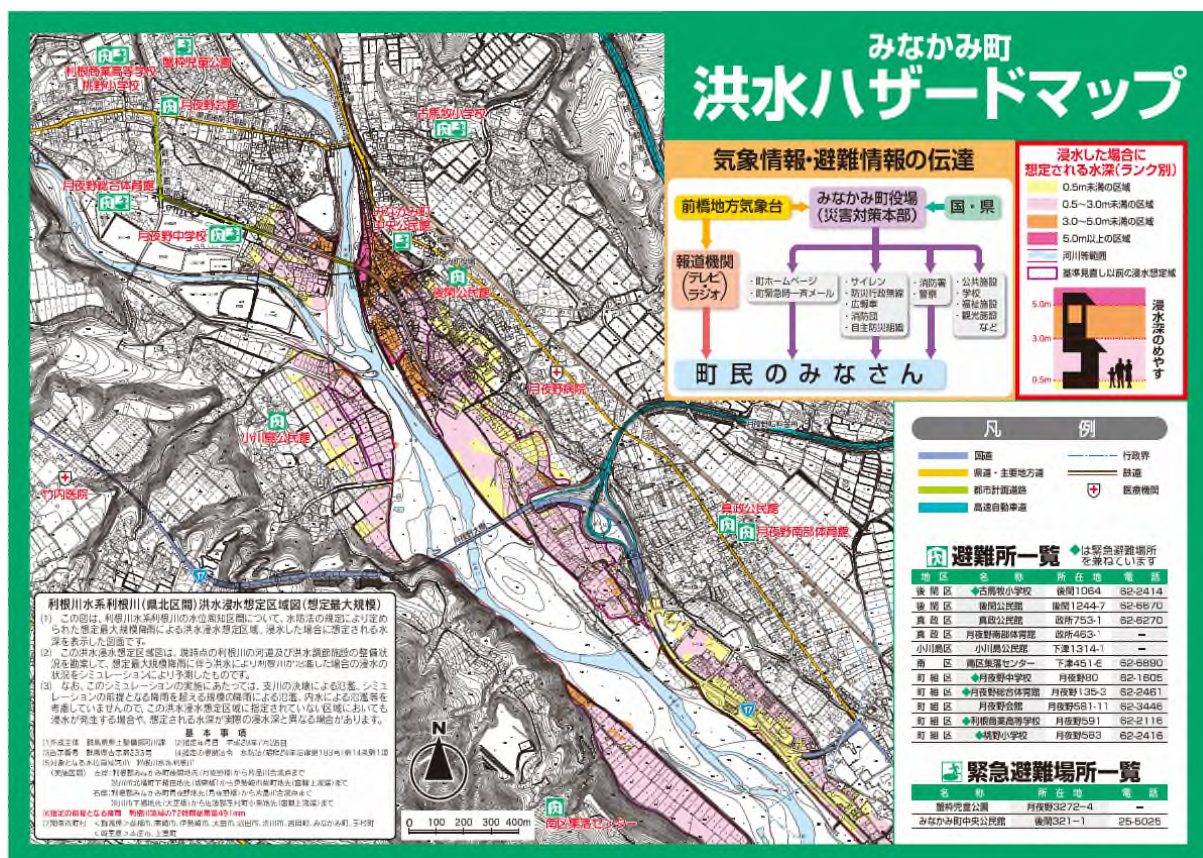
本町に係る部分の被害想定については、県土整備部河川課及び関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所が、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫、あるいは想定し得る最大規模の

降雨がダム上流域に生じ、その洪水がダムやダムの下流河川に流出した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定するとともに、浸水継続時間等を公表している。町内では一部で5.0m～10.0m未満の浸水区域も想定されている。町は、この洪水浸水想定区域を平成30年8月に町の洪水ハザードマップとして作成し、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすく水害リスクを提供しているほか、ダム下流河川における浸水想定を含む防災マップを公表予定である（令和5年2月現在）。

(2) 浸水想定区域対策

浸水想定区域における避難所その他避難確保のため必要な事項を、ハザードマップ、町ホームページ、町広報誌等により町民へ周知する。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項
- ③ 要配慮者利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等



みなかみ町洪水ハザードマップ（平成30年8月作成）

4 河川及びダム施設等の点検・整備

各河川管理者及びダム管理者等は、ダム施設及び水防施設の破損による故障・氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要施設及び主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

[治水・水利及び発電用ダム]

- ① 国土交通省管理 ・相俣ダム ・藤原ダム
- ② (独)水資源機構管理 ・奈良俣ダム ・矢木沢ダム
- ③ 東京電力(株)管理 ・小森ダム ・須田貝ダム
- ④ 東京発電(株)管理 ・赤三調整池ダム

5 ため池等整備事業等の推進

町は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成等により、町民等に適切な情報提供を図るものとする。

なお、町では令和3年7月現在で、17箇所のため池のハザードマップを作成し、町ホームページ等で周知している。

6 事業所・施設等の水防対策への参加

町及び河川管理者は、浸水予想区域の高齢者施設、大規模工場等に対し、当該施設の所有者等が利用者の避難を確保し、又は施設への浸水を防止する自主的な取組を促進するための措置を講ずるよう啓発を行うものとする。

第2節 土砂災害対策

【総務課、農林課、地域整備課、県】

1 砂防事業の推進等

町は、土砂災害危険箇所や山地災害危険地区について、国や県による「砂防指定地」「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」などの法指定を推進し、砂防事業や治山事業による防災工事を推進する。

2 警戒避難体制の強化

(1) 土砂災害警戒区域対策

町は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が指定された場合、町民に周知を図るとともに、関係機関と協力して災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

(2) ハザードマップの作成

町は、土砂災害等の危険箇所について、ハザードマップの作成・配布等により町民に周知する。特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情

報の伝達方法、急傾斜地の崩落等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、ハザードマップ等を活用して町民に周知する。

3 宅地の安全対策

町は、盛土による災害防止に向けた国の総点検を踏まえ、危険が確認された盛土については各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

また、町は、国の総点検を踏まえて県が実施する宅地造成の災害防止に関する指導に対して、必要に応じて協力し、災害発生の未然防止に努めるものとする。

大規模に盛土造成された宅地については、その分布状況や、地盤調査、地盤補強、地盤改良等の実施状況を公表し、宅地の安全性強化に関する啓発に努めるものとする。

第3節 雪害対策

【総務課、地域整備課、生活水道課、町民福祉課、教育課、各支所、県、県警察、消防機関】

1 雪害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

2 雪崩対策施設の整備

町、県（砂防課・森林保全課）及び国（関東地方整備局、関東森林管理局）は、民家、学校、病院等について、雪崩による災害を防止するため、それぞれの管轄区域の雪崩危険箇所において、予防柵、防護柵、階段工、土塁工、雪崩防止林等雪崩対策施設の整備を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

3 雪に強い道路の整備

道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備を行うよう努めるほか、次の道路整備を進めるものとする。

- (1) 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵、スノーシェッド等の設置
- (2) 消融雪施設、流雪溝等の設置
- (3) 堆積帯及びチェーン着脱帯の確保

4 道路の除雪体制の整備

- (1) 道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

- ア 除雪資機材の整備
- イ 排雪場所の確保
- ウ 融雪剤の備蓄

- エ 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪基地の整備
 - オ 除雪要員の確保
 - カ 所管施設の緊急点検
 - キ 予防的な通行規制による集中的な除雪
 - ク オペレーターの確保及び除雪技術向上の取り組み
- (2) 集中的な大雪に対しては、道路管理者及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (3) 町は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

5 除雪の優先順位

道路管理者は、緊急輸送道路を優先に除雪を実施するとともに、孤立集落が発生するおそれがある地域等を考慮し、各道路管理者間で連携し、道路の除雪優先順位と応援体制のルールを定めておくものとする。また、歩道について優先的に除雪する区間をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

6 道路の通行規制

- (1) 道路管理者は、降雪時において車両が通行不能となる前に必要に応じ、通行規制を実施できるよう、体制整備に努めるものとする。また、迅速かつ円滑に通行規制を実施するため、各道路管理者間で連携し、通行規制の実施基準を設定するよう努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、山間地道路において、大雪時には早期に通行止めとし、車両の立ち往生等を防ぎ、除雪作業を迅速かつ効率的に進めるため、県警察と連携し、大雪による事前通行止めのルールを定めるものとする。

7 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

本町山間部の多雪地帯には、一人暮らし高齢者世帯の割合が高く、豪雪時には、個人による除雪作業が順調に進まないことが想定される。また、この状況は、障害者世帯や母子家庭についても同様であり、さらに今後は、除雪の担い手のいない空き家の増加も予測される。個人では対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業については、民生委員、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには、町や事業者による対応も必要となってくる。

町は、平時から、孤立する可能性のある集落を周知するとともに、豪雪を想定した地域住民等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを地区防災計画の作成を通じて進めるものとする。

また、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。

8 町民に対する防災知識の普及

町、県警察及び消防機関は、防災週間、防災等関連行事等を通じ、町民に対し、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

【雪害時の心得】

雪害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

- ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- 計画的・予防的な通行規制を確認する。
- 不要不急の外出・道路利用は見合わせる。
- 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン・携帯トイレ、スコップ、スクレーパー、飲食料及び毛布等を持っていくよう心掛ける。
- エンジンのかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。
- カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
- 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めを着用するとともに、複数で作業を行うなどに留意する。
- 事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等を確認する。
- 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
- 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
- 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。
- 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。
- 協力しあって応急救護を行う。
- 水道管の破裂に注意する。

第4節 避難場所・避難所・避難路の整備

【総務課、地域整備課、教育課、避難施設管理者】

1 避難場所及び避難所の整備

町は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、避難所や避難場所について地震、洪水、土石流、がけ崩れ等の異常な現象の種類ごとに避難する避難場所及び避難所の指定を行う。

また、広域避難を想定して、緊急物資等の送付先となる避難所や町外からの広域避難民の受入れ場所等をあらかじめ指定する。

3 避難路等の整備

町は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる町道、都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

第5節 建築物の安全性の確保

【総務課、地域整備課、教育課】

1 防災上重要な施設の堅牢化

町及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅牢化を図るものとする。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（みなかみ町役場、及び水上支所、新治支所）
- (2) 応急対策活動の拠点施設（町の事務所、警察署、消防署等）
- (3) 救護活動の拠点施設（保健福祉センター、病院等）
- (4) 避難施設（学校、体育館、公民館等）
- (5) 社会福祉施設（介護保険施設、障害者支援施設等）
- (6) 不特定多数の者が使用する施設

2 建築基準の遵守指導

町は、住宅をはじめとする建築物の風水害及び雪害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

3 強風による落下物対策

町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 空き家等の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第6節 ライフライン施設の機能の確保

【総務課、地域整備課、生活水道課、ライフライン事業者、廃棄物処理事業者、公共機関】

1 ライフライン施設等の機能確保設備の防災化

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、町民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与え、るとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、ライフライン事業者は、次によりライフライン施設の機能確保を図るものとする。

ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- (2) 町及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町その他防災関係機関は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床(ベッド)、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、町民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等が協働して取り組むものとする。

また、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。また、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

※避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

第1節 避難誘導体制の整備

【総務課、町民福祉課、観光商工課、避難施設管理者、その他施設管理者】

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 町は、警報等を町民、水防管理者等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを確認しておくものとする。
- (2) 町は、警報及び避難指示等の内容を町民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、有線放送、同報系無線、広報車等の整備を図るものとする。
- (3) 町は県と連携し、様々な環境下にある町民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート

(災害情報共有システム)の活用や、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ(ワンセグ放送を含む。)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、携帯電話(防災Infoみなかみ配信システム、みなかみ町緊急時一斉メール、緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

- (4) 町は、県やライフライン事業者と協力し、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 町は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (3) 町は、消防機関、管轄警察署(沼田警察署)等と協議して避難指示等の発令区域・タイミング・指定避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画を作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容らの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(分散避難)を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (5) (3)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
- ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う基準
 - イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法
 - ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - エ 避難経路及び誘導方法
- (6) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (7) 町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について、県、河川管理者、水防管理者、前橋気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。
- なお、作成にあたり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き避難(水平避難)を考慮した内容とする。
- また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。
- (8) 町は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (9) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する

ものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、国及び県の助言を得ながら、必要に応じて見直すものとする。

- (10) 町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町域を分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、国及び県の助言を得ながら、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- (11) 町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- (12) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (13) 不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- (13) 町は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等において、県及び施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

3 避難誘導訓練の実施

町は、消防機関、警察機関等と協力して町民の避難誘導訓練を実施するものとする。

4 避難場所及び避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、町民に対し次の事項を周知するものとする。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う基準
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の心得

5 案内標識の設置

- (1) 町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害

種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。また、内容、色彩、形状等については、色覚障害者や日本語の理解が十分でない者などの要配慮者に配慮する。

(4) 町は県と連携し、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮等

- (1) 町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町との間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

7 観光客の避難体制の整備

町の主要産業である観光産業は、地域経済の活性化や雇用の創出、消費・滞在による観光収入等への波及効果など、直接的、間接的に地域経済に大きく貢献する極めて重要な産業である。

そのため、観光産業に負の影響を与える災害に対して、迅速かつ確実に実施できる体制を整備するとともに、被害軽減のための事前対策を実施する必要がある。

(1) 体制の整備

平常時において観光客と接しているのは「観光事業者」であり、災害時においても観光事業者が観光客の避難誘導等の対応をせざるを得ない状況となる。そのため、町は、観光事業者が持つ災害時における不安や要望等を把握するとともに、課題解決への支援策について検討する。

そのため、平常時から町観光協会等の観光関連団体と定期的に情報交換を行い、災害時における連絡体制を整備しておく。

(2) 観光客への支援対策

ア 町の対策

① 情報提供体制

町は、多言語又はやさしい日本語による広報、SNS の利用等により、日本語が理解できない者に配慮した情報伝達体制の整備に努める。また、語学ボランティアの登録に努めるものとする。

② 避難誘導対策

避難所・避難路の標識について、多言語、ピクトグラム等を付記するなど、外国人を含む旅行者等にも容易に判別できる標示とする。

③ 一時滞在施設の確保

町は、観光客数に応じた一時滞在施設の確保を行うものとする。不足する場合は、旅館・ホテルとの協定締結により避難者の受入れ施設を確保するなど、一時滞在施設の確保を検討する。

④ 帰宅支援対策

災害時に旅行者の早期帰宅を図るためには、迅速な公共交通機関の運行状況の把握や、運行している主要駅や空港等へ避難者の輸送等を行うことが必要である。そのため、平常時からバス・タクシー等との協定の締結について検討する。

⑤ 県との連携

町は、これらの旅行者対策について適宜県と協議しながら進めるとともに、対策の実施状況

について県へ報告を行うものとする。

イ 観光事業者の対策

①備蓄の促進

旅館・ホテル等の観光事業者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておく等宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食料、飲料水の備蓄を行うものとする。

②避難誘導対策

災害時における外国人等を含む観光客の安全確保を図るため、災害時の行動や、情報収集先等を多言語で明記した「災害発生時のしおり」等を観光客に配布するなど、周知を図るものとする。

③事前対策、事業継続計画の作成

各事業者は、災害時における観光客等の安全確保及び各施設の被害軽減を図るため、各施設等の耐震化対策を促進する。また、事業継続計画を作成し、被災した場合においても、早期に事業復旧を図ることのできるよう努めるものとする。

8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

町は、県及び保健所設置市の保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。

第2節 災害危険区域の災害予防

【総務課、農林課、地域整備課、県】

1 災害危険区域の種類

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| (1) 土木関係 | (2) 治山関係 | (3) 農地関係 |
| ア 重要水防箇所 | ア 山腹崩壊危険地区 | ア 地すべり危険箇所 |
| イ 浸水想定区域 | イ 地すべり危険地区 | |
| ウ 土石流危険渓流 | ウ 崩壊土砂流出危険地区 | |
| エ 急傾斜地崩壊危険箇所 | エ なだれ危険箇所 | |
| オ 地すべり危険箇所 | | |
| カ 土砂災害警戒区域 | | |
| キ 土砂災害特別警戒区域 | | |
| ク 雪崩危険箇所 | | |

2 町民等に対する危険性の周知

- (1) 町は、町民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努めるものとする。

また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施するものとする。

- (2) 町は、鉄砲水による水難事故を防止するため、過去の災害履歴等から鉄砲水が発生するおそれの大きい溪流について、危険性を周知する看板の設置や周辺宿泊施設へのチラシの配布など、入

山者への注意喚起に努めるものとする。

3 県等から町に対する情報の提供

県、関東地方整備局及び関東森林管理局は、危険箇所の位置、危険度等を把握し、町に対し警戒避難体制の整備に必要な情報を提供するものとする。

4 県が行う土砂災害特別警戒区域内の制限等

県は、土砂災害特別警戒区域において、以下の措置を講ずる。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全対策の推進
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

5 浸水被害拡大防止用資機材の備え

町、県、関東地方整備局及び関東農政局は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

6 警戒避難体制の整備

- (1) 町は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、町民に周知させるよう努めるものとする。
- (2) 町は、『水防法』に基づき、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、町民に周知させるよう努めるものとする。
- (3) 町は、浸水想定区域内に地下街等（商業施設、地下駐車場等の地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (4) 町は、県、河川管理者及び前橋气象台と連携して、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難指情報の判断・伝達マニュアル」の作成に努めるものとする。

7 ハザードマップの作成

- (1) 町は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地を町民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、町民等に配布するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努めるものとする。

なお、配布に当たっては、町民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「警戒レベル4」で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (2) 町は、地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「警戒レベル4」で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

8 要配慮者への配慮

- (1) 町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 町は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

9 防災まちづくりの推進

- (1) 町は、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- (2) 町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

る。なお、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

- (3) 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (4) 町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 町は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

第3節 災害未然防止活動体制の整備

【総務課、地域整備課、農林課、消防機関、県、道路管理者、ダム・河川・農業用排水施設管理者、下水道管理者、前橋地方气象台、鉄道事業者】

1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

2 水防活動体制の整備

水防管理者は、平常時から水防活動の体制整備を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

3 ダム等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用排水施設管理者等、下水道管理者等ダム、せき、水門、ポンプ場等の管理者は、これらの施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

4 大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ県及び町その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

5 鉄道の安全運行体制の整備

鉄道事業者は、台風の接近・上陸時等における安全確保のための計画的な運転の休止に備え、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・町への情報提供の

仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県及び町との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

6 気象情報の効果的利活用体制の整備

前橋地方気象台は、発表する特別警報・警報・注意報、気象情報が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準設定等防災体制の整備に役立つよう、県と連携しつつ町に対する助言に努めるものとする。

併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。

第4節 気象・水象観測体制の整備

【総務課、前橋地方気象台】

1 気象・水象観測の充実

- (1) 前橋地方気象台は、台風・前線の活動等の動向を観測するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- (2) 前橋地方気象台、関東地方整備局及び県(河川課)は、雨量、出水の程度等の気象、水位等の水象を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- (3) 町その他防災関係機関においても、気象及び水象の観測に努めるものとする。

2 気象観測の精度の確保

気象観測の実施機関は、観測精度を確保するため、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行うものとする。

3 観測値の共有

気象観測又は水象観測の実施機関は、必要に応じ相互に観測値を交換するとともに、他の防災関係機関に対し、積極的に観測値を提供するものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

【総務課、県、その他の防災関係機関】

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるため、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実に努めるものとする。

2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町その他防災関係機関は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 町その他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。
- (2) 町は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (3) 町は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (4) 町は県と連携の上、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

4 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 町その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。
 - (2) 町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。
 - (3) 町その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D※）に集約できるよう努めるものとする。
- ※ 基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management

5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第6節 通信手段の確保

【総務課、県、電気通信事業者、その他の防災関係機関】

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、町、県、電気通信事業者その他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

町、電気通信事業者その他防災関係機関は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

2 災害時優先電話の指定

町その他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

3 代替通信手段の確保

町その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 群馬県防災情報通信ネットワークの活用

町は、群馬県防災情報通信ネットワークの端末局の運用体制を強化する。

(2) 通信施設の整備

緊急時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

ア 町防災行政無線の整備充実

イ 災害時優先取扱電話の指定

ウ 消防無線の整備充実

エ デジタル移動無線システムの導入

オ 衛星携帯電話

カ 公共安全LTE（P S-L T E）

(3) 整備項目

ア 移動系無線機、車載型無線機の増強

イ 防災相互通信用無線の整備増強

ウ 有線通信設備（災害時優先取り扱い電話等）の整備

エ 機器の転落防止、予備電源等の整備

4 通信の多ルート化

町及び県(危機管理課)は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市町村防災無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

なお、県においては、防災行政無線について、地上系基幹路の大容量化及び衛星系(地域衛星通信ネットワーク)の整備を進めているところであり、衛星系には画像伝送システムを導入し、被災現場から被害の映像を伝送できることとなっている。

5 通信訓練への参加

町その他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

第7節 職員の応急活動体制の整備

【総務課】

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県及び町の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

- (1) 町は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
 - ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
 - イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
 - ウ 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

- (1) 町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

3 職員の応急活動体制の整備

町は、地域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る応急活動体制の充実、整備を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制、勤務時間外における参集体制の整備を図る。

(1) 町の組織体制の整備

ア みなかみ町災害警戒本部

総務課長は、町内に気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、地面現象）が発令され警戒が必要な場合、又は警戒を必要と認めた場合において、災害情報の収集、災害予防及び災害応急対策を実施するため、警戒本部を設置する。

イ みなかみ町災害対策本部

町長は、気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、地面現象）が発令され災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、防災の推進を図るため、災害対策本部を設置する。

なお、県が現地災害対策本部を設置した場合は、県現地災害対策本部と連携して、災害応急対策を実施する。

(2) 町の動員体制の整備

ア 職員の配備基準

町長は必要に応じ、災害対策本部の各号配備を指令する。

配備内容、人員については、第3部第3章第1節第2項「職員配備計画」に定めるところによる。

イ 勤務時間外における動員体制

(ア) 主要防災職員への早期情報伝達

防災担当職員等に専用通信端末を携帯させるなど、情報伝達の迅速化を図る。

(イ) 緊急登庁指定職員の指名

激甚災害等により、職員の車両等による登庁が不能あるいは著しく困難な場合に備え、徒歩30分以内（居住地と本庁の距離が概ね2キロメートル以内）で登庁できる職員を指定する。

緊急登庁職員に指定された職員が勤務時間外において災害発生により登庁した場合には、災害対策本部（本部が設置されていない場合は総務課）に出頭し、本部長（本部長が登庁していない場合は総務課長）の指揮を受け、所属する課の業務に関係なく応急初動措置を行うものとする。

(3) タイムラインの作成

町は、水害及び土砂災害の発生を前提に、防災関係機関が「いつ」「誰が」「何をするのか」を明確にしたタイムラインの作成に努める。警察や消防等の防災関係機関と連携して作成する。

第8節 防災関係機関の連携体制の整備

【総務課、県、県警察、消防機関、その他の防災関係機関】

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

1 町における受援・応援体制の整備

- (1) 町は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。
また、町は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。
- (2) 町は、避難指示等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋气象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- (4) 町は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れに努めるものとする。
- (3) 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 消防機関における応援体制の整備

- (1) 消防機関は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。
なお、本県では、昭和50年に県内の全消防本部（11本部）が相互応援協定を締結している。
- (2) 消防機関は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 一般事業者等との連携体制の整備

町その他防災関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとする。

4 建設業団体等との連携体制の整備

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

5 救援活動拠点の整備

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

6 円滑な救助の実施体制の構築

町は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第9節 防災中枢機能の確保

【総務課、町民福祉課、学校教育課、生涯学習課、消防機関、電気事業者】

1 防災中枢機能の整備

- (1) 町は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

町、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点の整備

- (1) 町は、地域における災害活動の拠点として、災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所及び避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。
- (3) 町は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点としての機能強化に努めるものとする。

4 防災中枢機能の確保

町(総務課)は、次により防災中枢機能を確保するものとする。

- (1) 町本庁舎に災害対策本部室を設置する。
- (2) 同室において、次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。
 - ア 防災行政無線(戸別受信機を含む。)
 - イ 群馬県防災情報通信ネットワークシステム
 - ・衛星系システム
 - ・地上系システム
 - ・震度情報ネットワーク
 - ウ 防災地図情報
- (3) 町庁舎には、非常用電源を備える。
- (4) 町庁舎が使用不可能となった場合に備え、「みなかみ町月夜野農村環境改善センター」を代替施設とし、災害対策本部室、非常用食料・資機材備蓄倉庫、広域集積場所、避難場所及び給水施設としての機能を付与する。

5 公的機関等の業務継続性の確保

町では、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)を作成し、業務継続性の確保を図っている。

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

6 大規模停電発生時への備え

町は、無停電発電装置の設置を推進するとともに、重要度に応じた緊急電源のシーケンサ(分電の優先順位)を行う。

また、町は県や電気事業者等と連携のうえ、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院や社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備

蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

町は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

第10節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

【総務課、町民福祉課、子育て健康課、学校教育課、生涯学習課、消防機関、医療機関、町民】

1 救助・救急活動体制の整備

町及び利根沼田広域消防本部は、大規模災害時において、同時に多数の要救助者や負傷者が出ることとを想定し、救急・救助活動が円滑に行えるよう、消防関係機関、医療関係機関、自主防災組織等と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、平時から、救助用資器機材の整備や救護知識の習得等物的及び人的両面からの活動体制の整備に努める。

(1) 救助・救急用資器機材等の整備

- ア 消防機関及び町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。
- イ 高規格救急車の整備充実及び救急救命士の養成
- ウ 消防署、消防団詰所及び地域への救助資器機材の整備
- エ 自主防災組織等への救助用資器機材整備の啓発

(2) 講習会・訓練等の実施

- ア 町職員・消防団員への各種救命講習会・訓練の実施
- イ 学校・職場等での各種救命講習会の開催啓発
- ウ 自主防災組織・地域での各種救命講習会の開催啓発

2 消火活動体制の整備

(1) 消防水利の多様化

町は、災害による火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 関係機関との連携強化

町は、消防団詰所等に救助・救急用資機材の配備を行い、消防団、自主防災組織を中心に防災関係機関・地域住民の協力を得て、発災初期の救助、救急活動を行うことのできる体制を整備する。

また、平常時から地域住民に対して、救助方法及び応急手当等の指導や定期的な訓練を実施し、地域での救助・救出体制を強化する。

(3) 消防用機材・資機材の整備

町は、消防団詰所等に救助・救急用資機材の配備促進に努める。

3 医療活動体制の整備

(1) 医薬品、医療資機材の備蓄等

町、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

(2) 消防機関と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報の情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

イ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な施療の観点では被災地に近い医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。

ウ 町及び県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(3) 災害医療の研究

日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進するものとする。

(4) こころのケア体制の整備

災害時のこころのケアを実施するために、県（障害政策課）との連携を図るとともに、医療機関との連携により、専門職の確保に努める。

第11節 緊急輸送活動体制の整備

【総務課、地域整備課、道路管理者、県、県警察、消防機関】

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

町及び県（危機管理課）は、町有施設またはその他の民間事業者の管理する施設等、災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、町及び県(消防保安課)は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び町民等に周知するものとする。

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

(1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県(道路管理課・道路整備課・都市計画課・危機管理課・医務課)は、県警察(沼田警察署)、道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上を図るものとする。

(2) 県においては、次の緊急輸送道路を指定している。

ア 第1次緊急輸送道路

- ・群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路
- ・県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道
- ・これらの路線と第1次防災拠点を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

- ・県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路
- ・第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

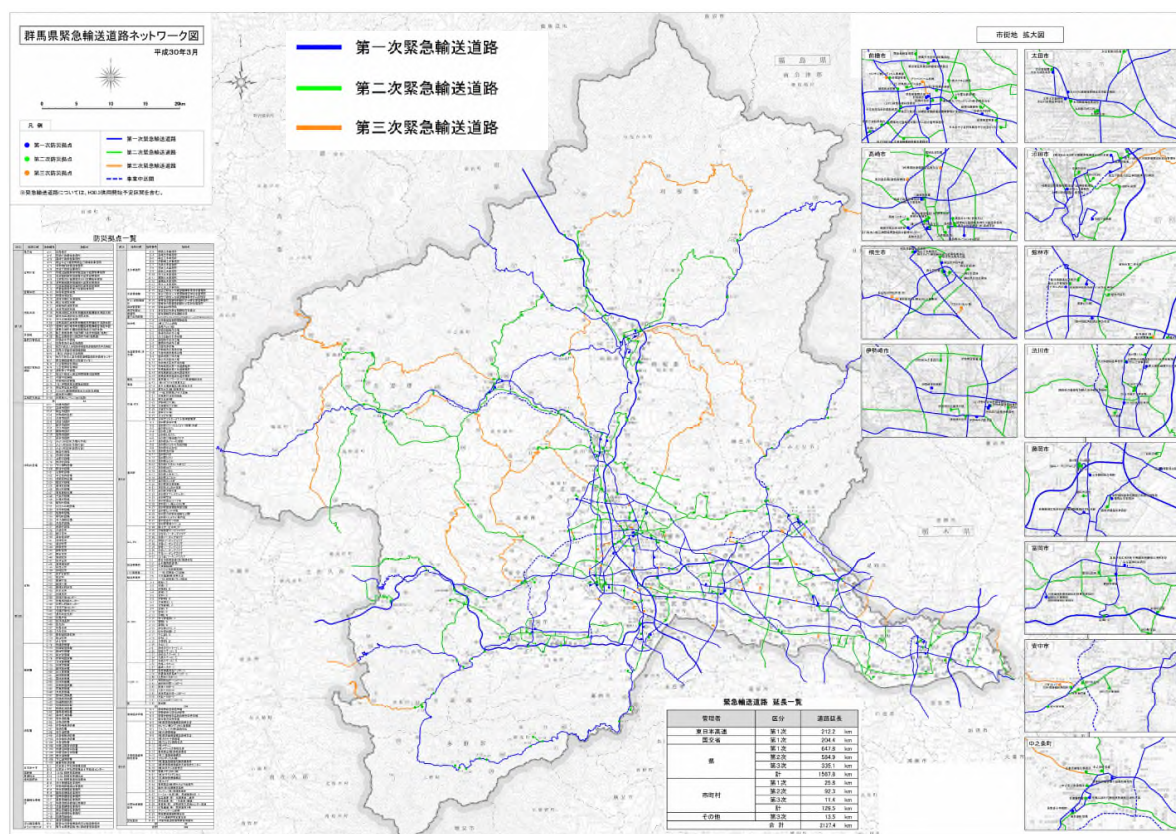
第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

(3) 県指定の緊急輸送道路の指定状況は、次図のとおりである。

(4) 町指定の緊急輸送道路

町は、県指定の緊急輸送道路から主要集落へ通ずる町道について、必要に応じて緊急輸送道路を指定する。

第2部 災害予防対策計画
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え



緊急輸送道路指定路線図

出典：群馬県ホームページ「群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成30年3月）」

4 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

5 道路交通管理体制の整備

- (1) 沼田警察署は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 沼田警察署は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。
- (4) 沼田警察署は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機電源付加装置の整備等の信号機減灯対策を推進するものとする。

6 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

7 運送事業者等との連携

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等との協定の締結などにより、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。

8 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

第12節 避難の受入体制の整備

【総務課、町民福祉課、子育て健康課、地域整備課、学校教育課、生涯学習課、避難施設管理者】

1 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造物上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所については、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

ア 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

併せて、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、町は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 避難所における生活環境の確保

ア 町は、指定避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

イ 町は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、避難者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備や、プライバシー確保のためのパーティションのほか、快適な避難生活のための物資の確保に努めるものとする。

加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備や、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

ウ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

オ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、「みなかみ町感染症対応避難所開設及び行動マニュアル」に基づき、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係部局の連携により必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人

等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。

(6) 運営管理に必要な知識の普及

町は、町民への避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(7) 福祉避難所

ア 町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難である要配慮者（生活に特別な配慮が必要な方、具体的には高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者、医療的ケアを必要とする方など）のため、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

ウ 町は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

3 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

町は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

町は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

町は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

【総務課、生活水道課、町民福祉課、避難施設管理者、町民】

1 備蓄計画

- (1) 町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋及びその他の関連資機材の備蓄を推進するとともに、一般事業者等の協力を得て、災害時の調達体制をあらかじめ構築しておくものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- (5) 町は、各家庭において最低3日分（推奨1週間分）の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、町民に対し啓発を行うものとし、町民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 飲料水の確保

町は、町民と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 補給水利の確保
補給水利として町内の浄水場、配水池の水を応急給水の水源として確保する。
また、そのバックアップ体制として次の措置を行う。
ア 長期保存水等の備蓄
イ 状況に応じてプール等の水を簡易浄水装置により浄化し、応急給水を行う。
- (2) 応急給水拠点等の整備
ア 災害時には被害状況に応じて、町内各所の消火栓を応急給水拠点として活用する。
イ 浄水場に応急給水所を設置し、浄水場を基地とする給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。
ウ 拠点給水は、原則として避難所や浄水場等において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域の中心となる公共施設等を拠点とし、給水タンクや仮設給水栓による応急給水を行う。
エ 浄水場においては、応急給水所及び給水拠点としての整備を図る。
- (3) 応急給水用資機材等の整備
高圧給水タンク車・給水タンク・仮設給水栓・携行缶・非常用飲料水袋等の応急給水資機材の整備充実を図る。
- (4) 応急給水マニュアルの整備
応急給水マニュアルを整備する。
- (5) 相互応援体制の整備
迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、町、県内市町村及び県は相互に協力するものとする。

3 食料・生活必需品の確保

災害時における食料、生活必需品の確保は、被災者に対する急務の問題である。そのため、町その他防災関係機関は、その確保体制の整備を図るものとする。

また、備蓄にあたっては、要配慮者や男女双方の特性に対応できる物資の確保に努める。

(1) 備蓄

災害時には、一時的に流通機構が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき食料や生活必需品の確保が困難になることが予想される。また、断水や停電、ガス停止等が発生すると多くの家庭で食事のための調理ができなくなることが予想される。

町は、このような事態に備え、必要な食料及び寝具その他の生活必需品を確保する。

[町が備蓄する主な物資]

- ・飲料水
- ・米穀、缶詰等食料
- ・災害用毛布・寝袋

(2) 備蓄・供給体制の整備

ア 町

- (ア) できる限り避難所若しくはその周辺での備蓄倉庫の確保
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 民間業者との協定の推進
 - a 主食、副食、日用品等の関係業者と協議し、事前に調達に関する協定を締結する。
 - b 事前に調達に関する協定を締結した場合、定期的な物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。
- (エ) 供給体制の整備

イ 事業者との協定により、災害時に調達できる体制を整えておくもの

- (ア) 精米、即席麺等の主食
- (イ) 野菜、漬物、菓子類等の副食
- (ウ) 被服（肌着等）
- (エ) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (オ) 光熱用品（L P ガス、L P ガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (カ) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- (キ) 医薬品等（常備薬、救急セット）
- (ク) 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、補聴器、点字器等）
- (ケ) 棺桶、遺体袋等
- (コ) ローソク、懐中電灯等照明器具
- (サ) テント
- (シ) 簡易トイレ
- (ス) 浄水装置 等

4 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

町は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第14節 広報・広聴体制の整備

【総務課、総合戦略課、ライフライン事業者、報道・放送機関、その他の防災関係機関】

1 広報体制の整備

- (1) 町、ライフライン事業者等は、大規模停電時も含めて、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。(例：下記)

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
町民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容	各種相談窓口
避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区	町民の安否
避難時の注意事項	スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。(例：下記)

テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、有線放送、同報系無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、町ホームページ、みなかみ町緊急時一斉メール、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(防災Infoみなかみ配信システム、みなかみ町緊急時一斉メール、緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等
--

エ 広報媒体の整備を図る。(例：下記)

広報車、同報系無線(戸別受信機)、携帯電話(防災Infoみなかみ配信システム、みなかみ町緊急時一斉メール、緊急速報メール機能)、Lアラート(災害情報共有システム)等
--

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

- (2) 報道機関及び放送機関は、大規模停電時も含めて、災害情報を常に町民に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。
- (3) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

町、ライフライン事業者その他防災関係機関は、町民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

町は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第15節 二次災害の予防

【総務課、地域整備課、県】

1 被災宅地危険度判定について

- (1) 町は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、町民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

第16節 複合災害対策

【総務課、地域整備課、県警察、消防機関、公共機関、その他の防災関係機関】

1 複合災害への備え

町その他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

町その他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

町その他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第17節 防災訓練の実施

【総務課、県、消防機関、その他の防災関係機関】

町は、県、自衛隊等国の機関、その他防災関係機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

町は、災害応急対策の円滑な実施を確保するため、防災関係機関、民間企業及び町民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

また、町は、毎年県で実施する「群馬県総合防災訓練」へ参加する。その概要は次表のとおりである。

主催	県及び12市(持ち回り)
訓練会場	12市内(持ち回り)
参加・協力機関	県、警察本部、関係市町村、関係消防本部・消防団・婦人消防隊・婦人防火クラブ、水防協力団体、関係自主防災組織、陸上自衛隊第12旅団、指定地方行政機関、ライフライン関係機関、日本赤十字社群馬県支部、NPO・ボランティア団体、地元住民、県・市との協定締結先機関、その他関係機関
訓練内容	関係機関の連携体制の強化及び防災意識の高揚を図る実践的な訓練として通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練

2 町職員の災害対応訓練

町は、災害に対する意識の高揚並びに災害時の迅速な対応に資するため、町職員に対して次に例示する災害対応訓練を行う。

ア 非常招集訓練 ウ 避難訓練 オ 非常通信訓練
イ 消防訓練 エ 水防訓練 カ 応急復旧訓練

3 公共施設等の防災訓練

公共施設等の防災訓練は、それぞれの公共施設等ごとに行い、施設利用者及び施設職員に災害に対する意識を高揚させ、災害時に迅速な対応が行えるよう繰り返し訓練を行うものとする。

4 要配慮者利用施設の防災訓練

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時等の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。

5 感染症対策に配慮した防災訓練

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

6 地域における防災訓練

防災意識の高揚等を目的に、自主防災組織や自治会は、地域の実情に応じた防災訓練を実施する。また、町はこれらの訓練を可能な限り支援する。

7 消防訓練

町は、消防活動の円滑な遂行を図るため、関係機関と協力し、消火、救出救助、避難誘導等の訓練を実施する。

8 広域的な訓練の実施

町及び県は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

9 図上訓練の実施

町その他防災関係機関は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため、図上訓練を適宜実施するものとする。

10 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 町その他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3章 町民等の防災活動の促進

災害から町民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。町民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、町民には、災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、町や県が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、町その他の防災関係機関は、気候変動の影響も踏まえつつ時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、町民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開

【総務課、町民】

災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開する必要がある。

1 防災（減災）活動へのより広い層の参加

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
 - ・地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
 - ・ハザードマップの確認や家具の固定など
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がり推進
- (4) 防災教育の充実
 - ・学校教育の充実
 - ・大学生の課外事業の促進
 - ・一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供
 - ・公民館の防災講座の開催
 - ・消防団員等が参画する学習といった実践的なでの体験学習など
- (5) トップから一人一人までの参加者への動機づけ

2 簡明な手段による正しい防災知識の提供

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
 - ・実写やシミュレーション映像の活用
 - ・過去の災害体験談の収集、活用
 - ・郷土の災害史の継承
 - ・防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

3 企業や家庭等における安全への投資の促進

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) ビジネス街、商店街における防災意識の醸成
- (3) 事業継続計画（BCP）への取組の促進

4 より幅広い連携の促進

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、大学、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

5 町民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的实践

- (1) 住民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) インセンティブの拡大の検討

第2節 防災思想の普及

【総務課、学校教育課、県、県警察、消防機関】

1 防災知識の普及

町、県警察及び消防機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 風水害及び雪害の危険性
- (2) 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動
- (3) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。
- (4) 早期避難の重要性
- (5) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- (6) 家庭防災会議の開催
 - 災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。
 - ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。）
 - イ 家族間の連絡方法
 - ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認（避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、

- それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。)
- エ 安全な避難経路の確認
 - オ 非常持ち出し品のチェック
 - カ 自動車へのこまめな満タン給油
 - キ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄
 - ク 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難方法
 - ケ 気象情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の避難情報の入手方法
 - コ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - サ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (7) 非常持ち出し品の準備
- ア 非常用食料・飲料水（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）
 - イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
 - ウ 救急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等）
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
 - カ 衣類（下着、上着、タオル等）
 - キ 感染症対策用品（マスク、消毒液、体温計等）
- (8) 避難時の留意事項
- ア 崖や川べりに近づかない。
 - イ 避難方法
 - ・徒歩で避難する。
 - ・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起り易いので、すばやく判断し避難する。
 - ウ 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - エ 避難協力
自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。
- (9) 正しい情報の入手
- ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
町、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (10) 電話・通信に関する留意事項
- ア 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。
- (11) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (12) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (13) 災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底

2 理解しやすい防災情報の提供

町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 学校教育による防災知識の普及

町は、教育活動の全体を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童・生徒の防災意識の高揚を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 学校行事としての防災教育

町は、学校における防災教育を、安全教育の一環として学級活動ホームルームや学校行事を中心に行う。特に、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練、消防団員等が参画する学習といった実践的な体験学習を実施する。

(2) 教科目による防災教育

町は、社会科や理科の一環として、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等について ICT 等を活用した教育を行う。また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

町は、教職員に対する防災研修（災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修など）を行い、防災に対する意識の啓発を図る。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、町民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

5 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

町は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、「いつ」、「だれが」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

6 防災訓練の実施指導

町、県警察及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、町民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

7 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

9 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものとする。

10 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 町民の防災活動の環境整備

【総務課、町民福祉課、県、県警察、消防機関、事業者】

1 消防団（水防団）、自主防災組織の育成強化

(1) 消防団（水防団）の育成強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

また、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。さらに、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

(2) 自主防災組織の育成強化

町は、自主防災組織の活性化を目指し、次によりその育成強化を図るものとする。

ア 防災知識の普及啓発、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

ウ 町は、防災士等有資格者や有識者等を積極的に活用し、自主防災組織等による地域の防災活動の活発化を図るものとする。

エ 自主防災組織のリーダーをサポートする人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、町は、県が開催する、防災士資格取得試験の受験資格が取得可能な講座への町民の参加を促進し、計画的に「防災士（ぐんま地域防災アドバイザー）」の養成を行う。

(3) 自主防犯組織の育成強化

町は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町及び県は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

町及び県は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

町及び県（県民生活課）は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネーター等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

町の関係各課及び県は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

町及び県は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める

ものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐災害化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町や県が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

- (1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

- ア 従業員の防災教育
- イ 情報収集伝達体制の確立
- ウ 火災その他災害予防対策
- エ 避難体制の確立
- オ 防災訓練の実施
- カ 応急救護体制の確立
- キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
- ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、町や県が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ町や県と協定を締結するなど、平時から町や県との連携に努める。

また、町及び県は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行うものとする。

- (4) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (5) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

- (6) 町、県及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、町は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

- (7) 町は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

- (8) 町防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。
- (9) 町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するものとする。また、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。
- (10) 町防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。
- (11) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (12) 町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (13) 町及び県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画の作成）

- (1) 町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 地区防災計画の作成に当たっては、必要に応じ、防災士等有資格者等の活用、並びに町による地域への協力等を行うものとする。また、町は、地区防災計画の作成を通じて、地域防災力の向上が図られるよう支援する。
- (4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前

第2部 災害予防対策計画
第3章 町民等の防災活動の促進

提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

【要配慮者利用施設管理者、総務課、町民福祉課、子育て健康課、学校教育課、県、県警察、消防機関、町民】

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

＜用語の定義＞

要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

(1) 避難支援等関係者となる者

ア 要配慮者は、在宅の高齢者、要介護者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、乳幼児・児童、妊産婦、日本語に不慣れな外国人及び福祉施設の入所者、医療機関の入院者（医療的ケアを必要とする者）等とする。

イ 支援関係者は、要配慮者の支援者、消防機関、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、各福祉施設・医療施設の管理者等とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載及び個別避難計画を作成する者の範囲

次の①～⑧のいずれかに該当し、かつ、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

- ① 介護保険法による要介護度が3～5の方
- ② 身体障害者のうち、身体障害者手帳1・2級の方
- ③ 知的障害者のうち、療育手帳A判定の方
- ④ 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤ 国の難病等医療助成を受けている方
- ⑥ 一人暮らし高齢者
- ⑦ 高齢者のみの世帯の方
- ⑧ 前各号に掲げる方に準ずる状態にある方

(3) 名簿及び個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 台帳等の活用

町及び県が所有する要配慮者関連情報は以下のものがある。難病患者については、県に情報提供を求めることとする。

担当部署	情報源	把握対象者
町民福祉課	住民基本台帳	高齢者・乳幼児・外国人
町民福祉課	身体障害者更生指導台帳 要介護認定台帳 療育手帳交付台帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害者 要介護高齢者等 知的障害者 精神障害者
子育て健康課	妊娠届	妊産婦
利根沼田保健福祉事務所	難病医療費助成対象者台帳	難病患者

災害対策基本法の改正により、行政が保有する個人情報を利用できることとなっているが、原則として、避難行動要支援者名簿への記載にあたっては、本人の同意を得ることとする。

イ 地域内での名簿作成

各自治会及び自主防災組織等の地域団体による見守り活動や声かけ運動等の活動を通じて、個人情報の保護に配慮しながら地域内の要配慮者の把握に努めることとする。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(5) 個別避難計画の作成及び更新に関する事項

町は、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 個人情報の保護・漏洩防止策

災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた者に対して秘密保持義務が課せられている。

町は、避難行動要支援者名簿の個人情報の保護及び漏洩防止に十分配慮することに加え、各区長や消防団員等に対し、個人情報保護に関する教育活動を行う。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

基本的に第2部第2章第1節「避難誘導体制の整備」に準ずるものとし、適切な高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行うほか、その伝達方法をあらかじめ計画しておくものとする。

(7) 避難支援等関係者等の安全確保

第2部第2章第1節「避難誘導体制の整備」に準じて避難計画を立て、避難支援等関係者等の安全確保のために避難経路及び誘導方法を確定する。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

- (1) 町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、本町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、

避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

- (2) 町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、本町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (4) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

3 避難体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意し、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の整備

町長が発令する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

4 環境整備

町は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 人材の確保

町は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

6 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施設の種類の	町の所管部署
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	子育て健康課 町民福祉課
②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設	町民福祉課
③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	町民福祉課
④障害者支援施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第11項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設	町民福祉課
⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第25項、第26項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム	町民福祉課
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	町民福祉課
⑦医療提供施設 【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所	子育て健康課
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	子育て健康課

施設の種類	町の所管部署
⑨認定こども園 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第2条第1項～第3項、第11項に基づく施設】	子育て健康課
⑩学校・中学校・高等学校 【学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第29条、第45条、第50条に基づく施設】	学校教育課
⑪その他 ア【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	町民福祉課
イ【学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第72条に基づく施設】 特別支援学校	学校教育課
ウ【社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所	町民福祉課
エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】	

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保するものとする。

特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

ア 自施設の立地環境による災害危険性の把握及び職員への周知

イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備

ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備

エ 施設周辺のパトロール体制の整備

オ 避難場所、避難所及び避難経路の確認

カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備

キ 町、利根沼田広域消防本部及び沼田警察署等防災関係機関との連絡体制の整備

ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備

ケ 防災訓練等防災教育の充実

コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄

サ 燃料の調達体制の確保

(4) 町及び県の支援

ア 町及び県は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。

イ 町は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。

ウ 町は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。

エ 町は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

7 消防機関及び警察機関の支援

利根沼田広域消防本部及び沼田警察署は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行うものとする。

(1) 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備

- (2) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- (3) 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

8 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

9 防災教育及び啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

10 防災と福祉の連携

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第5章 その他の災害予防対策

第1節 孤立化集落対策

【総務課、総合戦略課、町民福祉課、地域整備課、県、通信事業者、その他の防災関係機関】

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなられておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 地すべり等の土砂災害の危険性が高い箇所及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (5) 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (6) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

(1) 町

ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（行政区長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。

また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。

エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定する。

カ 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。

キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。

また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

(2) 道路管理者

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

(3) 土砂災害及び雪崩防止事業実施者（県、国）

孤立化のおそれのある集落に隣接する土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区の対策工事を計画的に取り組む。

3 災害時における孤立化集落対策指針

孤立化集落対策については、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体的な対策を定めた県の「災害時における孤立化集落対策指針」によるものとする。

第2節 帰宅困難者対策

【総務課、観光商工課、学校教育課、県、事業者、地域住民】

災害時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの避難場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素より検討しておく必要がある。

1 災害帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）では、帰宅困難者を「群馬県民が県内の他市町村へ通勤・通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために自宅に戻れずに外出先に滞留する人」と定義し、交通手段は問わず、鉄道の機能障害により帰宅することができない人の数を予測している。

その結果は、以下のとおりであり、県内でも多くの帰宅困難者が発生する可能性があることが明らかとなった。また、群馬県地震被害想定調査の予測対象範囲外ではあるが、町内には、温泉地など様々な観光地があり、多くの観光客が訪れている。このため、観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

帰宅困難者数の予測結果一覧表（県全体）

単位：人

通勤者・通学者			関東平野北西縁 断層帯主部		太田断層		片品川左岸断層	
市町村 内から	市町村 外から	合計	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者
909,462	370,537	1,279,999	146,100	1,133,899	104,401	1,175,598	0	1,279,999

2 町の帰宅困難者に対する取組み

(1) 普及啓発

町は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時避難施設の提供

町は、帰宅困難者のための、指定している既存の避難所など、一時避難施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

(3) 備蓄物資の確保

町は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布、カイロ、冷却パック(熱中症予防)等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

町は、一時避難施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

町は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3 事業所等の取組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

また、テレワーク実施者については、事業所付近に至るまでの地域の安全が確保されるまではむやみに出社しない等、出社や自宅待機の方針を定めておくよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画(BCP)等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画(BCP)等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5) 安否確認方法の周知

方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

4 大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、町や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

5 各学校の取組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第3節 災害廃棄物対策

【生活水道課、県、施設管理者、建築物所有者】

1 災害廃棄物の発生への対応

町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、「みなかみ町災害廃棄物処理計画」を踏まえ、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

第4節 り災証明書の発行体制の整備

【税務課、県】

1 り災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討するものとする。

【第 3 部 災害応急対策計画】

【第3部 災害応急対策計画】

災害応急対策の実施に当たっては、最も身近な行政主体として、第1次的には町が当たり、県は町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、町及び県の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、避難所への受入れ、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1章 発災直前の対策

風水害及び雪害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1節 警報等の伝達

【総務課、前橋地方気象台、県、消防機関、その他の防災関係機関】

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、群馬県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、次表のとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準（令和5年1月現在）

【注意報】

種 類		概要・発表基準
一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 平均風速がおおむね 13m/s を超え、雪を伴い、被害が予想される場合。
		強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速がおおむね 13m/s を超え、強風による被害が予想される場合。
		大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 雨量が町の区域内で次の基準に到達することが予想される場合。 表面雨量指数基準:6 土壌雨量指数基準:69
		大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが平地で 10 cm、山地で 30 cmを超えると予想される場合。
		低温注意報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。 夏季：低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合。 冬季：最低気温が－6℃以下と予想される場合。
		濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 視程が 100m 以下になると予想される場合。
		雷注意報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
		乾燥注意報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 最小湿度が 25%以下で、実効湿度が 50%以下になると予想される場合。
		なだれ注意報 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の条件に該当する場合。 1 積雪があつて、24 時間の降雪の深さが 30 cm以上のとき。 2 積雪が 50 cm以上で、日平均気温が 5℃以上、又は日降水量が 15 mm以上のとき。
		着氷（着雪）注意報 著しい着氷（着雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
		融雪注意報 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。

第3部 災害応急対策計画

第1章 発災直前の対策

種 類			概要・発表基準
		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 晩霜期に最低気温が3℃以下と予想される場合。
	地面現象注意報（※1）		大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等による被害が予想される場合。
	浸水注意報（※1）		大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等により、被害が予想される場合。
	洪水注意報		大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 雨量が町の区域で次のいずれかを超えると予想される場合。 流域雨量指数基準： 利根川流域＝29 赤谷川流域＝17 湯檜曾川流域＝10.4 須川流域＝11.2 複合基準：須川＝（表面雨量指数6, 流域雨量指数9）
	水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨注意報（※2）	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
		水防活動用洪水注意報（※2）	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

【警報・特別警報】

種 類			概要・発表基準
一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速がおおむね18m/sを超え、重大な被害が予想される場合。
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 平均風速がおおむね18m/sを超え、雪を伴い、重大な被害が予想される場合。
		大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 雨量が町の区域内で次の基準に到達することが予想される場合。 （浸水害）表面雨量指数基準：15 （土砂災害）土壌雨量指数基準：97
		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが平地で25cm以上、山地で50cm以上と予想される場合。
	地面現象警報（※1）		大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な被害が予想される場合。

第3部 災害応急対策計画

第1章 発災直前の対策

種 類		概要・発表基準
	浸水警報（※1）	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫の浸水等により、重大な被害が予想される場合。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 雨量が町の区域内で次の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準：利根川流域＝36.3 赤谷川流域＝21.3 湯檜曾川流域＝13 須川流域＝14 複合基準：須川＝（表面雨量指数 12, 流域雨量指数 10）
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨警報（※2）	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用洪水警報（※2）	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
一般の利用に適合するもの	特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当。
		暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
		雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
		大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

注1 発表基準欄に記載した数値は、群馬県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

注2 ※1…この注意報・警報は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※2…水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の利用に適合する注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動の語は使用しない。

注3 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

注4 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

注5 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

第1章 発災直前の対策

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称			二次細分区域 (市町村)
府県 予報区	一次 細分区域	市町村等を まとめた地域	
群馬県	北部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
		吾妻地域	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
	南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
		伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
		高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

気象庁が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり、直ちに身の安全を確保するレベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

種 類	概 要
	・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり、直ちに身の安全を確保するレベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの安全な場所に避難することが必要。それ以外の人も通常の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、避難の判断をしたりすることが必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水発生危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

2 気象業務法に基づく気象情報等

(1) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(群馬県南部または北部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(群馬県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫：警戒レベル4相当)が出現している場合に、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨(1時間に100mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)された場合に、気象庁が発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、より一層警戒し、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(4) 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

次々と発生した積乱雲により、線状の降水域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞する「線状降水帯」による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って半日程度前から地方予報区単位等で呼びかけられる。線状降水帯が発生する可能性がある時間帯まで概ね6時間未満になると、具体的な避難行動が必要になるため、線状降水帯の発生の可能性に特化するのではなく、より具体的に大雨の状況を解説し、大雨警報やキキクル等、様々な情報の活用が呼びかけられる。

なお、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する気象情報」が発表される。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 消防法に基づく火災気象通報

(1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県（危機管理課）に通報するものとする。

(2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。（乾燥注意報の発表基準と同じ。）

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）

(3) 火災気象通報は、注意報・警報の発表区分に従い、市町村単位での通報とする。

4 消防法に基づく火災警報

町は、消防法第22条第2項の規定により県（危機管理課）から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

5 気象業務法、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報

(1) 群馬県（砂防課）と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の発令対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の発令対象区域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

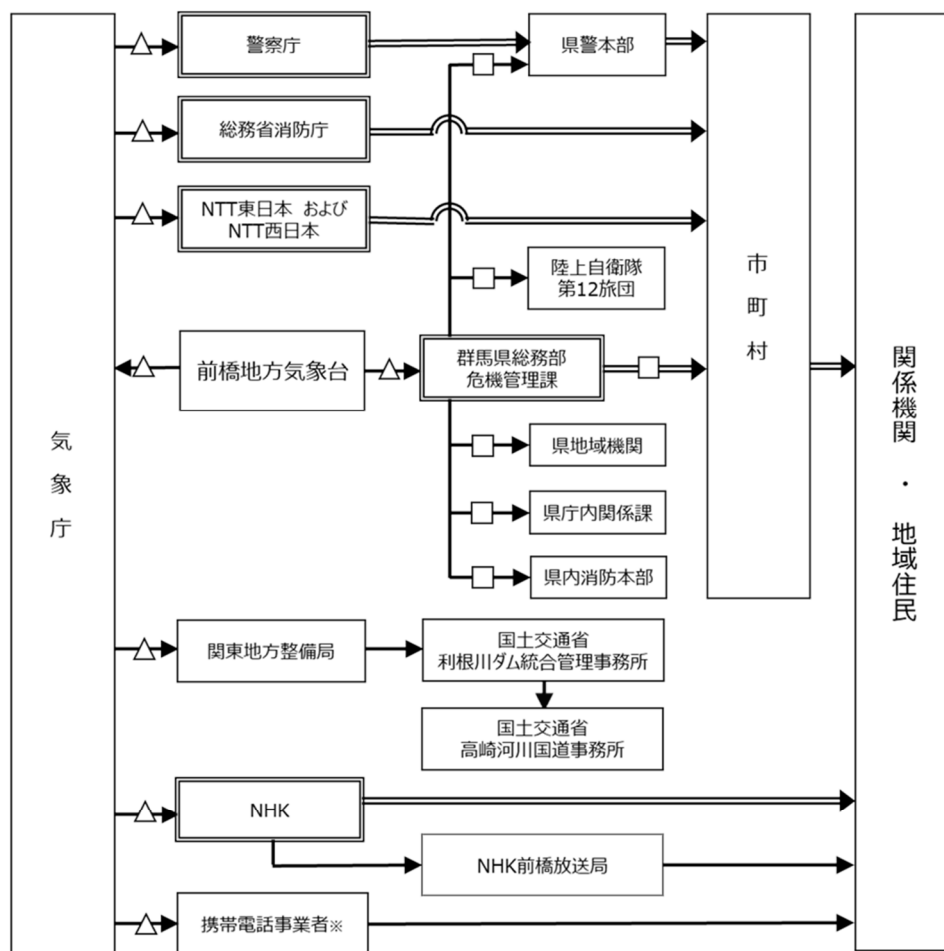
(2) 土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表される。

- (3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達される。
- (4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

6 気象情報の伝達系統

(1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

出典：群馬県地域防災計画（令和4年3月）

第3部 災害応急対策計画

第1章 発災直前の対策

なお、前橋地方気象台は、前図で定めた伝達手段が使えなくなったときは、次表の伝達手段を用いるものとする。

伝達手段 伝達先	県防災情報通信 ネットワーク
県 危 機 管 理 課	○
県 警 察 本 部	○
N H K 前 橋 放 送 局	○

7 町民等に対する気象情報の周知

- (1) 放送機関は、前橋地方気象台から注意報又は警報の伝達を受けたときは、放送を通じて町民等に周知するものとする。特に、警報については、速やかに周知するよう努めるものとする。
- (2) 町は、県から注意報又は警報の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の町民に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、自治会組織への連絡、巡回等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、直ちに町民等に周知するものとする。
- (3) 道路管理者は、大雨により土砂崩れや落石等のおそれのある区間について、一定雨量に達した場合には通行規制を行うことを事前に周知・広報するとともに、ホームページにより雨量の情報を提供するものとする。雨量による通行規制を行う場合には、遅滞なくホームページや道路情報板等により、規制開始日時等を示すものとする。
- (4) 道路管理者は、降雨予測及び降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測及び降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- (5) 鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、事故や列車の駅間停車、駅での混乱等を防ぐほか、利用者の早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制、イベントの休止や早期切り上げ等社会的な安全確保の観点から、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、その際には、あらかじめ作成した情報提供タイムラインに基づき、利用者及び関係機関等への情報提供を適切に行うものとする。

第2節 避難誘導

【総務課、消防機関、その他の防災関係機関】

1 避難指示等

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、次の状況が認められる場合又はこれらの状況が切迫し、急を要する場合に行うものとする。

ア 町長は、町民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(ア) 避難の必要が予想される気象等の各種警報が発せられたとき

(イ) 災害が発生するおそれがあり、必要と認められるとき

(ウ) 火災の拡大等により町民に生命の危険が及ぶと認められるとき

(エ) その他災害の状況により必要と認められるとき

イ 町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の判断や災害対策の検討等を行う際、必要に応じて、気象防災アドバイザー等の専門家や熊谷地方気象台（気象台へはホットラインを利用）に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

ウ 町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

エ 町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

オ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

カ 町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、町民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

キ 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

ク 町長のほか法令に基づき避難指示を行う権限を有する者は、町民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示を行うものとする。

ケ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりである。また、警戒レベルに応じて避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。

コ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

第3部 災害応急対策計画
第1章 発災直前の対策

表1

	発令者		措置	発令する場合
高齢者等避難	町長		- 要配慮者(支援者含む)の避難開始 - 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第29条)		・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)		・立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事(災害対策基本法第60条)		- 立退きの指示 - 立退き先の指示 - 屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官	(災害対策基本法第61条)	- 立退きの指示 - 立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
		(警察官職務執行法第4条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官(自衛隊法第94条)		・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
緊急安全確保	市町村長又は知事(災害対策基本法第60条)		- 立退きの指示 - 立退き先の指示 - 屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

表2

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施基準及び細区分

高齢者等避難

実施基準	災害の発生が予想され事前に避難の準備をすることが適当と認められるとき。
趣旨	町民に対して状況の周知を行い、避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立ち退き避難を完了する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
伝達内容	ア 発令者 イ 避難を必要とする理由 ウ 対象地区 エ 避難先（立ち退き避難又は屋内安全確保を含む） オ 避難方法、経路 カ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在、携行品、火気の始末、戸締まり、要配慮者の早期避難等）
高齢者等避難伝達文（例）	『町民のみなさんにお伝えします。〇〇から「高齢者等避難」の指示が出されました。〇〇のため、〇〇地区は被害が発生するおそれがあるので、高齢者の方、障害のある方等の避難に時間を要する人や、その方々の避難を支援する方等は速やかに避難を開始してください。』なお、……。 （避難時の注意事項等を知らせる）
避難の準備	避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。 ア 避難に際しては、必ず火気・危険物の始末を完全に行う。 イ 避難者は、3日分の食料・飲料水、救急医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等を携行する。 ウ 避難者は、できるだけ氏名簿（住所、氏名、年齢、血液型を記入）を準備する。 エ 動きやすい服装で、素足、無帽は避け、肌着等の着替えやタオル、防寒雨具を携行する。 オ 貴重品以外の荷物は持ち出さない。 カ 上記品目を「非常持ち出し袋」に準備しておく。 キ その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう速やかに準備を整える。
立ち退き避難が必要な住民が取るべき行動	・ 高齢者等は、立ち退き避難する。 ・ 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい（高齢者等避難の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める）。 ・ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。

第3部 災害応急対策計画

第1章 発災直前の対策

避難指示

実施基準	ア 建築物の倒壊等、災害発生のおそれが高いとき。 イ 火災拡大のおそれが高いとき。 ウ 爆発等発生のおそれが高いとき。 エ 地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき。 オ 河川が警戒水位を突破し、洪水発生のおそれが高いとき。 カ 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険が切迫しているとき。 キ その他町民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
趣旨	町民等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立ち退き避難を完了する。
伝達内容	ア 発令者 イ 避難を必要とする理由 ウ 対象地区 エ 避難先（立ち退き避難又は屋内安全確保を含む） オ 避難方法、経路 カ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在、携行品、火気の始末、戸締まり、避難誘導員の指示連絡等）
避難指示 伝達文 (例)	『町民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難指示が出されました。〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに全員避難してください。』なお、……。 (避難時の注意事項等を知らせる)
立ち退き避難が必要な 住民が撮るべき行動	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する（ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等（避難指示発令の対象とした場合）による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難指示が発令される場合があることに留意が必要である）。 ・小河川・下水道等（避難指示発令の対象とした場合）による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。

緊急安全確保

実施基準	ア 災害が発生又は切迫しているとき。 イ 災害が発生した場合に地区内に残っている人がいる場合。
趣旨	町民等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立ち退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容するよう促すもので、既にリードタイムがない、又は明らかに不足している状況において発令される情報である。
伝達内容	ア 発令者 イ 緊急安全確保を必要とする理由 ウ 対象地区 エ 「命の危険 直ちに安全確保！」と、呼びかけ カ 緊急安全確保の例 1) 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。 2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。
避難指示伝達文(例)	『町民のみなさんにお知らせします。〇〇から緊急安全確保が出されました。〇〇のため、〇〇地区に危険が迫っています。直ちに命を守るために緊急安全確保をしてください。』なお、……。 (行動の例等を知らせる)
立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動	・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。

(3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達は、以下の方法により町本部で実施する。また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごと、警戒レベルごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

ア スピーカー付き町公用車による巡回

イ 消防車両、警察車両による広報巡回

ウ インターネット（町ホームページ等）

エ NHK、民放8社（日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送）、群馬テレビ、エフエム群馬、ラジオNIKKEI、沼田エフエム放送に放送依頼

オ 防災行政無線

カ 緊急速報メール・みなかみ町緊急時一斉メール 等

(4) 町から関係機関への連絡

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、又は直接危機管理課)、沼田警察署、利根沼田広域消防本部等に連絡するものとする。

(5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の解除

ア 町本部長（町長）は、災害の危険が去り、避難する必要がなくなったと認めるときは、警察等との協議のうえ、その旨を公示するとともに県知事に報告する。

なお、解除の町民への伝達は前記(3)の方法による。

イ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から土砂災害に関する避難指示等解除に関して求めがあった場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について町に助言を行うものとする。

2 避難誘導

町、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

(1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。

(2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。

(3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

3 要配慮者への配慮

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、又は直接危機管理課)、沼田警察署、利根沼田広域消防本部等に連絡するものとする。

警戒区域の設定権限

実施責任者	災害の種類	要 件	根拠となる法律
町 長	災害全般	町長は、町民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第63条第1項
知 事	災害全般	知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第63条第2項
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員は、火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法 第28条第1項 第36条
消防長 又は 消防署長	火災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法 第23条の2 第1項
警察署長		消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法 第23条の2 第1項
水防団長水 防団員若し くは消防機 関に属する もの	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法 第21条 第1項

5 警戒区域の解除

町長は、災害が収束し、町民の生活に安全が見込める場合には、警戒区域解除宣言を行うものとする。また、警戒区域解除宣言は、報道機関等を通じ町民に早急に伝達するものとする。

第3節 広域避難

【総務課、県、その他の防災関係機関】

災害が発生するおそれがある段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域避難が必要となった場合の県（危機管理課）や受入れを希望する他市町村との避難手続等について定める。

なお、みなかみ町と他市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、避難の受入れを希望する市町村に直接協議するものとする。
- (2) 町は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、当該避難者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、(1)による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。
- (4) (3)の場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所の管理者等に通知するとともに、町長に通知するものとする。
- (5) 町は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 町は、1(1)の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受入れについて協議することを求めるものとする。
- (2) 県による協議の結果、県が協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容が町に通知される。
- (3) 町は、(2)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するものとする。

3 市町村による県外広域避難の協議等

- (1) 町は、2(1)の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。
- (2) 町は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後に遅滞なく報告する。
- (3) 町は、県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

4 広域避難に係る助言

町は、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について県へ助言を求めることができる。

第4節 災害未然防止活動

【総務課、農林課、地域整備課、消防機関、農業用排水施設管理者、下水道管理者、ダム・堰・水門等の管理者】

1 水防活動の実施

水防管理者及び消防機関は、水防計画に基づき河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。

2 ダム、堰、水門、ポンプ場等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者その他のダム、堰、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び沼田警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

3 早朝パトロール

道路管理者は、山間部に積雪がある場合は、早朝パトロールを行い、路面状況の確認、著しく積雪がある施設（建築物）、雪庇の状況等を確認し、積雪による圧壊、路面凍結による交通への影響、なだれが予想される場合には、速やかに町及び沼田警察署に通知するとともに、一般に周知させるものとする。

第5節 物資及び電力確保に関する事前対策

【総括班、管財班、生活班、土木整備班、県、電気事業者、その他の防災関係機関】

1 物資調達・輸送等に関する事前対策

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 電力確保に関する事前対策

町は県や電気事業者等と連携のうえ、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

風水害又は雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1節 災害情報の収集・連絡

【総務課、庁内各課、県、県警察、消防機関、その他の防災関係機関】

町その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報を迅速に収集しなければならない。

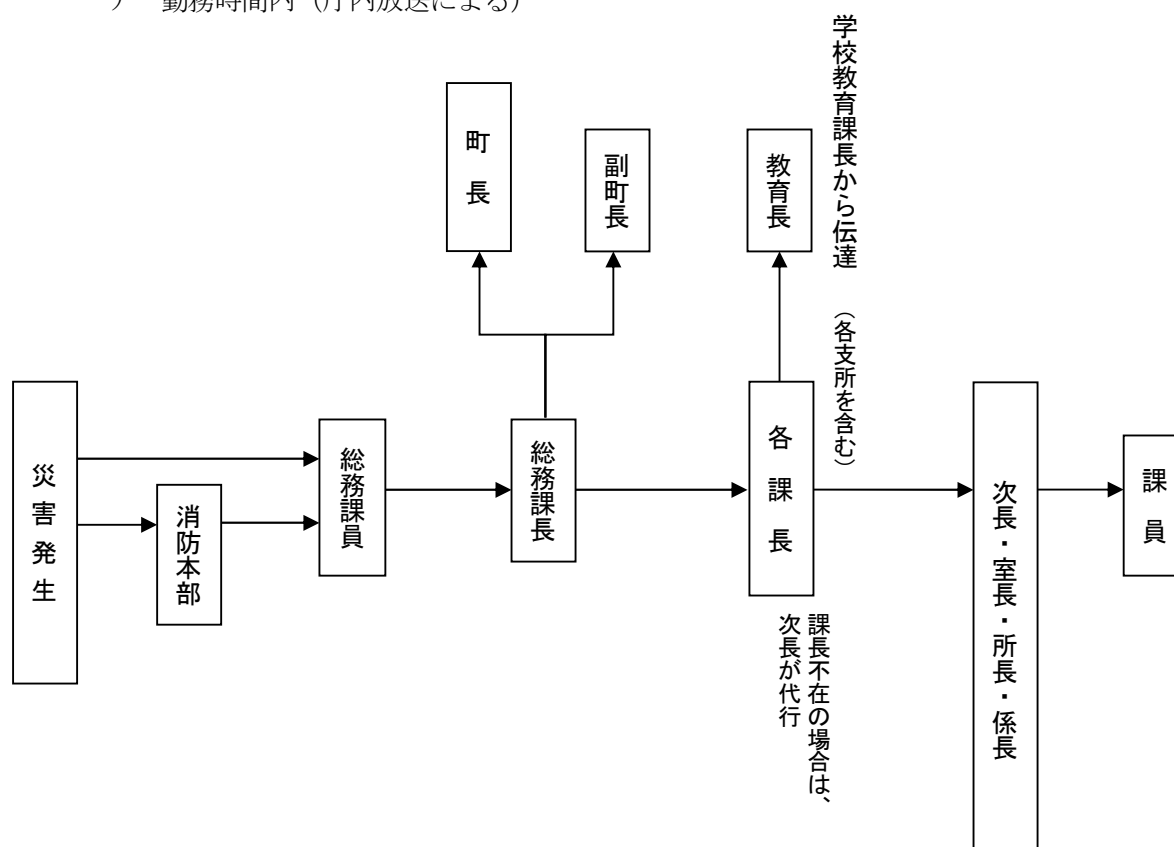
また、情報の収集に当たっては、町民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

1 情報連絡系統

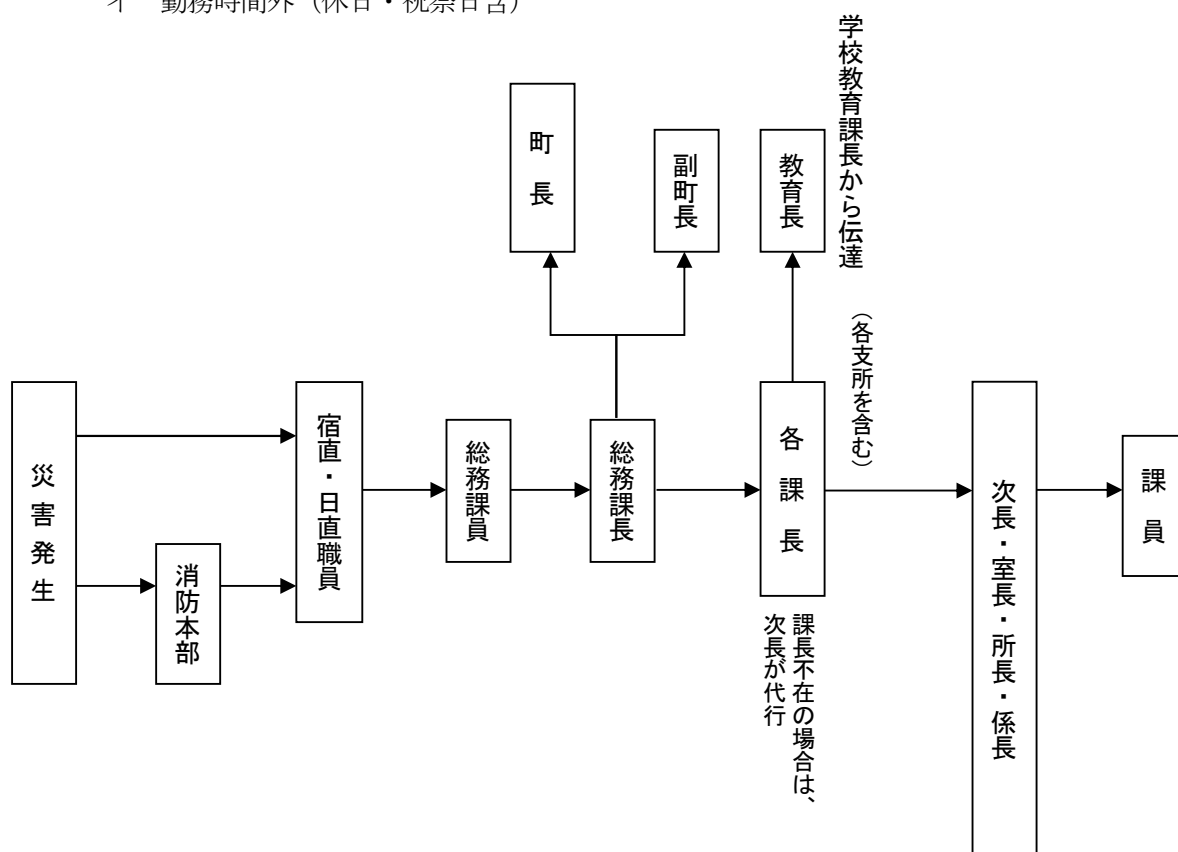
(1) 庁内組織の連絡系統

ア 勤務時間内（庁内放送による）



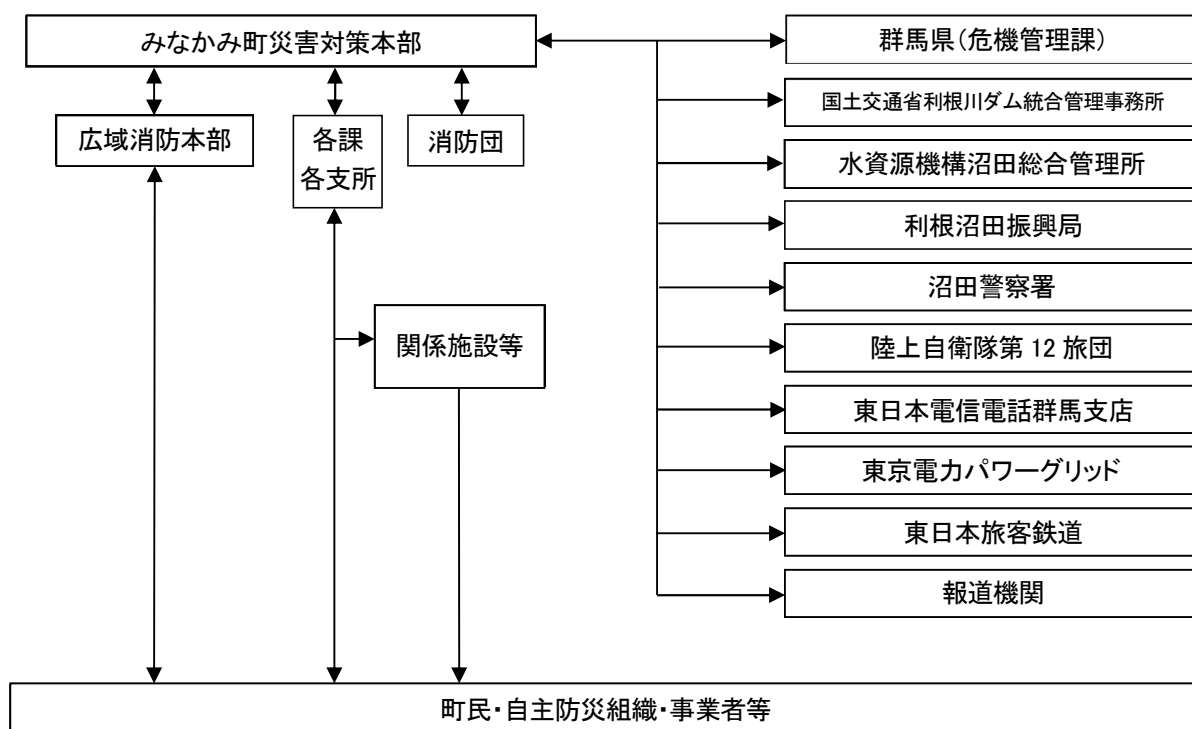
第3部 災害応急対策計画
第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

イ 勤務時間外（休日・祝祭日含）



(2) 町外組織等への情報連絡系統

災害対策本部が設置された場合において、関係機関及び町民・自主防災組織への情報連絡系統は以下のとおりとする。



2 災害情報の収集

災害時の情報内容と収集手段については以下のとおりとする。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

応急対応 区分	必要とする情報	情報発信者	収集（受信）手段
気象情報	■気象情報	■気象庁	■インターネット等
		■県危機管理課	■県防災行政無線
人命救助	■がけ崩れ・なだれ 情報	■町民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■沼田警察署	■110 番通報、電話
		■町による災害状況巡視	■防災行政無線、デジタルカメラ
		■支所等	■電話、FAX、防災行政無線
	■火災情報	■町民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■沼田警察署	■110 番通報、電話
		■町による災害状況巡視	■防災行政無線、デジタルカメラ
		■支所等	■電話、FAX、防災行政無線
	■道路・河川情報 ・被害状況 ・交通規制 等	■沼田警察署	■電話、FAX
		■地域整備課	■電話、FAX、防災行政無線
		■道路管理者（国土交通省） （東日本高速道路㈱） （群馬県） （町道路管理者）	■電話、FAX
		■河川管理者（国土交通省） （群馬県） （町河川管理者）	■電話、FAX
火災鎮圧・ 延焼阻止	■火災・延焼情報	■町民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■沼田警察署	■110 番通報、電話
		■町による災害状況巡視	■防災行政無線、デジタルカメラ
		■支所等	■電話、FAX、防災行政無線
	■道路情報 ・被害状況 ・交通規制 等	■沼田警察署	■電話、FAX
		■地域整備課	■電話、FAX、防災行政無線
		■道路管理者（国土交通省） （東日本高速道路㈱） （群馬県） （町道路管理者）	■電話、FAX
	■水道被害情報	■生活水道課	■電話、FAX、防災行政無線

第3部 災害応急対策計画

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

応急対応区分	必要とする情報	情報発信者	収集（受信）手段
救急・救助	■けが人情報	■町民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119番通報、消防無線
		■沼田警察署	■110番通報、電話
		■町による災害状況巡視	■防災行政無線、デジタルカメラ
		■支所等	■電話、FAX、防災行政無線
	■医療機関情報	■医療機関	■電話
	■道路情報 ・被害状況 ・交通規制 等	■沼田警察署	■電話、FAX
		■地域整備課	■電話、FAX、防災行政無線
		■道路管理者（国土交通省） （東日本高速道路㈱） （群馬県） （町道路管理者）	■電話、FAX
自衛隊災害派遣要請	■全体被害状況 ・死者・けが人（概数） ・建物被害 ・道路被害 ・火災・延焼 ・ライフライン被害 ・避難状況	■消防本部	■119番通報、消防無線
		■沼田警察署	■110番通報、電話
		■町による災害状況巡視	■防災行政無線、デジタルカメラ
		■支所、公民館等	■電話、FAX、防災行政無線
		■各課	■電話、FAX、防災行政無線
		■ライフライン事業者	■電話、FAX
広域応援要請	■全体被害状況 ・死者・けが人（概数） ・建物被害 ・道路被害 ・火災・延焼 ・ライフライン被害 ・避難状況	■消防本部	■119番通報、消防無線
		■沼田警察署	■110番通報、電話
		■町による災害状況巡視	■防災行政無線、デジタルカメラ
		■支所、公民館等	■電話、FAX、防災行政無線
		■各課	■電話、FAX、防災行政無線
		■ライフライン事業者	■電話、FAX
各課応急対応	■被害状況	■各課	■電話、FAX、防災行政無線

3 災害情報の連絡

町における災害情報の連絡は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに利根沼田行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ この際、利根沼田行政県税事務所連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

第3部 災害応急対策計画

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

なお、行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を派遣し、町からの連絡に遺漏がないよう配慮することとなっている。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

(7) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（災害概況即報）により報告する。

(4) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）（被害状況即報）により報告する。

報告の頻度は次による。

① 第1報は、被害状況を確認し次第報告。

② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」第1号様式（災害確定報告）により報告する。

(エ) 記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	-----	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	-----	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	-----	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	-----	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	-----	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通	-----	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	-----	戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等	-----	箇所数
○火災のうち建物	-----	棟数
○火災のうち危険物その他	-----	名称

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

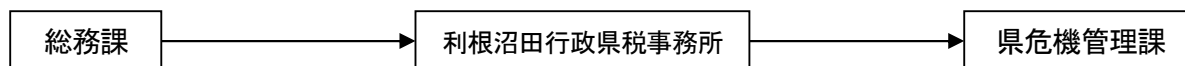
町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

(3) 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報について、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

4 災害情報の報告系統

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告系統

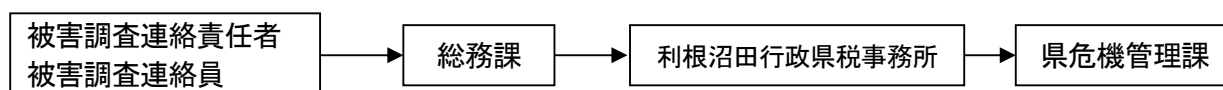
報告の方法は、県防災行政無線、電話・ファクシミリ等で行う。



(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない報告系統

ア 住家人的等一般被害調査報告

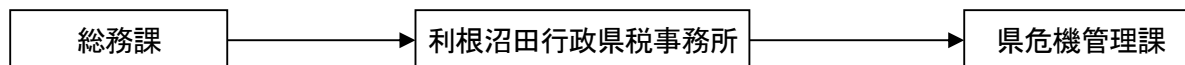
総務課（災害対策本部を設置した場合は本部）からの指令又は災害発生的事实により担当行政区の被害状況を調査し報告する（住家、非住家及び人的被害状況調査集計表）。



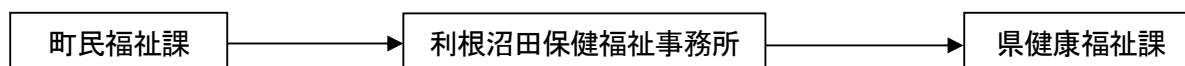
イ その他報告

被害状況等報告は、下記の系統により所定の様式を用いて県防災行政無線、電話・ファクシミリ等で行う。同時に報告書の写しを総務課へ提出するものとする。

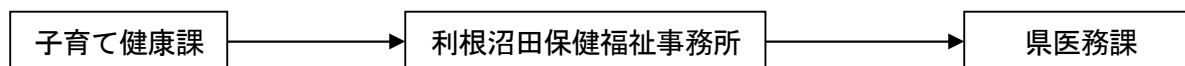
(7) 町有財産被害状況報告



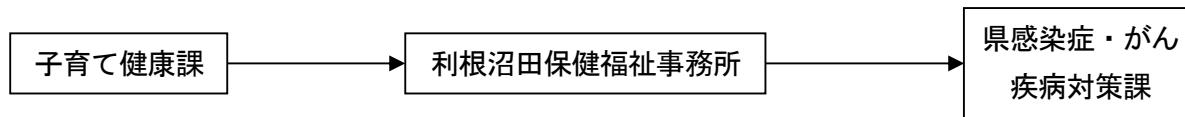
(4) 社会福祉施設被害報告



(7) 医療関係被害状況報告

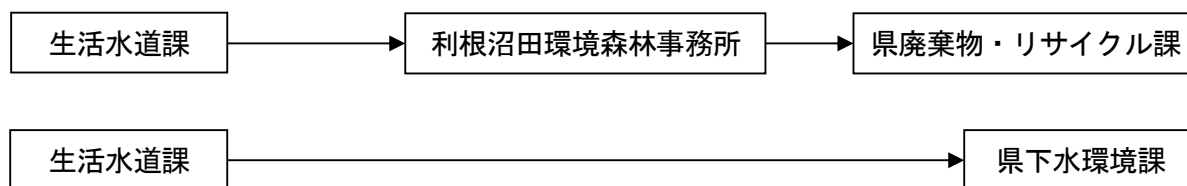


(エ) 防疫関係被害状況報告

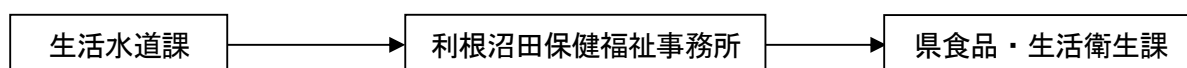


第3部 災害応急対策計画
第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

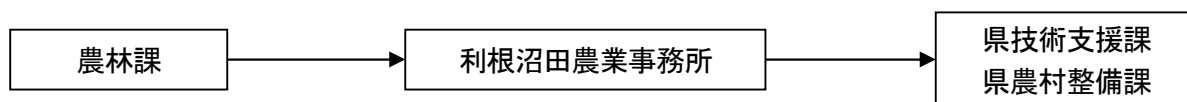
(イ) 清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告



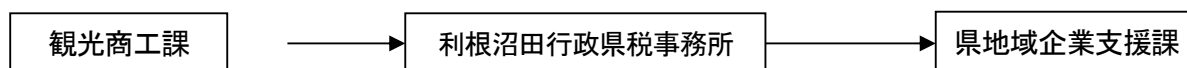
(ロ) 水道施設被害状況報告



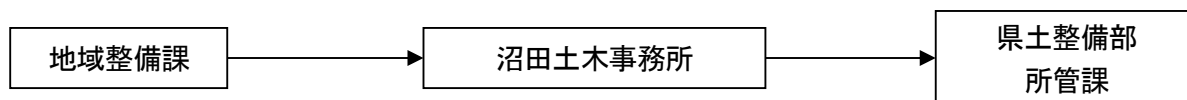
(ハ) 農地・農業用施設被害状況報告



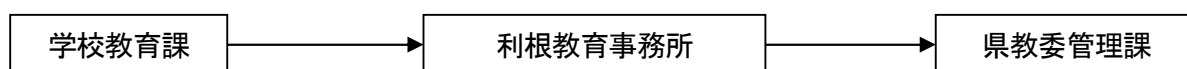
(ニ) 商業関係被害状況報告



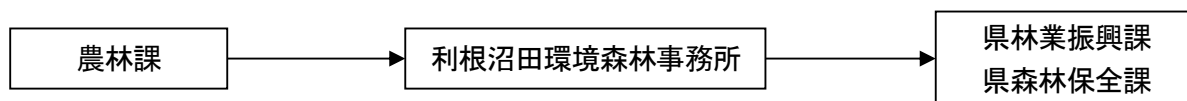
(ホ) 公共土木施設関係被害報告



(ヘ) 公立学校教育施設被害状況報告

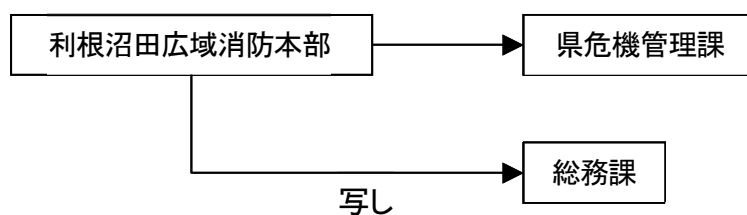


(セ) 林業関係被害状況報告



ウ 消防機関における災害情報の報告系統

報告の方法は、県防災行政無線、電話・ファクシミリ等で行う。



5 消防機関における災害情報の連絡

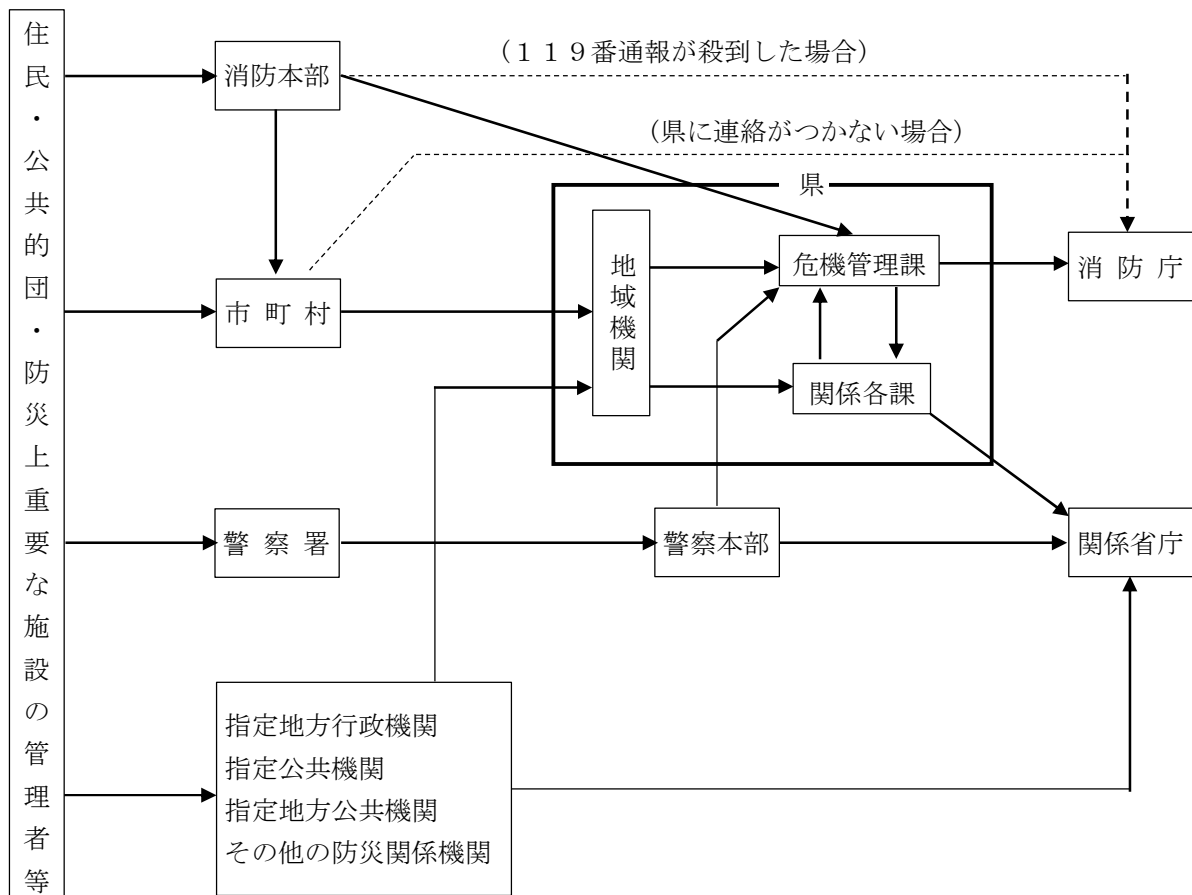
利根沼田広域消防本部は、把握した災害情報を町及び県危機管理課に報告するものとする。

なお、消防機関への通報が殺到し、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の直接即報基準に該当する場合はその状況を直ちに県危機管理課に報告するとともに、消防庁に対して直接報告するものとする。報告様式は別記「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（災害概況即報）又は第4号様式（その2）（被害状況即報）による。

消防庁「応急対策室」（平日9:30～18:15）	電話03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」（上記時間以外）	電話03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

6 その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を町、県、国の関係事務所等に連絡するものとする。



第3部 災害応急対策計画

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第4号様式（その1）												
（災害概況即報） 報告日時 年 月 日 時 分 都道府県 市町村 （消防本部名） 報告者名 消防庁受信者氏名 災害名 （第 報）												
災害の概況	発生場所				発生日時				月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人				半壊	棟	床下浸水		棟
		不明		人				軽傷	人	一部破損	棟	未分類
	119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況				（都道府県）				（市町村）			
	消防機関等の活動状況				（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）							
	自衛隊派遣要請の状況											
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												
（注） 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）												
（注） 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。												

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

都道府県名 ()

[illegible]

98

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

[illegible]

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害確定報告

100

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

区		分	被	害	県災害対策本部	名称			
公立文教施設		千円				設置	月	日	時
農林水産業施設		千円				廃止	月	日	時
公共土木施設		千円			災害置対市策町本村部名				
その他の公共施設		千円							
小計		千円							
公共施設被害市町村数		団体			災害適用救市助町法村名	計 団体			
そ	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
の	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
他					計 団体				
	その他	千円							
被害総額		千円			消防職員出動延人数		人		
					消防団員出動延人数		人		
備考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の概況								
	消防機関の活動状況								
	その他(避難の勧告・指示の状況)								

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害確定報告続紙

[illegible]

別表 被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。
ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。
ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4)「文教施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。

- (5)「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7)「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- (8)「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- (9)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14)「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18)「り災者」とは、り災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

第2節 通信手段の確保

【総務課、県警察、消防機関、その他の防災関係機関】

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

2 緊急情報連絡用回線の設定

町及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

3 電気通信事業者による通信障害に関する情報の共有及び重要通信の確保

電気通信事業者は、被害により電話が不通になるなど、通信障害が発生したときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとし、併せて、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。

また、輻輳によって電話が通じにくくなったときは、災害応急対策が迅速に行われるよう、一般の通話を制限して、町その他防災関係機関の重要通信を確保するものとする。

4 災害時優先電話の利用

町は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにN T T電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

5 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第57条	県、市町村	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備 鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、 電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第79条	県、市町村 指定地方行政機関	(第57条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

第3部 災害応急対策計画

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(2) 電波法第52条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備等	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

[発信依頼手続(関東地方非常通信協議会の例示)]

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参する。

- ① 冒頭に「非常」と朱書きする。
- ② あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
- ③ 本文を200字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない。)
- ④ 末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

(3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

第3章 活動体制の確立

第1節 災害時の配備体制と動員

【総務課、全職員】

1 災害時における配備体制

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害への応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、配備体制を定めるものとする。

2 職員配備計画

職員の配備計画等については、以下のとおりとする。

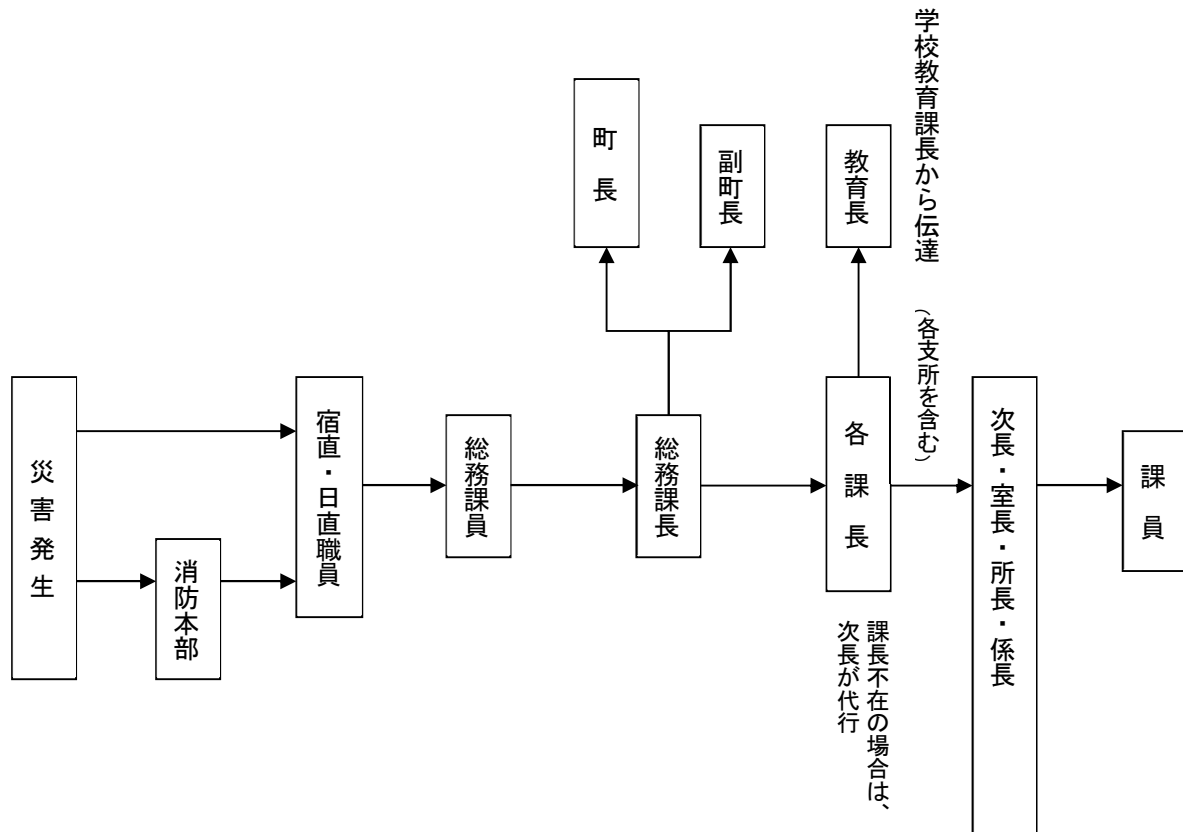
種 別		設置基準	動員及び配備体制
災害警戒		・ 気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪等）が発令され、情報収集及び対応を協議する必要がある場合、または総務課長が必要とする場合	・ 総務課長、地域整備課長、農林課長及び危機管理室職員による情報収集及び対応協議
災害警戒本部	警戒配備	・ 気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、地面現象）が発令され、警戒が必要な場合 ・ 総務課長が警戒を必要と認めた場合	・ 総務課及び課長以上の職員 ① 情報収集及び災害応急対応 ② 災害対策本部移行への対応
災害対策本部	1号配備	・ 気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、地面現象）が発令され、町域に局地的な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合 ・ その他の状況により町長が必要と認めた場合	・ 各課係長以上の職員及びあらかじめ各課等の長が指定した職員 ① 被災情報の収集 ② 避難誘導 ③ 県等関係機関との連絡 ④ 町民への広報 ⑤ 応急対策 ⑥ 2号配備体制移行への対応
	2号配備	・ 数地域に災害が発生した場合 ・ 災害が拡大するおそれがあり、1号配備で対処できない場合 ・ その他の状況により町長が必要と認めた場合	・ 各課主幹以上の職員及びあらかじめ各課等の長が指定した職員 ① 被災情報の収集 ② 避難誘導 ③ 県等関係機関との連絡 ④ 町民への広報 ⑤ 応急対策 ⑥ 応援要請 ⑦ 3号配備体制移行への対応
	3号配備	・ 全町域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、2号配備で対処できない場合 ・ 特別警報が発表された場合 ・ その他の状況により町長が必要と認めた場合	・ 全職員 ・ 組織の総力を挙げて応急対策を実施

災害警戒本部：本章 第2節にて記述 災害対策本部：本章 第3節にて記述

3 勤務時間外に災害が発生した場合の対応

勤務時間外の対応については、緊急連絡網等により職員に周知し、参集が必要な場合には、速やかに参集を行うものとする。

また、各所属長は、職員の安否情報等を「職員の配備及び安否等確認票(様式1)」に記入する。



4 配備状況の報告

各所属長は、30分ごとに職員の参集状況について総務課に報告することとする。総務課は、各所属の参集状況を「配備状況報告書(様式2)」に記入する。

また、各所属長は、動員が完了した際には「職員の配備及び安否等確認票(様式1)」を総務課に提出することとする。

5 参集時の留意事項

参集にあたり、職員は以下の事項を遵守して自主的に行動を開始することとする。

(1) 出動時の服装及び携行品

出動時に際しては防災活動に支障のない安全な服装とする。また、速やかな出動のため、職員は平素から手袋、手ぬぐい、水筒、携帯用食料、懐中電灯、携帯ラジオ、名札、腕章、寝袋等の必要品を入れたリュックサックを準備しておくこととする。

(2) 出動途中における緊急措置

職員は出動途中、火災若しくは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関、警察機関に通報するとともに、人命救助等適切な行動を取ることとする。

(3) 出動手段

職員は出動にあたって、原則自動車によらず、徒歩、自転車、オートバイ等の手段により出動することとする。

(4) 被害状況等の報告

職員は出動途中において、被害状況や災害状況等の情報収集を行い、出動場所の指揮者を經由し、災害対策本部に報告することとする。

6 職員の健康管理

総務課長は、必要に応じて職員用相談窓口を設置するとともに専門家による心のケア対策を行うなど、職員の健康管理に必要な措置をとるものとする。また、各班長は、班員の健康及び勤務状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。

職員の配備及び安否等確認票

(/ 枚中) 月 日 時 分現在

						課・支所名					担当者			
No.	職 名	氏 名	安否状況等			参集・安否等の状況								
			安否 確認 ○ 未確認×		住家 状況 異状 有 なし -	勤務地への参集		勤務地以外への参集			参集不能者の安否			
			本人	家族		参集日時	参集日時	参集場所	確認日時	確認場所				
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		
							:		:			:		

※ 各課・各支所で所属職員全員（休業、休職中の職員を含む）の安否確認を行う。
※ 「安否」欄には、確認できたものは○を、未確認のものは×印を記載する。
※ 安否確認の状況については、随時、総務課に報告すること。

様式2

配備状況報告書

(/ 枚中)

	課 支所	課 支所	課 支所	課 支所	課 支所
配備予定人員	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人

	課 支所	課 支所	課 支所	課 支所	計
配備予定人員	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人

※ 総務課は、各課・各支所からの情報に基づき、参集人数を記入する。

※ 配備予定人員欄には、動員配備基準に定める職員の数を記載する。

第2節 災害警戒本部の設置

【総務課】

1 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部が設置されない場合

災害が発生するおそれがある場合で、災害警戒本部が設置されないときは、各課等において関係機関と連携をとりながら当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部の設置

総務課長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し関係課長等と協議の上必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

ア 町内に気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、地面現象）が発令され、警戒が必要な場合。

イ 総務課長が警戒を必要と認めた場合。

(3) 災害警戒本部は、総務課内に置くものとする。

2 災害警戒本部の組織・活動内容

災害警戒本部の本部長は総務課長とし、本部長が事故等によりその職務を遂行できない場合は、下記順位より指揮権限が委任される。また、各課等の分掌事務は、本章第3節第5項の「災害対策本部内の事務分掌」に準ずるものとする。

第1位 地域整備課長

第2位 農林課長

3 県への報告及び防災関係機関との連携

本部長（総務課長）は、災害警戒本部を設置した際には、速やかに県に報告し、防災関係機関と連携しながら、町民への周知及び災害発生の際の監視を行うものとする。

また、本部長は、別記様式「災害（警戒・対策）本部設置記録」を作成することとする。

4 災害警戒本部の廃止

本部長は、災害発生の際の危険がなくなると認めたときは、災害警戒本部の廃止を決定し、関係機関に報告し、町民にも周知を行う。

様式

災害（警戒・対策）本部設置記録

災害（警戒・対策）本部設置日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分			
災害（警戒・対策）本部廃止日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分			
災害（警戒・対策）本部設置報告時刻	報告先		報告時刻	午前・午後 時 分
災害（警戒・対策）本部廃止報告時刻	報告先		報告時刻	午前・午後 時 分
【被害の発生状況】				
【災害（警戒・対策）本部の活動状況】				

第3節 災害対策本部の設置

【総務課、全職員】

1 災害対策本部の設置

(1) 設置の決定（設置基準）

町長は、気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、地面現象）が発令され、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、防災の推進を図るため、災害対策本部の設置を決定する。
なお、気象等に関する特別警報が発表された場合は、自動設置とする。

(2) 設置場所

- ア 災害対策本部は、町本庁舎内に設置する。
- イ 町本庁舎が被災等により使用不能になった場合又は倒壊等の危険がある場合は、下記施設を代替施設に指定する。

【代替施設】

みなかみ町月夜野農村環境改善センター（みなかみ町月夜野 938 番地 1） 電話番号 62-3352

ウ 災害対策本部事務局は町本庁舎内に設置する。

(3) 災害対策本部会議（本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、本部員（課長・支所長・消防団長））

- ア 各課等が所管する業務についての被害状況、対策及び措置を報告する。
- イ 本部会議は、災害対応の方針及び広域応援要請等を決定する。
- ウ 総務課は、本部会議の決定事項を各課等及び防災関係機関等に伝達する。

(4) 本部連絡員（次長・室長・所長・係長・消防方面団長）

- ア 災害対策本部の各本部員は、内部に本部連絡員を定めておく。
- イ 本部連絡員は、本部会議決定事項の伝達、各課等相互間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

(5) 報告及び防災関係機関との連携

本部長は、災害対策本部を設置した際には、速やかに県に報告し、防災関係機関と連携しながら、町民への周知及び災害への対応を行うものとする。
また、本部長は、別記様式「災害（警戒・対策）本部設置記録」を作成することとする。

(6) 設置及び廃止の通知

- ア 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に対し、その旨を通知するものとする。
 - (ア) みなかみ町防災会議委員
 - (イ) 関係防災機関（消防機関・警察機関等）
 - (ウ) 報道機関
 - (エ) 町民
- イ 本部員は、所属職員に対し周知徹底しなければならない。

(7) 関係機関に対する広域応援要請

- ア 災害による被害が大規模又は広範囲に及び町では対応できない場合において、総務課は、本部長の指示により、県知事を通して自衛隊の災害派遣要請を行う。
- イ 各課は、所管の広域応援要請を行う。

(8) 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施す

第3部 災害応急対策計画

第3章 活動体制の確立

ることはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ア 通信手段の確保
- イ 被害情報の収集、連絡
- ウ 負傷者の救出・救護体制の確立
- エ 医療活動体制の確立
- オ 交通確保・緊急輸送活動の確立
- カ 避難受入活動
- キ 食料・飲料水、生活必需品の供給
- ク ライフラインの応急復旧
- ケ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- コ 社会秩序の維持
- サ 公共施設・設備の応急復旧
- シ 災害広報活動（随時）
- ス ボランティアの受入れ（随時）
- セ 二次災害の防止（随時）

(9) 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

2 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

また、県知事及び関係機関に報告し、町民にも周知を行う。

3 本部員連絡調整会議の設置運営

- (1) 総務課は、災害対策に関し、各課等間の連絡・調整を図るために、本部員連絡調整会議を設置する。
- (2) 本部員連絡調整会議の議長は総務課長とする。

4 災害対策本部の組織・運営

- (1) 災害対策本部の組織編成
災害対策本部の組織編成は、以下の組織図のとおりとする。

災害対策本部組織図



第3部 災害応急対策計画

第3章 活動体制の確立

(2) 本部の事務手続き

本部会議における協議事項

- ア 災害予防、災害応急対策に関すること。
- イ 動員・配備体制に関すること。
- ウ 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- エ 各課等の調整事項に関すること。
- オ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- カ 町民への避難指示及び誘導並びに警戒区域の設定に関すること。
- キ 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ク 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- ケ 関係機関、他の市町村等への対策又は応援要請に関すること。
- コ 災害救助法の適用要請に関すること。
- サ 激甚災害の指定の要請に関すること。
- シ 災害復旧に関すること。
- ス 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- セ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(3) 本部会議における発信事項及び受信事項の処理

ア 発信手続き

総務課長は、本部長の指示事項及び本部会議における決定事項のうち、必要なものについては発信文を発議させ、各本部員及び本部連絡員に伝達する。

各本部員及び本部連絡員は発信事項を所属職員に伝達、周知しなければならない。

イ 受信手続き

災害対策本部の受信事項は、総務課が処理する。

総務課長は、各課等又は指定地方行政機関等からの報告等その他受信事項を、本部会議に付議しなければならない。

(4) 本部長（町長）の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、下記順位により指揮権限が委任される。

第1位 副町長

第2位 教育長

第3位 総務課長

(5) 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

5 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次のとおりとする。

部・班別事務分掌

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
総務部	総務課長	総括班	総務課次長	総務課 総務係 危機管理室 消防・防災係	1 本部会議に関すること。 2 本部長の指示又は指令等に関すること。 3 被害状況の総合的把握及び応急対策指示に関すること。 4 県災害対策本部及び関係防災機関への被害状況の報告及び連絡調整に関すること。 5 職員動員に関すること。 6 各課、各班の総合調整に関すること。 7 行政機関、公共機関等の協力要請に関すること。 8 応援受援のとりまとめ、調整に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 10 災害救助法の適用申請に関すること。 11 広域的避難に関すること。 12 帰宅困難者対策に関すること。 13 町防災会議に関すること。 14 気象警報等災害情報の収集・伝達に関すること。 15 警報、避難指示等の伝達に関すること。 16 行政区(自主防災組織)への対応に関すること。 17 各消防本部、消防団との連絡調整及び指揮連絡に関すること。 18 消防団の労務、健康管理、公務災害補償に関すること。 19 消防団員及び家族の被災状況の把握に関すること。 20 ヘリポートの管理運営に関すること。 21 緊急通行車両の確認申請に関すること。 22 町庁舎の点検、整備及び復旧に関すること。
		秘書班	総務課次長	総務課 秘書・広報係	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 庁内放送に関すること

第3部 災害応急対策計画
第3章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
		職員管理班	人事係長	総務課 人事係	1 職員の派遣及び災害派遣職員の受入れ及び配置に関すること。 2 職員の労務、健康管理及び公務災害補償に関すること。 3 職員及び家族の被災状況の調査に関すること。 4 各職員の参集状況の把握に関すること。 5 災害対策従事職員等食料の調達・給付に関すること。
政策部	総合戦略課長	管財班	行財政改革推進係長	総合戦略課 行財政改革推進係	1 町有財産の被災状況調査報告及び応急対策に関すること。 2 災害時における応急対策車両及び資機材の管理及び払い出しに関すること。 3 災害時における応急食料の確保、配分及び配送に関すること。 4 物流拠点の開設、管理及び運営に関すること。
		情報発信班	企画係長	総合戦略課 地方創成室 企画係	1 災害に関する広報広聴活動に関すること。 2 被害、対策状況等の写真撮影及び記録・保存、整理に関すること。 3 国、県、報道機関への情報提供及び報道依頼に関すること。 4 報道機関との連絡調整に関すること。 5 交通政策の連絡調整に関すること。 6 災害時における民間輸送車両の確保に係る連絡調整に関すること。 7 被害状況に係るエコパーク関係機関との調整に関すること。
		政策班	総合戦略課次長	総合戦略課 行財政改革推進係 地方創成室 官民共創係	1 コールセンター設置・運営に関すること。 2 臨時被災者相談所の設営に関すること。 3 相談事項処理のための各班への要請及び町民相談等の状況のとりまとめ及び報告に関すること。 4 災害復旧対策の総合調整に関すること。

第3部 災害応急対策計画
第3章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
財政部	会計課長	財政班	財政・契約係長	総合戦略課 財政・契約係 会計課 会計係	1 災害対策に係る予算の調整、編成及び執行管理に関すること。 2 災害に係る費用の概算及び精算事務の指導、総括に関すること。 3 義援金等の管理・運用に関すること。 4 災害対策に必要な資金の調達及び出納に関すること。 5 災害救助金の出納に関すること。 6 その他災害時における経理に関すること。
調査部	税務課長	調査班	税務課次長	税務課 資産税係 住民税係 収納係	1 住宅等建築物及び人的被害状況調査、集計、報告に関すること。 2 町税減免等の災害時の税制措置に関すること。 3 避難所の開設・管理・運営並びに避難者の収容に関すること。 4 避難所における炊き出しに関すること。 5 避難者状況のとりまとめ及び報告に関すること。 6 被害認定調査及びり災証明書の発行に関すること。
町民部	町民福祉課長	生活班	障害・福祉係長	町民福祉課 障害・福祉係	1 災害時における被服、寝具等生活必需品の確保、調達、配分、配送に関すること。 2 救助物資の保管及び受払に関すること。 3 生活困窮者等に対する調査報告及び援護に関すること。 4 義援金品の受入に関すること。 5 障害者等福祉施設利用者の避難確認及び救護に関すること。 6 障害者等福祉施設の被災状況調査及び応急対策に関すること。
		町民班	町民福祉課次長	町民福祉課 住民・戸籍係 医療係	1 避難者の避難状況の総括的把握及び報告に関すること。（※広域避難者を含む。） 2 死者、負傷者、行方不明者の集約及び報告に関すること。 3 死体の埋火葬手続きに関すること。（身元不明者を含む。） 4 災害時における国民健康保険の医療窓口事務に関すること。

第3部 災害応急対策計画

第3章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
		福祉班	高齢介護係長	町民福祉課 高齢介護係	1 災害ボランティアセンター等との連絡調整に関する こと。 2 高齢者、要介護者等の避難確認及び救護に関する こと。 3 高齢者、要介護者等の被災状況及び避難生活の把握・ 報告に関すること。 4 要介護者等福祉施設の被災状況調査及び応急対策に 関すること。
健康部	子育て健康課長	児童管理班	子育て健康課次長	子育て健康課 子育て支援係 子ども家庭相談係	1 緊急時における園等への伝達に関すること。 2 園児、児童等の避難確認及び救護に関すること。 3 園児、児童等及び保護者の被災調査及び支援に関する こと。 4 園等職員の被災状況調査及び報告に関すること。 5 園児・児童等利用施設の被災状況調査及び応急対策、 復旧に関すること。 6 被災園児等の教材、学用品等の調達及び支給に関する こと。 7 避難所（園等施設）の開設・管理・運営に関するこ と。 8 臨時保育所等の検討、開設に関すること。
		医療保健班	健康推進係長	子育て健康課 健康推進係	1 町内等医療機関の被害状況の調査報告及び連絡調整に 関すること。 2 医療要員、医療用資機材及び医薬品の確保並びに 県、近隣市町村、関係機関等への協力要請に関する こと。 3 被災者の医療、助産及び防疫・救護に関すること。 4 医療救護所の設置、管理、運営及び被災傷病者の把握 に関すること。 5 救護活動の把握、救護活動継続の必要の有無の判定 及びこれらの報告に関すること。 6 避難所等における感染予防に関すること。 7 防疫に係る連絡調整に関すること。 8 乳児の応急食料品の調達及び配給に関すること。

第3部 災害応急対策計画

第3章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
環境部	生活水道課長	環境総務班	生活環境課次長	生活水道課 生活環境係	1 環境部内各班の総合調整に関すること。 2 遺体の検案及び処理の協力に関すること。 3 遺体の収容の協力に関すること。 4 動物救護等に関すること。 5 原子力施設事故等が発生した場合の調査及び公害防止対策に関すること。
		上下水道班	上下水道係長	生活水道課 上下水道係	1 上下水道施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2 上水・下水関係業者への協力要請及び資機材等の確保に関すること。 3 応急給水及び応急復旧に関すること。 4 消火栓の使用及び臨時給水に関すること。 5 近隣市町村からの給水応援対応に関すること。 6 仮設トイレの調達・設置・管理に関すること。
		清掃班	廃棄物処理係長	生活水道課 奥根アメニティパーク 廃棄物処理係	1 清掃施設等の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2 災害廃棄物等の収集、運搬及び処分に関すること。 (※一時保管場所の選定を含む。) 3 災害廃棄物等に関する関係機関及び業者等への応援要請、連絡調整に関すること。
農林部	農林課長	農政班	農林課次長	農林課 農政係 農村整備係 農地利用係 獣害対策センター 獣害対策係	1 農林水産業関係の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2 農業用水路及び水門、ため池等の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 3 災害時における農作物用農薬及び肥料、飼料等の供給、指導に関すること。 4 災害時における家畜等の防疫診断等に関すること。 5 被災地域の死亡獣畜の処理に関すること。 6 農林水産物及び農林水産施設被害に関する助成及び金融措置等に関すること。 7 応急食料品の調達及び配給に関すること。

第3部 災害応急対策計画
第3章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
農林部	農林課長	森林班	林業振興係長	農林課 林業振興係	1 森林関係に係る被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2 森林事業、治山事業に係る被害状況調査及び関係機関との連絡調整並びに応急対策、復旧に関すること。 3 原子力施設事故等が発生した場合の森林に係る調査及び対策に関すること。
観光商工部	観光商工課長	観光商工班	観光商工課次長	観光商工課 観光振興係 移住・交流 推進係 商工振興係	1 観光者救護、被災外国人支援等に関すること。 2 町の観光協会・商工会への避難所・救援物資の提供に関する協力要請及び調整、対応に関すること。 3 観光客の避難状況の調査及び報告に関すること。 4 観光商工業者の被災状況調査及び応急対策に関すること。 5 国、県、近隣市町村観光商工関係機関への協力要請及び対応に関すること。 6 被災観光商工業者への経営資金等の融資、相談及びあつ旋に関すること。 7 地域振興事業関連施設の応急対策、復興に関すること。 8 自然公園に係る関係機関との調整に関すること。 9 他の部（班）の応援に関すること。
地域整備部	地域整備課長	土木整備班	地域整備課次長	地域整備課 土木係 除雪センター 除雪センター業務係	1 道路、橋りょう、河川及び水路等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 道路の通行止め及び迂回の設定等に関すること。 3 道路、河川等における障害物の除去に関すること。 4 急傾斜地及びがけ崩れ等の状況調査及び応急対策に関すること。 5 道路に係る雪崩等の状況調査及び応急対応に関すること。 6 災害対策に必要な労務の調達、確保及び供給に関すること。 7 緊急物資輸送道路の確保など、国・県関係機関との連絡調整及び対応に関すること。 8 土木建設業者への協力要請及び資機材の確保等に関すること。

第3部 災害応急対策計画

第3章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
		建設管理班	都市計画係長	地域整備課 用地・管理係 都市計画係	1 建物及び宅地の危険度判定に関すること。 2 被災住宅、ブロック塀等の応急対策、支援に関すること。 3 応急仮設住宅建設用地の選定及び確保に関すること。 4 応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。 5 応急仮設住宅建設に係る国・県関係機関との連絡調整及び対応に関すること。 6 町営住宅の被害状況の調査報告、危険防止及び応急対策に関すること。 7 公園・緑地の被害状況調査及び応急対策に関すること。 8 堆積土砂排除の調査及び手続に関すること。
教育管理部	学校教育課長	教育管理班	学校教育課次長	学校教育課 学校教育係 教育環境対策室 教育環境対策係	1 緊急時における学校への伝達に関すること。 2 生徒の避難確認及び救護に関すること。 3 生徒及び保護者の被災調査・報告及び支援に関すること。 4 教職員の被災調査及び報告に関すること。 5 学校施設の被災状況調査報告及びに応急対策、復旧に関すること。 6 被災生徒の教材、学校用品等の調達及び支給に関すること。 7 応急時における学校教育及び学校給食に関すること。 8 臨時学校施設の検討、開設に関すること。 9 避難所（学校施設）の開設・管理・運営並びに避難者の受入に関すること。 10 避難所（学校施設）避難者の避難状況のとりまとめ及び報告に関すること。 11 災害時物資集積場所（学校施設）の開設・運営に関すること。

第3部 災害応急対策計画

第3章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
教育施設部	生涯学習課長	教育施設班	生涯学習課次長	生涯学習課 生涯学習係	1 避難所（社会体育施設等）の開設・管理・運営並びに避難者の受入に関すること。 2 避難所（社会体育施設等）避難者状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 炊きだしに関すること。 4 社会教育施設、文化財等の被害状況調査及び応急対策、復旧に関すること。 5 災害時物資集積場所（社会教育施設等）の開設・運営に関すること。
協力部	議会事務局長	協力班	庶務・議事係長	議会事務局 庶務・議事係	1 災害時の町議会等の対応に関すること。 2 議員視察団、陳情、見舞者等の対応及び接遇に関すること。 3 他の部（班）の応援に関すること。
地区対策本部	水上支所長、 新治支所長	水上支所、 新治支所	住民係長	水上支所 住民係 新治支所 住民係	1 対策本部との連絡調整に関すること。 2 本部長の指令及び本部会議決定事項の伝達に関すること。 3 地区内災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 職員の動員及び参集状況の把握及び報告に関すること。 5 地区内避難誘導及び避難状況の総括的掌握及び報告に関すること。 6 支所庁舎の点検、整備及び復旧に関すること。
消防団	消防団長	消防団	消防方面団長	消防団	1 災害の情報収集に関すること。 2 人命救助及び避難誘導・行方不明者の捜索に関すること。 3 火災その他災害の鎮圧・警戒活動に関すること。 4 災害時における障害物の除去に関すること。

※ 担当班が明確でない事務が生じたときは、関係班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

第4節 広域応援の要請等

【総括班、全班】

1 応援受援体制の確立

総括班に受援担当を置き応援の受入れに関する庁内調整や受援に関する取りまとめ、調整会議の開催、応援者への配慮などを行うものとする。また、各部の筆頭班に業務担当窓口（受援）を配置し、総括班の受援担当との調整等を行うものとする。

なお、総括班の受援担当及び各部の業務担当窓口（受援）の役割は次のとおりである。

(1) 総括班の受援担当の役割

- ア 応援に関する状況把握、とりまとめ
 - ・ 庁内における人的・物的資源ニーズを取りまとめる。
 - ・ 庁内における人的・物的応援の受入れ状況を取りまとめる。
- イ 資源の調達・管理
 - ・ 人的・物的に関するニーズと現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
 - ・ 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
 - ・ 今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請する。
 - ・ 人的・物的資源管理帳票を作成し、資源管理を行う。
- ウ 庁内調整
 - ・ アで取りまとめた結果を、庁内の各班の業務担当窓口（受援）に共有する。
 - ・ 調整の必要のある場合は、調整会議を開催する。
- エ 調整会議の開催
 - ・ 全体調整の必要に応じて、調整会議を開催・運営する。
- オ 応援職員への支援
 - ・ 応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。
 - ・ 各班の業務担当窓口（受援）が適切な執務環境を提供しているか配慮する。

(2) 各部の業務担当窓口（受援）の役割

- ア 応援に関する状況把握
 - ・ 自班の業務における人的・物的資源ニーズを取りまとめる。
 - ・ 自班の業務における人的・物的応援の受入れ状況を取りまとめる。
- イ 資源の調達・管理
 - ・ 人的・物的に関するニーズと現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
 - ・ 自班の中で、庁内職員と応援職員の業務分担を明らかにする。
 - ・ 業務の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
 - ・ 今後、必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする。
- ウ 総括班の受援担当への報告
 - ・ アで取りまとめた結果を、総括班の受援担当に報告する。
- エ 調整会議への参加
 - ・ 必要に応じて、総括班の受援担当が開催する調整会議に参加する。
- オ 応援職員への支援
 - ・ 業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を準備するよう努める。
 - ・ 総括班の受援担当と協力し、応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。

2 行政機関に対する応援要請

総括班は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、町長が他の市町村の市町村長に対し応援を求める。災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、町の指揮の下に行動するものとする。

(2) 県に対する応援の要請

町単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、県知事に対して応援又は応援のあつせんを要請する。

また、本部長（町長）は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

上記応援要請の手続きは、県危機管理課に対し、下記に掲げる事項について緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、後日文書により改めて提出するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）

イ 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

ウ 応援を必要とする場所、期間

エ 応援を必要とする活動内容

オ その他必要事項

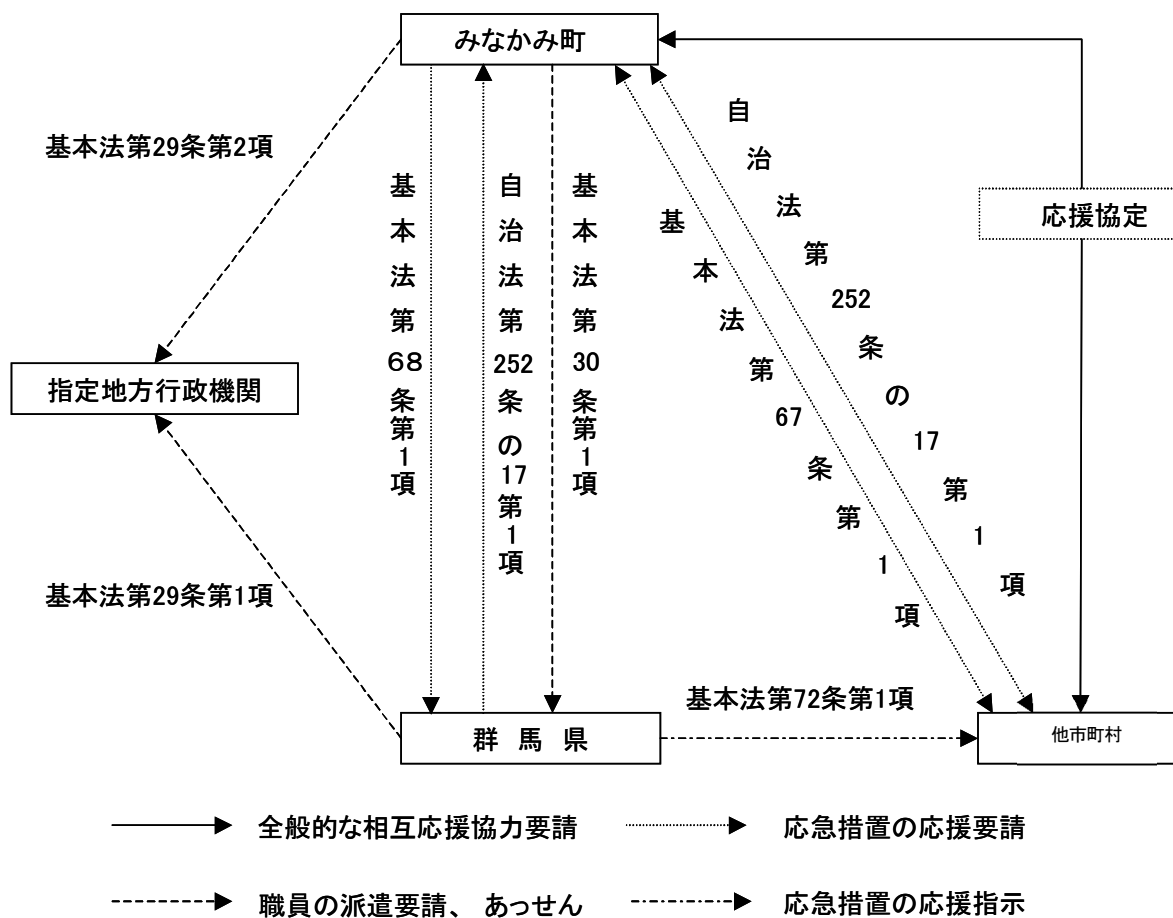
(3) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

町は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

町は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

【県への連絡先】

名 称	電 話	
群馬県総務部危機管理課	直 通	027-226-2244
	群馬県防災行政無線番号	4-3001-2244



法律、協定に基づく応援、協力の要請系統図

3 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本町の職員のみでは対応ができない場合は、県、他市町村、指定地方行政機関及び特定公共機関に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

(1) 県、他市町村又は指定行政機関に対する派遣の要請

町長は、災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策、災害復旧対策に関し必要とする事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

町長は、災害対策基本法第30条の規定に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の職員及び他の地方公共

団体の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

4 受援体制

県や他市町村、指定地方行政機関、特定公共機関、協定自治体等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を総括班が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のため、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知する。

(3) 資機材等の準備

受援内容に応じて必要となる輸送ルート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを利根沼田広域消防本部と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

5 広域的な応援体制

- (1) 町は、災害時には、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

6 経費の負担

派遣職員の活動に要した費用のうち、次のものを負担するものとする。ただし、他市町村にわたり活動した場合の費用の負担割合は関係市町村と協議して定める。

- (1) 宿泊施設の借上料
- (2) 宿泊施設の汚物処理費用
- (3) 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- (4) 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (5) その他の費用負担については協議により定める

第5節 自衛隊への災害派遣要請

【総括班、財政班】

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品（災害の被災者を救済するための物資）を譲与する。
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (12) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 自衛隊に対する災害派遣の要請

- (1) 町は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう、知事（危機管理課）に要求するとともに、沼田警察署長にも連絡するものとする。
- (2) (1)の要求は、次の様式に基づき文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

様式

年 月 日
群馬県知事 様
みなかみ町長 印
自衛隊の災害派遣要請の要求について
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。
記
1 災害の情况及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項 (例) ・必要な車両、航空機、資機材 ・必要な人員 ・連絡場所及び連絡責任者

- (3) 町長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び町内に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び町内に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。

直接通知の相手先

送付先	所在地	電話番号
第12旅団司令部第三部 防衛班	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011 内線2286・2287、2208（夜間） 群馬県防災行政無線番号 71-3242-6301

- (5) 町長は、(4)の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3 派遣部隊の受入れ体制

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう次のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により、沼田警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入れ体制

ア 受入れ体制の確立

町は、総務課長を受入れ責任者として、派遣部隊の指揮官と調整にあたるとともに、派遣部隊の集結及び活動拠点等を確保する。

イ 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材をできる限り準備する。

ウ ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

4 派遣要請後の変更手続き

町長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により、知事(危機管理課)に対し手続きを行うものとする。

5 派遣部隊等の撤収要請

町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

6 費用負担区分

(1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として町が負担するものとする。

ア 宿泊施設の借上料

イ 宿泊施設の汚物処理費用

ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金

エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2) (1)に掲げた費用以外の費用の負担区分については、町と自衛隊とで協議して定めるものとする。

(3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

(参考) 災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

- ・公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。
- ・緊急性：差し迫った必要性があること。
- ・非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

第4章 水防活動

第1節 水防組織の活動

【土木整備班、総務班、農政班、消防団、消防機関、県】

1 水防組織

水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水等の危機が解除されるまで、町は水防本部を設置し、事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

2 予報及び警報

(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

前橋気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させることとなっている。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない

(2) 洪水予報河川における洪水予報

知事は国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

また、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から関係市町村長にその通知に係る事項を通知するこ

ととなっている。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(3) 水位周知河川における水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させることとなっている。

また、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から関係市町村の長にその通知に係る事項を通知することとなっている。

氾濫注意水位、氾濫危険水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(4) 水防警報

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

知事は国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

第3部 災害応急対策計画

第4章 水防活動

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等あるいは、河川状況等により、特に必要と認めるとき。または、水防団待機水位に達したとき。 または、氾濫注意水位以下に下降したとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は水位・流量等その他の河川の状況により必要と認めるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	水防団待機水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

3 非常配備基準

町内主要河川の非常配備基準は以下のとおりである。

(1) 利根川（月夜野橋）

配 備	基 準	水防団への連絡
第1次配備	月夜野橋水位 4.00m以上に達したとき	なし
第2次配備	月夜野橋水位 4.30m以上に達したとき	団長、方面団長、副団長に連絡（本庁舎、支所に参集） 分団長に連絡（分団長、副分団長は全分団員に自宅又は勤務先等への待機を指示）
第3次配備	月夜野橋水位 5.00m以上に達したとき	指定する分団の招集（分団長、副分団長が参集を指示）

(2) 利根川（湯原）

配 備	基 準	水防団への連絡
第1次配備	湯原水位 4.80m以上に達したとき	なし
第2次配備	湯原水位 5.10m以上に達したとき	団長、方面団長、副団長に連絡 (本庁舎、支所に参集) 分団長に連絡(分団長、副分団長は全分団員に自宅又は勤務先等への待機を指示)
第3次配備	湯原水位 5.80m以上に達したとき	指定する分団の招集(分団長、副分団長が参集を指示)

(3) 湯桧曽川（湯桧曽橋）

配 備	基 準	水防団への連絡
第1次配備	湯桧曽橋水位 4.40m以上に達したとき	なし
第2次配備	湯桧曽橋水位 5.20m以上に達したとき	団長、方面団長、副団長に連絡 (本庁舎、支所に参集) 分団長に連絡(分団長、副分団長は全分団員に自宅又は勤務先等への待機を指示)
第3次配備	湯桧曽橋水位 5.80m以上に達したとき	指定する分団の招集(分団長、副分団長が参集を指示)

(4) 赤谷川（小袖橋）

配 備	基 準	水防団への連絡
第1次配備	小袖橋水位 2.00m以上に達したとき	なし
第2次配備	小袖橋水位 2.50m以上に達したとき	団長、方面団長、副団長に連絡 (本庁舎、支所に参集) 分団長に連絡(分団長、副分団長は全分団員に自宅又は勤務先等への待機を指示)
第3次配備	小袖橋水位 3.00m以上に達したとき	指定する分団の招集(分団長、副分団長が参集を指示)

4 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場

合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合は、河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。

(2) 出水時

水防管理者等は県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、巡視員は次の状態に留意して巡視にあたり、水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに水防作業を実施するとともに所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。

- ア 川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂
- エ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の閉まり具合
- オ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状
- カ 堤防から水があふれる状況

5 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

6 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団体及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けたものは一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

7 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものの職権を行うことができるものとする。

8 避難のための立ち退き

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、沼田警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を沼田土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者等は、沼田警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

9 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

- (1) 決壊・漏水等の通報
水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は直ちに関係機関・団体等に通報するものとする。
- (2) 決壊後の措置
堤防その他の施設が警戒したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防管理団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10 水防配備の解除

- (1) 水防管理団体の非常配備の解除
水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。
- (2) 水防団の非常配備の解除
水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が配備解除の指示をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第5章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害及び雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

【総括班、土木整備班、建設管理班、農政班、森林班、生活班、福祉班、消防団、県、国】

1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 町及び県は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 町及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。
- (3) 前橋地方気象台は、風水害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとなっている。
- (4) 前橋地方気象台及び県（砂防課）は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとなっている。

2 浸水被害の拡大の防止

- (1) 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を依頼する。
- (3) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

3 土砂災害の拡大の防止

- (1) 町及び土砂災害防止事業実施機関は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害危険箇所や山地災害等の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (2) 土砂災害防止事業実施機関は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行うものとする。

4 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の

除去など応急対策を講ずるものとする。

5 雪害の拡大の防止

- (1) 道路管理者は、積雪による交通事故の発生を防止するため、道路の除雪を実施するものとする。
特に大雪の際には、早めの除雪作業が重要となるため、各道路管理者や除雪業者との連携を密にし、作業に当たるものとする。また、通行規制を行うことで、車両の立ち往生などを防ぎ、除雪作業を迅速かつ効率的に進めることができるため、各道路管理者と連携して通行規制の検討を行うものとする。
- (2) 町、県及び国の道路管理者間の連携を密にし、大雪時における道路状況などの情報共有を図るものとする。また町は、これらの情報を気象情報などと合わせ、防災行政無線や緊急時一斉メールなどを通じ発信するものとする。
- (3) 道路管理者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、他の交通事業者と相互に連携の上で支援体制を構築し、町や県と連携のうえで、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 町は、積雪による家屋倒壊の防止や生活道路の早期除雪のため、町民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を督促するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。
なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。
- (5) 町及び雪崩防止事業実施機関は、雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して雪崩危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (6) 雪崩防止事業実施機関は、雪崩災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を実施し、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

6 被災宅地の二次災害対策

町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、町民の安全の確保を図るものとする。

7 空き家の二次災害対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、庁内で情報を共有するものとする。

第6章 救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、町民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急

【総括班、職員管理班、町民班、福祉班、医療保健班、消防団、消防機関、県、医療機関】

1 町による救助活動

- (1) 町は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救護救援班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。
また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施するものとする。
なお、その状況について逐次、県に報告するものとする。
- (2) 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を希望する期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (3) 町は、町内で予想される災害、特に風水害、土砂災害、雪害、建物等の倒壊による被災等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
 - ア 救助に必要な車両、資機材その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
 - イ 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と町との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
 - ウ 町民、自主防災組織及び事業所等に対し、救助活動についての意識啓発
 - エ 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進

2 町民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。

- (1) 町民、自主防災組織及び事業所は、次により自主的な救助・救急活動を行うものとする。
 - ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
 - イ 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。なお、救助・救急活動に必要な資機材については、町、消防機関のほか、県や事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。
 - ウ 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期の救助・救急活動を図る。
 - エ 救助・救急活動を行うときは、可能な限り町、消防機関及び警察と連絡を取り、その指導

を受けるものとする。

- (2) 風水害、雪害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。

- ア 救助技術、救助活動の習熟
- イ 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

3 消防機関及び警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集を行う。
- (4) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (5) 重機類等資機材を有効に活用する。
- (6) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (7) 消防機関は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、知事(消防保安課)に求める。
- (8) 県警察は、必要に応じ、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要求する。
- (9) 災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申出があったときは、積極的に受け入れる。
- (10) 消防機関は、必要に応じ、群馬DMATの派遣を要請するよう、知事に求める。

4 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、町及び県からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

5 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、町、県及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

6 被災地域外にある場合の役割

町が被災地域外にある場合は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

7 関係機関の連携

- (1) 消防機関、警察機関、自衛隊、町及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。

また、必要に応じ、国との連絡会議や調整会議等を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

(2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(3) 東日本高速道路(株)、町及び県等は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

8 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

9 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

10 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 医療活動

【総括班、生活班、福祉班、医療保健班、県、消防機関、医療機関】

1 基本方針

災害の規模が大きいくほど、医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば時間の経過とともに救命率が低下する。このため、町は、医療関係機関と密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを実施する必要がある。

また、甚大な規模の災害にあつては、負傷者の病院への搬送が遅滞することから、避難所等に救護所を設け、対応にあたる。さらに、既存の疾患の進行や心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行うものとする。

2 医療情報の収集

町は、沼田利根医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに県へ報告する。また町民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

3 町内の医療機関による医療活動

町内の医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県（消防保安課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。
- (6) 医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言を行うものとする。

4 救護所の設置

- (1) 町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置するものとする。
- (2) 救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、次の場所に設置するものとする。
 - ア 避難所
 - イ 負傷者等の交通便利なところ
 - ウ その他救護所の設置に適した場所
- (3) 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに沼田利根医師会、日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

5 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

6 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所、医療機関を振り分けるものとする。

軽症病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

7 災害拠点病院の役割

- (1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。
 - ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
 - イ 自己完結型の救護チームの派遣
 - ウ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し
- (2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。
 - ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
 - イ 救護チームの派遣を共同して行う。

8 群馬DMATの活動

群馬DMATは、災害急性期における救命治療を目的として、次の活動を行うものとする。

- (1) 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- (3) 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- (4) 他の医療従事者に対する医療支援
- (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置

9 救護チーム、医療ボランティアの受入れ調整

町は、沼田利根医師会と協議し、医師及び看護師等の不足が予測される場合は、県及び近隣市町村に対し、医師及び看護師等の派遣を要請するものとする。

また、救護チーム、医療ボランティアの受入れについては、医療保健班が沼田利根医師会と調整を行うものとする。

10 被災者のこころのケア対策

- (1) 町は、被災精神障害者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の急発・急変の救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。
- (2) 県(障害政策課)において、災害による被災者のストレスケア等を実施することとなっているので、町は、関係機関、団体等と連携のもと、県と協力し以下の活動を行う。
 - ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - イ こころのケア対策現地拠点の設置
 - ウ 精神科医療の確保
 - エ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣及び受入れ
 - オ こころのホットラインの設置と対応
 - カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

11 医薬品及び医療資機材の確保

避難所等において薬剤師が不足する場合は、県を通じ関係団体や国（厚生労働省）に対して、薬剤師の派遣を要請する。

12 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関又は救護所の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、町又は県(薬務課)に手配を要請するものとする。
- (2) 町は、医薬品又は医療資機材の製造業者若しくは販売業者に連絡し、医療機関への供給を要請するものとする。

13 個別疾病対策

町は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、基幹災害医療センター（前橋赤十字病院）、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

第3節 広域医療搬送

【総括班、福祉班、医療保健班、消防機関、医療機関】

1 広域搬送の要請

町又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県(医務課)に求めるものとする。

また、搬送後の患者の状態、搬送先医療機関の情報を町民に提供するものとする。

2 搬送方法

(1) 傷病者搬送の判定

町は、医療(助産)救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 町は、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重傷者等の場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重傷者等の搬送は、群馬県広域災害・救急医療情報システムを活用する。(救急車、自衛隊搬送、県防災航空隊、広域航空消防応援)

ア 重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として利根沼田広域消防本部で実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、町、県及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県防災ヘリコプターにより実施

施する。また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

ウ 傷病者搬送の要請を受けた町及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など

様々な状況を踏まえ、受入れ先医療機関を確認の上、搬送する。

エ 救護所の体制では対応できない患者については、医療機関に搬送する。

オ 救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の搬送にあたり、当該傷病者の症状によっては救急救命処置を施すものとする。

第7章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

【総括班、管財班、土木整備班、県警察】

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア (1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア (1)、(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

第2節 交通の確保

【総括班、土木整備班、県、道路管理者、県警察、消防機関、自衛隊、鉄道事業者】

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県(道路管理課)及び沼田警察署に連絡するものとする。

2 交通規制等の実施

- (1) 沼田警察署は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、町及び県と協議の上(協議するいとまがないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間を決定し、交通規制を実施することとなっている。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者及び政府本部等と相互に密接な連絡を取るものとする。
- (2) 町は、交通規制を行う必要があると認めるときは、沼田警察署にその旨を連絡するものとする。
- (3) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

交通規制の根拠

	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 群馬県知事 みなかみ町長	ア 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 イ 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合。	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認められるとき。	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合。	道路交通法 第6条第2項
		道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

3 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保

町は、災害応急対策が迅速かつ的確に行われる必要があると認められる場合には、県、沼田警察署、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

沼田警察署及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、町及び県に連絡する。

(1) 道路管理者

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い町及び沼田警察署に連絡する。

イ 通行規制

道路の破損、欠陥等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、沼田警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 道路啓開

(ア) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

優先順位は、以下のとおりとする。

- ① 緊急輸送道路に指定している路線
- ② 病院、支所、警察署及び消防署等の防災関係機関を結ぶ路線
- ③ 主要な防災拠点に接続する路線

※ 道路啓開の実施について、原則2車線以上の確保を行う。

(イ) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(ロ) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。

(エ) 町は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、県知事等が管理する道路において、県知事等に代わって国が道路啓開等（雪害においては除雪を含む）を行うことが適当と考えられるときは、県知事等に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。

エ 資機材の確保

町は、町の管理する道路について、道路啓開、障害物の除去等に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、町内の建設業者等から調達する他、他の市町村や県に応援を要請する。また、被害状況によって、施設管理者に資機材の提供等の応援を行う。

オ 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

カ 道路の応急復旧

町の管理する道路	(ア) 被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう等復旧に時間を要す箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
----------	---

	(イ) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。 (ウ) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。
その他の交通施設	国道、県道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、町では被害状況によって、連絡、応援を行う。

(2) 沼田警察署

ア 道路の区間規制

必要により、緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施する。

イ 区域規制

被災地の状況等に応じて、町、県、道路管理者と協議して区域規制を行う。

ウ 交通管制

交通関係機関に報告のうえ、被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

沼田警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

4 緊急交通路の周知

警察機関は、交通規制を実施したときは、直ちに町、県及びその他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により町民等に周知徹底を図るものとする。

5 航空輸送の確保

負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮することから、町は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。また、ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

6 鉄道交通の確保

(1) 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、町、県に連絡するとともに応急復旧を行うものとする。

(2) 町は、鉄道施設の被害状況を早期に把握するものとする。

7 輸送拠点の確保

(1) 輸送拠点を設置する必要性

災害時には、道路の破損、復旧の遅れ等から、緊急物資を積んだ大型トラック等が被災地域で滞留し、道路の渋滞による物資輸送の停滞が発生する可能性がある。また、集積場所に屋根が必要となり、テントで対応する場合や、路上や集積場所が駐車場となる場合があるため、搬入効率が低下するおそれがある。

そこで町は、大量の物資を効率よく集配するために、町内各所に適切な輸送拠点を確保するとともに、関係機関、町民等にその周知徹底を図るものとする。

(2) 役割

道路の交通混乱を避け、被災地内の避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点とし、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して設置するものとする。

なお、町は、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(3) 取り扱い物資

食料、医薬品、生活必需品等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資。

(4) 実施業務

輸送拠点における業務は次のとおりとする。

- ア 一時集積及び分類
- イ 避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

(5) 輸送拠点候補施設の選定

町は、第2部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として町物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。

なお、輸送拠点を指定するにあたり、下記の事項により指定するものとする。

- ア 災害時に物資の供給や応急対策活動を広域的に実施するため、優先的に路線の整備・復旧を図ることとしている緊急輸送道路沿いであること
- イ 防災ヘリコプター緊急離着陸場に併設又は隣接していること
(空中から物資をおとすことが可能なスペースがあること)
- ウ 物資の集積配分拠点となるスペースがあること
- エ 公的な施設であること

また、選定した施設が町の施設でない場合には、輸送拠点の設置について覚書を締結することとする。

第3節 緊急輸送

【総括班、情報発信班、土木整備班、県、県警察】

1 輸送手段の確保

町その他防災関係機関は、次により輸送手段を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

ア 町が保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民

間の自動車を借り上げる。

イ 関東運輸局（群馬陸運支局）は、必要に応じ、又は町等からの要請に基づき、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。

(2) 鉄道の確保

町は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(3) ヘリコプターの確保

町は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、消防機関、警察機関及び自衛隊等と協議し、あらかじめ設定してある災害時ヘリポート適地の中から開設するヘリポートを指定したうえで、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、群馬県ドクターヘリのほか、他県防災ヘリの応援、自衛隊機の派遣、民間航空機の借上げ等を県（危機管理課・消防保安課）を介して要請する。

2 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事（危機管理課・利根沼田行政県税事務所）又は県公安委員会（沼田警察署）は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

これらのものを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

第3部 災害応急対策計画

第7章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(3) 確認事務に係る関係機関の連携

知事（危機管理課・利根沼田行政県税事務所）及び公安委員会（沼田警察署）は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(4) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続きは、次のとおりとする。

- | | |
|----------|--|
| ア 申出者 | 当該車両の使用者 |
| イ 申出書の様式 | 別記様式1 |
| ウ 受付窓口 | 県…利根沼田行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…沼田警察署交通課又は警察本部交通規制課 |
| エ 交付物件 | (ア) 緊急通行車両確認証明書（別記様式2）
(イ) 標章（別記様式3） |
| オ 確認処理簿 | 別記様式4 |

様式1

年 月 日 緊急通行車両使用申出書 様 申出者（住所又は所在地） （氏名又は団体名） （電話番号） 印		
車両の登録番号		
車両の用途（緊急輸送にあつては輸送人員又は品名）		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

様式2

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 知 事 公安委員会 印 印		
車両の登録番号		
車両の用途（緊急輸送にあつては輸送人員又は品名）		
使用者	住所又は所在地	
	氏名又は団体名	
	電話番号	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

第7章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年 月 日

15cm

21cm

- ## 様式 4

[illegible]

第8章 避難の受入活動

第1節 避難場所及び避難所の開設・運営

【総括班、調査班、生活班、町民班、福祉班、児童管理班、医療保健班、観光商工班、教育管理班、教育施設班】

風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、町民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 町は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて、指定緊急避難場所への避難について住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 町は、緊急避難場所を開設したときは、開設の状況を速やかに県（利根沼田行政県税事務所を経由して危機管理課、利根沼田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、沼田警察署、利根沼田広域消防本部等に連絡するものとする。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア 町は、災害時に必要に応じて洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

イ 町は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。

ウ 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

エ 町は、避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課、又は直接危機管理課）、沼田警察署、利根沼田広域消防本部等に連絡するものとする。

オ 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 指定避難所の受入対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

- (ア) 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水、積雪による圧壊、なだれによる流出等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

- (イ) 自己の住家には直接被害はないが現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- イ 災害により、現に被害を受けるおそれがある者
 - (ア) 避難指示が発せられた場合
 - (イ) 避難指示は発せられないが、高齢者等避難の発令により緊急に避難することが必要である者
- ウ 町内等に観光又は業務で来ており、災害により帰宅が困難となった者
- エ その他避難が必要と認められる場合

3 管理責任者の配置

- (1) 町は、避難所を開設したときは、当該避難所に常駐する管理責任者を配置するものとする。
- (2) 管理責任者は、町民、自主防災組織及びボランティアの協力を得て、避難所の管理をする。
- (3) 管理責任者は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度本部へ報告する。
- (4) 管理責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線等により直ちに災害対策本部に報告する。
 - ア 被災者の受入を開始したとき
 - イ 受入者全部が退出又は転出したとき
 - ウ 受入者が死亡したとき
 - エ 避難所に悪疫が発生したとき
 - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき

4 避難者に係る情報の把握

町は、避難所ごとに別記様式による「避難者名簿」を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団、NPO・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

5 避難者に対する情報の提供

町は、町民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、在宅避難者等避難所以外への避難者への情報提供についても配慮するものとする。

6 良好な生活環境の確保

- (1) 町は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
 - ア 受け入れる避難者の人数は当該避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。
 - イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じて避難所に救護所を設置し、災害拠点病院（(独)国立病院機構沼田病院、利根中央病院）又は沼田利根医師会との災害時協定に基づ

く救護班の派遣を要請する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ク 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等と定期的に情報交換を行う。

(2) 町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(3) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

町は、避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

(1) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、総括班と福祉班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、福祉班は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

9 男女のニーズの違いへの配慮

町は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

(1) 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。

(2) 避難所運営体制への女性の参画を進める。

(3) 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

(4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。

(5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

(6) 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

- (7) トイレは男性用・女性用で分け、離れた場所に設置する。
- (8) おむつ替えスペースを設ける。
- (9) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- (10) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- (11) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10 在宅避難者等への配慮

町は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用応急物資を在宅者避難者等への配給、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなどの様々な方法による正確な情報の伝達を行うなど、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

11 避難所の早期解消

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第3部 災害応急対策計画
第8章 避難の受入活動
様式

避難者名簿

避難所の名称： _____

番 号	(フリガナ) 氏 名	性 別	年 齢	住所・電話番号 (同一世帯の場合は一括記入)	心身の状況(障害、疾病等)	自 宅 の 状 況 (全壊、半壊、一部破損、断水、 停電、ガス停止、電話不通等)	入 所 日	退 所 日	そ の 他 特 記 事 項
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							

第2節 広域一時滞在

【総括班、情報発信班、政策班、町民班、観光商工班】

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した町民の避難が町内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、町民の広域一時滞在进行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町が被災し、他市町村等へ町民の広域一時滞-inに係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域一時滞-inに係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 町が被災した場合に、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 町が被災した場合、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した町民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した町民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した町民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した町民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、町に対し通知するものとする。
- (5) (4)の通知を受けた町は、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告するものとする。
- (6) 町は、協議先市町村と協議の上、具体的な町民の避難先、避難手段等を決定し、町民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、町民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を町へ行う。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 町が被災した場合、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県（危機管理課）は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞-inのための協議を町に代わって行うものとする。
- (3) 県（危機管理課）は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

- (4) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を町に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (6) 町は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な町民の避難先、避難手段等を決定し、町民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、町民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を町へ行う。

第3節 県境を越えた広域避難者の受入れ

【総括班、情報発信班、政策班、町民班、観光商工班、教育管理班】

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、町、県においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入に迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 受入れ可能な避難施設情報の把握

町は、あらかじめ指定した避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「みなかみ町広域避難者受入総合窓口」を設置する。町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告するものとする。
- (2) 町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 県との協力

町及び県は、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入に係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

4 避難所の開設

町は、県から避難所開設の依頼通知を受けた場合は、第8章第1節第2項の規定に準じて、開設の準備を行う。

5 広域避難者の受入れ

- (1) 町は、県から、受入れた広域避難者について実施する救助の方針に関する通知を受けた場合は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かうこととなっているが、交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、町においてバス等の移動手段を手配する。

6 避難所の運営

- (1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等
第8章第1節第3～5項の規定を準用する。
- (2) 良好な生活環境の確保、要配慮者等への配慮及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応
第8章第1節第6～8項の規定を準用する。
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告
町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。

7 小・中学校等における被災児童・生徒の受入れ

町学校教育課及び県（教育委員会）は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の町内小・中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

8 避難所の閉鎖

県は、被災県及び広域避難者受入市町村と密接な連携を取り、被災県からの要請に基づき、避難所の閉鎖を広域避難者受入市町村へ通知する。町は、通知を受けた場合は速やかに避難所を閉鎖する。

第9章 住宅対策

第1節 被災宅地の危険度判定

【総括班、建設管理班】

豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、町民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する

1 実施体制

町は、被災宅地危険度判定士有資格者とともに、危険度判定を実施する。町単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難な場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

2 危険度の判定

町は、判定結果（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）を現地に表示するとともに、関係機関や町民に周知する。また、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立ち入り制限を実施する。

第2節 被災住宅応急修理

【総括班、建設管理班】

1 被災住宅の応急修理

町に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

(1) 応急修理の対象者

町は、相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

ア 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者。

イ 自らの資力をもってしては応急修理ができない者。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(3) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

第3節 応急仮設住宅等の提供

【総括班、管財班、建設管理班】

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、避難所の早期解消に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 町は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

2 仮設住宅の供与

- (1) 入居対象者
災害により被災し、自らも資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。
 - ア 住家が全壊、全焼又は流出した者
 - イ 居住する住家がない者
 - ウ 次に掲げる者で、自らの資力では住家を建築することができない者
 - (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - (イ) 特定の資産がない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
 - (ウ) 上記に準ずる者
- (2) 入居者の選定
入居者の選定にあたり、民生委員等による選考委員会を設置して決定する。選定に際しては、これまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。
- (3) 仮設住宅の建設
原則として、町の工事指名登録業者の中から緊急に請負契約し建設する。建設する住宅数は、被災状況を勘案して過不足ないよう留意する。
なお、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮するなど、要配慮者の居住にも配慮した構造の住宅の建設に努める。

3 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

4 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。
- (2) 町は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

6 賃貸住宅のあっせん

町は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

7 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

町は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

【総括班、管財班、生活班、上下水道班、農政班、観光商工班、県、日本赤十字社】

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

町は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。

2 食料の調達

(1) 町は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援の要請
- エ 県に対する応援の要請

(2) 食料の調達に当たっては、米穀（米飯含む。）、乾パン、食パン等の主食のほか、需要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても配給するよう配慮する。

乳児に対しては調製粉乳（ミルク）、要配慮者に対してはおかゆを配給するよう配慮する。

併せて、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した品目の確保等に努めるものとする。

(3) 県は、災害救助法が適用され、市町村からの要請等も踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知、令和4年9月6日最終改正）」に基づき、農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請することとなっている。

3 飲料水の調達

(1) 町は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者へ給水車等の応援を要請するものとする。

(2) 町は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援要請
- エ 県に対する応援要請

4 被災者への給水活動

応急給水は、次の方法により実施する。

(1) 給水車による給水

主に給水車、給水タンクを用いて、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

(2) 拠点給水

指定避難所等に応急給水拠点を設置し、給水を実施する。

(3) 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については、使用前に洗浄するよう努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認することとする。

特に、井戸水、渓流水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処理等により安全を確保するものとする。

5 生活必需品の調達

(1) 町は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援の要請
- エ 県に対する応援要請
- オ 義援物資の募集

(2) 町による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

6 燃料の供給

県（産業政策課）は、燃料の供給が不足した場合、県民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合へ要請する。

町は、円滑な燃料の供給実施のため、町民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

7 物資の配給

町が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。

なお、炊出しについては、自主防災組織、婦人会、NPO・ボランティア等の協力を得るものとする。

- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

8 日本赤十字社による救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災業務計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に配布するものとする。また、赤十字奉仕団の組織を通して指定避難所等における炊出しを行うものとする。

第11章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

町は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

【福祉班、医療保健班、環境総務班、上下水道班、清掃班、県】

1 被災者の健康の把握等

- (1) 町は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施するものとする。
- (2) 町は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて（中核市の場合は直接）、県（健康福祉課）に応援を要請するものとし、県（健康福祉課）は、保健医療調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 町は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

2 食品衛生の管理

町は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

3 災害廃棄物の適正処理

(1) 災害廃棄物の種類

みなかみ町災害廃棄物処理計画において対象とする災害廃棄物は、以下の通りである。

種類		内容等
災害によって発生するもの ※リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づき処理を行う。	不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
	可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
	木質系廃棄物	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木、木くず
	コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
	廃家電 ※	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、

第3部 災害応急対策計画

第11章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

種類	内容等
	被災により使用できなくなったもの
廃自動車 ※	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
その他	腐敗性廃棄物（畳、被災冷蔵庫等から排出される食品、食品工場等から発生する原料・製品等）、有害物（石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、石膏ボード、タイヤ等
被災者や避難者の生活に伴い発生	生活ごみ
	避難所ごみ
	仮設トイレのし尿

- (2) 道路の不通による収集経路の変更、短期間で大量の災害廃棄物の発生、災害廃棄物の腐敗・悪臭の発生等に対応するため、町は、人員及び収集運搬車両を確保して、災害廃棄物の迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、一般廃棄物処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
- (3) 収集した災害廃棄物は、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、町は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

(4) 仮置場

みなかみ町災害廃棄物処理計画で選定された仮置場の候補地は、下表のとおりである。

名称	所在地	面積(㎡)
旧 幸知小学校跡	幸知101番地ほか	8,054
水上支所 職員駐車場の一部	鹿野沢	1,420
旧 清水建設寮跡	湯原	2,562
小仁田ストックヤード	小仁田454	2,470
矢瀬公園 上段駐車場	月夜野2936番地	1,387
月夜野農村環境改善センター第2駐車場	月夜野	1,874
奥利根アメニティパーク	布施2806番地1	1,102
赤谷湖休石広場駐車場	相俣1052番地2	1,028
旧 入須川小学校跡	入須川1924番地ほか	3,148

- (5) 町は、収集場所、収集日、分別排出等の災害廃棄物収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。
- (6) 町は、町内で生活ごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

4 し尿の適正処理

- (1) 町は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 町は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。

- (3) 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 町は、町内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

5 災害時における動物の管理等

町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

第2節 防疫活動

【総括班、福祉班、医療保健班、環境総務班】

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、県(感染症・がん疾病対策課)と相互に緊密な連携をとりつつ、町民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 町の防疫活動

- (1) 町は、平常時から住民に対し、感染症対策の指導を行うとともに、県(感染症・がん疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - ウ 指定避難所等の衛生保持
 - エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
 - オ 町民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・がん疾病対策課)に協力を要請する。
- (4) その他、県(感染症・がん疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置

【総括班、町民班、環境総務班、消防団、県警察、消防機関】

1 行方不明者の搜索

町、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の搜索に当たるものとする。

- (1) 行方不明者の搜索にあたっては、利根沼田広域消防本部と町が、沼田警察署及び地域住民と協力して実施する。
- (2) 県が要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町は、県を通じて安否不明者の氏名等の公表及びその安否情報の収集・精査を行い、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。
- (3) 行方不明者や搜索された遺体については、間違いのないようリストに整理する。
- (4) 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理等の円滑化を図る。
- (5) 搜索が困難な場合は、本部を通じて県及び隣接市町村に応援を求める。
- (6) 遺体を発見した場合は、速やかに沼田警察署に連絡する。

2 遺体の収容

発見された遺体は、町及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容するものとし、月夜野総合体育館、水上社会体育館、入須川社会体育館を死体の収容所として開設する。激甚な災害により、収容者数が大幅に増加する場合は、被災現場付近の学校等の公共施設についても収容所を設けるものとする。

【収容施設】

月夜野総合体育館	(月夜野 1 3 5 - 3	電話 62-2461)
水上社会体育館	(湯原 4 4 1	電話 72-3707)
入須川社会体育館	(入須川 1 9 2 4	電話 64-0111 [みなかみ町役場新治支所])

3 検視・死体調査及び検案

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう町、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求めるものとする。

※ 検視：検察官又はその代理人として検察事務官や司法警察員によって行われる死体の状況捜査のこと。異状死について犯罪性の有無を捜査するために行う

※ 死体調査：犯罪に起因するものでないことが明らかである死体に対する調査のこと。警察が行う。

※ 検案：医師が死体に対し、死亡を確認し、死因、死因の種類、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断すること。検案の結果、異状死の疑いがある場合は警察に連絡し、検察官または警察官が検視を行うことになる。

4 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

5 身元の確認

町は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

6 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

7 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町長がこれを行うものとする。
- (2) 町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (3) 町は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、町の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。
- (4) 県(食品・生活衛生課)は、埋火葬について町から応援の要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

第12章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、町民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

【総括班、情報発信班、政策班、消防機関、ライフライン事業者】

1 広報活動

(1) 広報活動

町、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

(2) 広報の内容

町民等に提供すべき情報の内容は、災害の態様、規模、経過時間により異なるが、概ね次の事項を中心に、災害対策本部の判断により適宜実施する。

緊急情報

- | |
|---|
| 1 発生した災害の情報（降雨・浸水規模の観測情報と二次災害の可能性） |
| 2 被害の状況 |
| 3 応急対策の実施状況 |
| 4 二次災害に関する情報（火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性） |
| 5 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容 |
| 6 避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区 |
| 7 避難時の注意事項 |
| 8 町民の安否情報 |
| 9 医療機関情報（救護所、医療機関） |
| 10 道路・交通規制の状況 |
| 11 公共交通機関の運行状況 |
| 12 町民、企業、関係団体等への協力要請事項（電話、公共交通機関等利用の制約、ガス使用の安全確保） |

生活情報

- | |
|---|
| 1 ライフラインの復旧の見通し（電気、ガス、水道、電話、下水道等の被害状況と二次被害の可能性） |
| 2 食料、飲料水、生活必需品の配給日時・場所 |
| 3 公衆浴場、店舗等の営業状況 |
| 4 道路情報（交通規制の状況、交通機関の運行状況・復旧の見通し） |
| 5 受診可能な医療機関、救護所の所在地 |
| 6 治安情報 |
| 7 住宅情報（仮設住宅その他の住居あつせん） |
| 8 各種相談窓口の開設状況 |

- | | |
|----|------------------------------------|
| 9 | り災証明書の発行情報 |
| 10 | 税・手数料等の減免措置の状況 |
| 11 | 災害援護金等の融資情報等 |
| 12 | スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況 |

(3) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して町民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。

テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、有線放送、同報系無線(戸別受信機)、Ｌアラート、広報車、航空機、町ホームページ、みなかみ町緊急時一斉メール、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(防災Infoみなかみ配信システム、緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等

(4) 情報提供機関の連携

町、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

町、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(6) 情報の入手が困難な者への配慮

町は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 各種広報媒体による広報活動の内容

メディアの種類を問わず、選択可能な広報媒体を活用した広報活動を行う。また、これと並行して広報紙の発行体制を速やかに整え、早期の発行を目指すこととする。

各課等において全町的な広報が必要となる場合は、災害対策本部に連絡することとする。

(1) 情報の収集

原則として、各課等からの情報を元に広報活動を行うが、災害発生直後は独自で情報収集を行い、関係部等と連携し、所要の広報活動を行うこととする。

(2) プレスルームの運営

情報発信班は、災害発生後速やかに、町本庁舎内に「プレスルーム」を開設し、報道機関に対し下記事項に留意して発表(資料提供、記者発表)及び会見を統括的に行う。

ア 災害発生直後においては、本庁舎に集約される被害情報等の初期情報を主として、庁舎会議室から発表する。

イ 災害対策本部会議において各課等から報告される政策情報や復旧情報等で記者発表等が必要な情報については、各課等との調整後、発表することとする。

ウ 「プレスルーム」には情報掲示板を置き、最新情報を掲示する。

エ 記者発表やデータ提供等の資料については、内容別に時系列でファイリングし、常時一般の閲覧に供せるようにすることとする。

(3) 記者発表

記者発表は、下記事項に留意して行うこととする。

ア 発表できる情報がある場合は、速やかに災害対策本部に連絡することとする。

イ 発表は、総務課長が行うこととする。

ウ 発表後は、追加取材に備え、責任者が待機することとする。

エ 提供資料はタイトルを付け、5W1Hの基本要素を簡潔に箇条書きし、問い合わせ先を記載することとする。

オ 発表や資料の提供後、内容に誤りがあることが判明した場合、又は状況の変化が生じた場合においては、直ちに災害対策本部に連絡することとする。

(4) 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障をきたし、又は支障をきたすおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請し、連携して正しい災害情報を町民に発信するものとする。

(5) 広報紙

ア 文字ベースである広報紙は、行政施策等の詳細な情報を伝達する手段として優位性があるので、体裁にこだわらず、可能な形態により、でき得る限り早期に発行をすることとする。

イ 災害発生直後においては、災害情報問い合わせ先の電話番号等を記載した簡易な「お知らせ」を作成し、課内での連携により掲示を行う。

ウ 広報紙の配布は、課内での連携により、初期においては避難所、支所・公民館及び街頭等において重点的に行い、発行部数が確保され次第、町民の立ち寄る郵便局、銀行等の公共的な場所に配置するとともに、速やかに全戸配布に移行する態勢を整えることとする。

エ 災害の規模が大きく、町外避難者が発生し、これが長期化する場合には、広報紙を個別に郵送する町外郵送サービスを検討する。

(6) 町ホームページによる広報

インターネット等による広報は、使用機器、ネットワークが使用可能な状態であれば、災害発生直後から町ホームページ等において情報提供を行う。

■みなかみ町ホームページURL

<http://www.town.minakami.gunma.jp>

(7) 広報車による広報

情報発信班は、消防本部、警察署と連携して広報車による広報活動を行う。

(8) 災害の記録

災害の状況、災害対応については、各課等においてカメラ、ビデオ、デジタルカメラ等で記録する。

3 広聴活動

(1) 窓口の設置

町は、必要に応じ、発災直後速やかに町民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口（コールセンター）の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

る。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第13章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

第1節 社会秩序の維持

【総括班、観光商工班、消防団、県警察】

1 町民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行うものとする。

2 パトロール等の実施

沼田警察署は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。

3 犯罪の取締り

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

4 安全確保に関する情報交換等

町及び警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、町民等からの相談については、親身に対応し、町民等の不安の軽減に努めるものとする。

第2節 物価の安定及び消費者の保護

【総括班、観光商工班】

1 需給状況の監視及び指導

町は、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ、県に是正指導等の実施を要請する。

2 安定供給の要請

町は、必要に応じ、商工会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、生活必需品等の安定供給を要請するとともに、必要に応じ、県に協力要請する。

3 消費者の保護

町は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、町民に注意を呼びかけるとともに、県及び警察と連携して取締りに努める。

第14章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

【設備等の管理者】

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 町、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 町は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、県、市町村、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県（ライフライン関係課等）、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市町村のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第2節 公共土木施設の応急復旧

【土木整備班、建設管理班】

1 道路・橋梁

町及び防災関係者は、災害発生後直ちに道路・橋梁施設の点検を行い、警察と連携し、必要に応じて通行止め等の措置を行うものとする。

また、復旧にあたっては、町内土木業者との協定により迅速に復旧作業を開始するものとする。

2 河川管理施設

町及び防災関係者は、災害発生後、直ちに河川管理施設の点検を行い、必要に応じて出入り禁止等の措置を行うものとする。

また、復旧にあたっては、町内土木業者との協定により迅速に復旧作業を開始するものとする。

3 砂防、地すべり急傾斜地等

町及び防災関係者は、災害発生後、直ちに砂防施設、急傾斜地危険箇所等パトロールを行い、必要に応じて出入り禁止等の措置を行うものとする。

また、復旧にあたっては、町内土木業者との協定により迅速に復旧作業を開始するものとする。

4 重要施設の優先復旧

町及び防災関係者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

第3節 電力施設の応急復旧

【電気事業者】

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 大規模停電時における電源車等の配備

町は県や電気事業者等と連携のうえ、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

電気事業者は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、町民に対し広報を行うものとする。

第4節 ガス施設の応急復旧

【LPガス事業者】

1 迅速な応急復旧の実施

LPガス事業者は、被災したLPガスの貯蔵施設等について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

LPガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

LPガス事業者は、必要に応じ、LPガスバルク等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

LPガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

LPガス事業者は、マイコンメータの復帰方法や復帰時の注意事項等について町民に対し広報を行うものとする。

第5節 上下水道施設の応急復旧

【上下水道班、水道事業者、下水道管理者】

1 迅速な応急復旧の実施

(1) 上水道施設

- ア 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- イ 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道及び工業用水道業者から応援を受け入れる。

(2) 下水道施設

- ア 停電等により、浄化センター・ポンプ場の機能が停止した場合は、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理機能が回復するよう復旧を行う。
- イ 下水管渠の被害は、流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等二次災害発生防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価をし、施工業者の手配と割り振り等を行い、作業を行う。
- ウ 排水設備については、町民から修理相談を受け付ける窓口を設置し、早急に修理の対応可能な業者を紹介する。
- エ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関及び沼田警察署への通報を行う。

2 重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所。
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所。

3 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

4 水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、町民に対し広報を行うものとする。

6 町災害対策本部への連絡

水道事業者及び下水道管理者は、町災害対策本部に水道施設の被害状況及び応急復旧の見通し等の情報を提供するものとする。

第6節 電気通信施設の応急復旧

【電気通信事業者】

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- (1) 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- (2) 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言版（web171）」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、町民に対し広報を行うものとする。

第7節 鉄道機関の応急復旧

【鉄道事業者】

1 応急対策

- (1) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (2) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 復旧対策

- (1) 線路、保管施設、通信施設等列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第15章 文教対策

第1節 児童・生徒等の安全確保

【教育管理班、児童管理班】

1 気象状況の把握

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想される時は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。

3 児童・生徒の安全の確保

学校管理者、保育園・幼稚園管理者、児童館・学童保育所管理者(以下、「学校管理者等」という。)は、次により児童・生徒、園児(以下、「児童・生徒等」という。)の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒等の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒等を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送するものとする。

4 下校時の安全対策、児童・生徒等の保護、保護者への引渡し

(1) 学校

ア 下校時の安全対策

町、学校関係者及び自主防災組織員は、平時から学校周辺の通学路の見回りを行い、災害時に浸水、崖崩れの発生が予想できる箇所を児童・生徒に周知し、災害時には近づかない等の教育を行うものとする。

また、軽微な災害発生時の際に、生徒を帰宅させる場合は、町職員・教職員による通学路のパトロールにおいて安全が確保されていると確認した後、各校長の判断により帰宅させるものとする。

イ 下校時の安全対策

災害発生時において、原則的には、保護者に引渡すまでは、学校にて児童・生徒を保護するものとする。

また、災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

災害の状況及び児童・生徒の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

(2) 保育園・幼稚園

園児においては、一人で帰宅することができないことから、保護者が訪れるまでは、原則とし

て園にて保護するものとする。

また、園舎が被災し又は損傷し、避難所等安全な場所へ移動させた場合は、保護者にその旨を連絡し、保護者が訪れるまで園関係者が付き添うものとする。

(3) 児童館・学童保育所

園児においては、一人で帰宅することができないことから、保護者が訪れるまでは、原則として園にて保護するものとする。

また、園舎が被災し又は損傷し、避難所等安全な場所へ移動させた場合は、保護者にその旨を連絡し、保護者が訪れるまで園関係者が付き添うものとする。

5 安否確認

災害発生時に、学校関係者等は、児童・生徒等の安否確認をただちに行うものとする。授業中又は保育中、開放中においては、点呼等により行い、帰宅時間には教職員が学校等に参集し、連絡網等において行う。電話が不通の場合において安否確認が行えない場合は、学校関係者等が児童・生徒等の自宅を訪問し、安否確認を行うものとする。

6 災害情報の連絡

学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて学校教育課等関係機関に連絡するものとする。

第2節 応急教育等

【教育管理班、児童管理班】

1 応急教育の実施

(1) 学校運営の確保

町学校教育課は、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告し、必要な調整を行う。群馬県教育委員会は町学校教育課に対し応急教育実施のための指導助言、教職員体制の確保等円滑な学校運営ができるよう、必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育実施の場所

ア 町は指定避難所等に利用され、校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

イ 校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を実施する。

(3) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

(4) 学校長は、授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(5) 学校長は教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡を行う。

(6) 児童・生徒の健康保持

町学校教育課、県教育委員会及び学校長は、利根教育事務所等の専門機関と連携し、被災地域の児童・生徒に対して、被災状況により臨時の健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について利根沼田保健福祉事務

所の指示により必要な措置を行う。

(7) 町学校教育課及び県教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(8) 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。

なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。

(9) 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定をまたず復旧を行うものとする。

2 就学援助対策

(1) 被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童・生徒については「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握

町学校教育課は、平時より援助を必要とする児童・生徒数を把握し、管理するものとする。

イ 援助措置の内容

(ア) 児童・生徒に対する援助の種類

学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、クラブ活動費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費とする。

(イ) 補助率

国庫負担 1/2、町 1/2 とする。

(ウ) 交付手続き

町からの交付申請

(2) 被災盲・聾・養護学校児童・生徒等就学奨励

盲・聾・養護学校児童・生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握

町は、平時より援助を必要とする盲・聾・養護学校児童数を把握し、管理するものとする。

※ 寄宿舎入居中の児童・生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

イ 援助措置の内容

(ア) 児童・生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付添人の付添いに要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費とする。

(イ) 援助額

全部又は一部

(ウ) 交付手続

児童・生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

3 学校給食の応急対策

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。
- (2) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。
- (3) 現に学校給食を実施している学校
 - ア 物資の確保
県学校給食会の保管する物資の特別配送、一般救援物資の利用等により物資の確保を図るものとし、町は速やかに県に要請するものとする。
 - イ 施設・設備の整備
文教施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努めるものとする。

4 学用品の調達及び供与

- (1) 学用品の支給
 - ア 町は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない小学校児童及び中学校生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給するものとする。
 - イ 県(義務教育課・高校教育課)は、教科書を滅失又はき損した児童・生徒に対し、町及び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講ずるものとする。
- (2) 各学校における貸し出し得る教材学用品のリスト作成
町学校教育課及び学校関係者は、平時より、災害被災地への貸し出し得る教材を把握し、管理するものとし、災害時には被災した町内学校及び協定締結市町村へ速やかに提供できる準備を行うものとする。
- (3) 教材学用品の輸送手段の確保
上記(1)の学用品を輸送する手段として町有車を用いるものとする。
- (4) 教材及び学用品業者への緊急連絡体制の確立
町学校教育課は、学校再開時に速やかに授業が行えるよう、学用品業者と学用品提供に関する協定を締結し、速やかな学用品入手を行うものとする。

5 応急保育

- (1) 保育園長は、職員を掌握して保護者のり災状況を把握し、保育園の整理を行い、町と連携し、復旧態勢の確立に努める。
- (2) 町は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育園長は、その指示事項の徹底を図る。
- (3) 応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、保育園において保育する。また、り災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するように努める。
- (4) 保護者の病気、けが、災害、事故、出産、看護介護、冠婚葬祭等社会的に止むを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる場合や、保護者が災害救援活動のボランティアとして参加する場合、その子どもを保育する。

6 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。なお、授業の再開については、第4項により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

第3節 文化財施設の災害応急対策

【文化財の管理者、教育施設班】

文化財は貴重な財産であることから、被災のおそれがある場合には細心の注意をはらって予防措置を講じる。万一被災した場合は、所有者、管理者及び生涯学習課等と連携を図り、適切な復旧に努めるものとする。

1 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想される場合は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 文化財の安全性の点検

災害危険区域における所有者・文化財の管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 利用者・観覧者等の安全確保

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保するものとする。

- (1) 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて生涯学習課等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 町生涯学習課及び県(文化財保護課)は、(1)の応急修復について積極的に協力するものとする。

第16章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。
このため、町及び県は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

【福祉班、県、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体】

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 指定避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士等) 被災宅地危険度判定 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

2 受入窓口の開設

町、町社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、町社会福祉協議会が町災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

県では、県及び県レベルのNPO・ボランティア団体等との相互連携を図るための組織として「群馬県災害時救援ボランティア連絡会議」(事務局：県民活動支援・広聴課)が常設されているので、県レベルの連絡調整は本会議で行うものとする。

(具体的な取組事項)

- (1) 災害時におけるボランティア受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システム確立のための連絡調整
- (3) 災害ボランティア本部の設置、運営に関する検討等

本会議の要請により群馬県社会福祉協議会が設置する「県災害ボランティアセンター」は、町災害ボランティアセンターによるボランティアの受入れ等に必要な支援及び連絡調整を行う。

3 ボランティアニーズの把握

町及び町災害ボランティアセンターは、被災地を支援するNPO、ボランティア関係団体等と情

報を共有し、被災者のニーズの把握と支援内容の調整及び連携に努め、併せてボランティア活動者の活動環境に配慮するものとする。

4 ボランティアの受入れ

町災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

5 ボランティア活動の支援

町は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舍等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、町及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

第2節 義援物資・義援金の受入れ

【生活班、財政班、管財班、県、社会福祉協議会、その他の防災関係機関】

1 義援物資の受入れ

- (1) 義援物資の受入れ要否の判断

町は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の各指定避難所等における過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

- (2) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、町は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

- (3) 受入機関の決定

町及び県(健康福祉課)は、相互に調整の上、義援物資の受入機関(町と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

- (4) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。

(5) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(6) 受入物資の配分

受け入れた物資については、町及び町社会福祉協議会が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県(健康福祉課)と町とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

町は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

町及び県(健康福祉課)は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
被災市町村	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 救護救援班は、郵便局及び金融機関等と調整し、義援金受入のための口座を開設する。

(5) 救護救援班は、現金等で持参された義援金受入のための窓口を本庁及び各支所に開設する。

3 義援金の保管と配分

(1) 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

(2) 義援金については、被災者に配分するまでの間、生活班が町指定金融機関への一時預託により保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受け払い簿を作成するものとする。

(3) 生活班は、義援金募集・配分委員会で決定した義援金の配布内容を関係機関に通知するとともに、広報媒体を通じて町民に周知を図る。

(4) 生活班は、義援金申請書及び義援金台帳等の必要書類を整える。

第3部 災害応急対策計画
第16章 自発的支援の受入れ

- (5) 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。
- (6) 義援金の被災者への支給は、町及び町社会福祉協議会が行うものとする。

第17章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

【総括班、生活班、福祉班、医療保健班、教育管理班、民生委員】

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、町、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1 災害に対する警戒

- (1) 町は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- (2) 町長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。
- (3) 町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。
- (4) 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を直接伝達するものとする。

2 避難

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する場合には、次の事項を留意の上、個別避難計画等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

- (1) 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。
- (2) 避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。
- (3) 避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

3 安否確認及び被災状況の把握

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、自主防災組織、民生児童委員、地域住民、町社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるよう努める。また、併せて被災状況の把握に努める。

4 要配慮者への支援活動

(1) 情報提供

町は、自宅や避難所等にいる要配慮者に対し、自主防災組織による伝達等により、情報を随時提供する。

(2) 支援ニーズの把握

町は、自主防災組織、民生児童委員、地域住民、町社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、被災した高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等要配慮者の支援ニーズの把握に努める。

(3) 巡回面談の実施

町は、要配慮者の心身の状況や必要とする生活用品の充足状況等の把握をするため、保健師、ケースワーカー、ヘルパー等による巡回面談を実施する。

(4) 生活支援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(5) 社会福祉施設等への一時入所

町は、県や社会福祉施設等と連携し、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受け入れを要請する。

(6) 福祉避難所の設置

町は、あらかじめ指定した町有施設を活用し、又は社会福祉施設等の協力を仰ぎ福祉避難所を開設し、要配慮者を受入れる。

第2節 要配慮者利用施設の災害応急対策

【生活班、福祉班、医療保健班、教育管理班、要配慮者利用施設管理者】

社会福祉施設等要配慮者利用施設については、自力での避難が困難な高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等が多数入所又は通所していることから、当該施設が被災した場合、深刻な人身被害が生じるおそれがある。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、要配慮者利用施設の管理者は、入(通)所者の安全、健康等を確保するため、施設における災害応急対策を積極的に講ずる必要がある。また、町、県等は、要配慮者利用施設の管理者が行う災害応急対策を積極的に支援する必要がある。

1 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。
- (2) 必要に応じ、避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。
- (3) 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。
- (4) 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

2 避難誘導

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災したとき、町長から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

- (2) 町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、要配慮者利用施設に対する迅速な伝達に特段の配慮を行うものとする。
- (3) 地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等は、要配慮者利用施設に係る迅速な避難誘導について特段の配慮を行うものとする。

3 避難生活

- (1) 施設管理者は、自施設の入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。
- (2) 町は、避難者に対する食料・飲料水・生活必需品の供給及び避難者の健康の保持に当たっては、要配慮者に特段の配慮を行うものとする。

4 他施設への緊急入所等

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は(1)の緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、町又は県に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。
- (3) 町及び県は、(2)の要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。
- (4) 災害時相互応援協定締結施設の管理者は、施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

第3節 観光客への対応計画

【観光商工班、観光事業者】

大規模災害が発生した場合は、観光関連団体と連携して観光客への迅速な情報発信、避難誘導・安全確保、観光産業への被害を低減する等の対応を行う必要がある。

1 情報連絡体制

町は、情報連絡体制を確立し、迅速かつ的確な情報収集・伝達活動を行うものとする。観光客等への情報伝達は、防災行政無線やSNS、報道等を通じた広報のほか、観光関連団体等を通じて旅館・店舗等に伝達するものとする。

2 観光客の避難誘導・安否確認

(1) 町の対策

町は、観光関連団体・事業者等と連携し、観光客の安全かつ確実な避難誘導を行うとともに、観光客の避難情報及び安否情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認及び県への報告に努める。

(2) 観光関連団体・事業者の対策

観光関連団体・事業者は、観光客の安全確保を行うとともに、安全かつ確実な避難誘導を行うものとする。また、自施設の観光客の避難情報及び安否情報を集約し、町災害対策本部に連絡する。

3 帰宅困難者対策

(1) 町の対策

公共交通機関が停止し、早期の回復が見込めない場合は、バス・タクシー事業者等に対して観光客の輸送について要請するとともに、公共交通機関の停止状況に応じて輸送先の調整を行うものとする。公共交通機関の運行状況や町の帰宅困難者対策の状況について、観光関連団体・事業者及び観光客に対して伝達する。

また、帰宅支援策が確立するまでは、一時滞在施設等での避難を促すものとする。

(2) 観光関連団体・事業者の対策

町が発信する公共交通機関の停止状況や、帰宅困難者への対応状況等を観光客に対して提供する。また、公共交通機関が見込めない場合は、自施設への受入れや、一時滞在施設への誘導に努める。

4 救助・救急、医療活動等

(1) 町の対策

災害等により観光客が負傷した場合は、関係機関と連携し、救助・救急・医療活動を行うものとする。

また、観光関連団体等と連携して地域に滞在する観光客の情報収集体制の充実・強化を図り、救助・救急、医療、行方不明観光客等の搜索活動等に活用するため、関係機関への情報提供に努める。さらに、遺体の処理方法等に関しては、宗教上異なることがあるため、取扱いに注意する必要がある。

(2) 観光関連団体・事業者の対策

観光客が被災した場合は、消防機関や町に救助・救急・医療活動等の要請を行うものとする。また、救助・救急、医療、行方不明観光客等の搜索活動等に活用するため、地域に滞在する観光客の情報を集約し、町に連絡する。

5 避難した観光客等への支援対策

(1) 町の対策

町は、避難施設や地域の観光関連施設における食糧・飲料水・生活必需品・感染症対策物品などの備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給に努める。不足する場合は、協定事業者等に物資の提供を依頼する。

観光客には、高齢者、障害者等の要配慮者、女性、外国人等も含まれるため、状況に応じた支援（外国語対応可能な職員等の配置など）を行うものとする。また、備蓄物資が宗教上食べられない場合等もあるため、ニーズの把握が必要であるとともに、文化や宗教による生活習慣の違いに配慮する必要がある。

(2) 観光関連団体・事業者の対策

各施設に避難している観光客等への食糧・飲料水・生活必需品・感染症対策物品などの提供に努める。不足する場合は、町に対して必要な物資の種類・数量等を連絡する。

また、高齢者、障害者等の要配慮者、女性、外国人等への配慮、宗教の違いによる食糧提供への配慮、文化や宗教による生活習慣の違い等への配慮に努める。

6 観光産業の早期復興

(1) 町の対策

町は、観光関連団体・事業者等と連携して、テレビ・ラジオ・ウェブサイト、SNS等を通じて発信される観光産業に関する情報を収集・整理する。観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、県に報告又は県と連携して、報道機関やウェブサイトなどを活用して正確な情報の発信に努める。

また、観光客の誘致促進や宿泊・観光・交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の強化を図るとともに、戦略的な情報発信、観光産業のPR活動、各事業者への融資・あつせんの実施を検討し、観光産業の早期復興を図るものとする。

(2) 観光関連団体・事業者の対策

観光関連団体・事業者は、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は町に報告し、各団体・事業者等のウェブサイト等を活用して正確な情報を発信する。

各事業者は、営業状況や復旧状況をウェブサイトやSNSなどを活用して積極的に発信し、観光産業の回復を広く周知するなど風評被害対策を行う。

また、災害等で被害を受けた事業者等は、早期復興・事業継続に必要な取り組みを行うとともに、従業員の雇用を可能な限り継続に努めるものとする。

第18章 その他の災害応急対策

第1節 農林水産業の災害応急対策

【農政班、県】

1 農作物関係

(1) 病虫害の防除

町は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、町病虫害防除協議会に諮り、防除班を編成して防除を実施するものとする。

(2) 転換作物の導入指導

町は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

町は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

(2) 家畜の防疫及び診療

県(畜産課)は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、町、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ 防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ 獣医師を派遣又はあつせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

(3) 環境汚染の防止

町は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

第2節 動物愛護

【環境総務班、県】

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、町、関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

(1) 実施機関

県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、食品・生活衛生課を事務局とする「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとなっている。

(2) 実施方法

動物救護本部は、次の事項を実施することとする。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管
- ウ 放浪動物の収容・保管
- エ 飼養困難な動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- カ ボランティアの受入れ・派遣・管理
- キ 一時保護施設の設置・運営・管理
- ク 動物に関する相談の実施等

(3) 町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

(4) 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあって、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第19章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

【総括班、県】

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている

1 実施体制

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、町長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

2 町における災害救助法の適用

(1) 救助法の適用基準

救助法は、次のいずれかの場合に適用される。

ア 町の区域内において、50以上の世帯の住家が滅失したとき。

イ 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、町の区域内の25以上の世帯の住家が滅失したとき。

ウ 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

オ 上記アからエによるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、県は災害救助法による救助（次項3(1)アのうち、避難所の供与）を適用できる。

(2) 適用の手続き

町における災害が上記基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供する。

3 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである

ア 避難所・福祉避難所の設置及び応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 学用品の給与

第3部 災害応急対策計画
第19章 災害救助法の適用

- ク 埋葬
ケ 死体の捜索及び処理
コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行う（別表）。

別表

災害救助基準

令和4年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 （加算額） 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を受入れる「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することがある
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	【建設型応急住宅】 限度額 1戸当たり 6,285,000円以内 ※設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 ※供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満でも個数に応じた小規模な施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上受入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間最高2年以内 5 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする
		【賃貸型応急住宅】 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なもの。 2 供与期間は、2年以内

第3部 災害応急対策計画
第19章 災害救助法の適用

救助の種類	対象	費用の限度額				期間	備考		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内				災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい (1食は1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とする。		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 (1人増すごとに加算)
		全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
			冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内				災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内				災害発生の日から 3か月以内(※)	※災害対策基本法第23条の1第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内)		

第3部 災害応急対策計画
第19章 災害救助法の適用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から ○教科書 1か月以内 ○文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,500円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 一時保存 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【第 4 部 災害復旧・復興計画】

【第4部 災害復旧・復興計画】

第1章 生活再建のための緊急措置

第1節 リ災証明書の発行

【調査班】

1 住宅の被害認定調査

- (1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やリ災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査する。
- (2) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 町は、被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、「罹災台帳（別記様式2）」を作成する。
- (4) 町は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 被災者台帳の作成

- (1) 町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3 発行の担当

「リ災証明書（別記様式1）」は、税務課において発行する。ただし、災害対策本部が設置されている間については、調査班において作成し、発行するものとする。

4 発行の手続き

町は、「罹災台帳（別記様式2）」により確認し、被災者の申請により「リ災証明書」を発行するものとする。

なお、台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができるものとする。

5 証明の範囲

り災証明書（消防本部長が発行する火災によるり災証明書を除く）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

(1) 住家被害

- ア 全壊（全焼・全流失）
- イ 半壊（半焼）
- ウ 大規模半壊
- エ 一部損壊
- オ 床上浸水
- カ 床下浸水

(2) 人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

				年		月		日							
みなかみ町長				様											
				申請者											
				住所											
				氏名		印									
				(連絡先		—		—)							
下記の物件が、り災したことを証明願いたく申請します。															
記															
日		時		年		月		日 ()		時		分		頃	
場		所		群馬県利根郡みなかみ町 (町営住宅・アパート名)						番地 号・室					
所有者	住		所		群馬県利根郡みなかみ町						番地				
	氏		名												
物		件													
り		災		の		別									
備		考						証明書交付数		通					
証 明 書															
み総務発 第 号 年 月 日															
上記の物件が、り災したことを証明します。															
様															
群馬県利根郡みなかみ町長															
印															

様式 2

[No.]

罹災場所		みなかみ町				家屋所有者					
避難場所						名 称					
罹 災 者		氏名	性別	続柄	生年月日	職業等	身体の状況				その他
							健 常	軽 傷	重 傷	死 亡	
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
8											
罹 災 内 容	区 分	☐ 住家 ☐ 非住家 ☐ 自家 ☐ 借家 ☐ 間借り ☐ 貸家	罹 災 の 程 度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 全焼 ☐ 半焼 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 流失 ☐ その他（ ）		寺 記 事 頁					
罹 災 原 因	災害発生日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分頃								
	原 因		地震・台風・大雨・その他 ()								

調査員 所見						
	避難所の要否	☐ 要 ☐ 否	応急仮設住宅の要否	☐ 要 ☐ 否		
罹災日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分		調査員 所属		調査員 氏名	
調査日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分					

第2節 災害弔慰金等の支給

【生活班】

町及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

町は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

これらの支援制度の概要は、次のとおりである。

1 災害弔慰金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	町
対象となる災害	次のいずれか 1 町の区域内で住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町村の被害が対象） 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村（当該都道府県以外も含む）の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合・・・500万円 その他の場合・・・250万円
費用負担割合	町 1/4 県 1/4 国 1/2

根拠法令	みなかみ町災害被災者見舞金支給内規
支給機関	町
対象となる災害	災害救助法の適用を受けない災害を受けた場合
支給対象者	災害により死亡したことが確実であると推定された者の家族
支給額	1人 30,000円

2 災害障害見舞金・災害被災者見舞金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	町
対象となる災害	(災害弔慰金と同じ)
支給対象者	災害により重度の障害を受けた者
支給額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合・・・250万円 その他の場合・・・125万円
費用負担割合	(災害弔慰金と同じ)

根拠法令	みなかみ町災害被災者見舞金支給内規
支給機関	町
対象となる災害	災害救助法の適用を受けない災害を受けた場合
支給対象者	火災、風水害その他異常な災害により自己の居住する住家に被害を受けた者。また、住家の被害とは、全焼、全壊、流出（埋没を含む）、半焼、半壊及び床上浸水とする。なお、その他の異常な災害とは、地震、爆発等により集団的に被災した災害をいう。
支給額	(一般専用住宅、併用住宅) 全焼、全壊、流出 1世帯 30,000円(70%以上) 半焼、半壊 1世帯 15,000円(20%～70%) 床上浸水 1世帯 10,000円 一部焼失、消火放水被害 1世帯 5,000円(20%以下)

3 群馬県災害見舞金

支給機関	県（危機管理課。ただし町経由）
支給対象者	次のいずれか 1 災害により住家が全壊した世帯 2 災害により住家が半壊した世帯 3 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 イ 災害による死者又は行方不明者の遺族 ロ 災害による重傷者 4 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 イ 災害により住家が床上浸水した世帯 5 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの
支給金額	死者及び行方不明者・・・1人 30万円 重傷者・・・1人 5万円

第4部 災害復旧・復興計画
第1章 生活再建のための緊急措置

	全壊 ・・・1世帯 10万円 半壊 ・・・1世帯 5万円 床上浸水 ・・・1世帯 2万円 (注)知事が必要と認めた場合は増減が可能
支給除外	1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 3 群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

4 災害援護資金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	町
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）
貸付額	被害の程度に応じて 150 万円～350 万円
貸付条件	貸付利率：年3％（据置期間3年～5年は無利子）、償還期間：10年以内
貸付原資拠出割合	県 1/3 国 2/3

5 みなかみ町自然災害に対する資金融通等特別措置

根拠法令	みなかみ町自然災害に対する資金融通等特別措置条例
支給機関	町
対象となる災害	被害が甚大で町民等の生活の維持及び営業、生産活動に大きな影響があると町長が認めて指定した災害
貸付対象	みなかみ町に在する住宅、店舗・営業用建物、生産用建物、付属建物及び機械器具施設並びに商品
貸付額	災害復旧措置対策協議会により決定
措置の内容	1 被害の程度に応じた、助成金の交付 2 被害を受けた者が機能復興のために要する資金調達のための支援 3 前号により借入れた資金に対する利子補給 4 災害復旧のための機械力、人力の支援、損壊物の除去及び資材の貸与並びに資材の交付 5 その他この条例の目的を達成するために必要な措置

6 被災者生活再建支援金

根拠法令	被災者生活再建支援法																					
支給機関	県（危機管理課。ただし、被災者生活再建支援法人に委託）																					
対象となる災害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 3 県内において100世帯以上の住宅が全壊した自然災害 4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害（人口10万人未満の市町村に限る） 5 1から3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害（人口10万人未満の市町村に限る） 6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に イ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害（人口10万人未満の市町村に限る） ロ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害（人口5万人未満の市町村に限る）																					
対象となる世帯	上記の災害により、 ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満																					
支給金額	1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の被害程度</th><th>全壊 （①の世帯）</th><th>解体 （②の世帯）</th><th>長期避難 （③の世帯）</th><th>大規模半壊 （④の世帯）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td><td>複数世帯</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>単身世帯</td><td>75万円</td><td>75万円</td><td>75万円</td><td>37.5万円</td></tr> </tbody> </table>					住宅の被害程度		全壊 （①の世帯）	解体 （②の世帯）	長期避難 （③の世帯）	大規模半壊 （④の世帯）	支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円
住宅の被害程度		全壊 （①の世帯）	解体 （②の世帯）	長期避難 （③の世帯）	大規模半壊 （④の世帯）																	
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円																	
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円																	

第4部 災害復旧・復興計画
第1章 生活再建のための緊急措置

	2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ＜全壊、解体、長期避難、大規模半壊＞				
	住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
	支 給 額	複数世帯	200 万円	100 万円	50 万円
		単数世帯	150 万円	75 万円	37.5 万円
	＜中規模半壊＞				
	住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
	支給額		100 万円	50 万円	25 万円
	※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、 計で200（又は100）万円				
	費用負担等	・ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人 都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。			
		・ 基金が支出する支援金の 1／2 に相当する額を国が補助。			

7 群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

根拠法令	群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱
支給機関	町
対象となる災害	1 世帯以上の住宅全壊被害等（上記「被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯」）が発生した災害
対象となる世帯	・上記「被災者生活再建支援法」と同じ。ただし、上記「被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支給金額	上記「被災者生活再建支援法」と同じ
費用負担等	・町から支援金を支給。 ・町が支出する支援金の2／3に相当する額を県が補助。

8 生活福祉資金（福祉資金－災害援護費）

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 2 障害者世帯 3 高齢者世帯（65歳以上の高齢者が属する世帯に限る）
貸付金額	150 万円以内
貸付条件	利率：年 1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子） 償還期間：据置期間（貸付日から 6 月以内）経過後 7 年以内

第3節 租税の減免等

【調査班】

1 町税の徴収猶予及び減免

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法により町税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

(1) 納税期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出、又は町税を納付若しくは納入できないと認められるときは、その申請により2か月以内の期限（特別徴収義務者については30日以内）において町税の納税期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時に納付し、又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認められる場合は、納期限前7日までにその者の申請に基づき、町民税、固定資産税、都市計画税、の減免及び納付（納入）義務の免除を行う。

2 国税の減免及び徴収猶予等

国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。また、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

3 県が行う措置

県は、地方税法及び群馬県税条例に基づき、県税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行うものとする。

第4節 郵便及び電話料金等の免除

【日本郵政株式会社、東日本電信電話株式会社】

災害等発生時には、社会的混乱を招き安否情報等の連絡・確認が行えず、町民相互及び町外在住の親族等に安否情報が長期間確認できなくなることが考えられる。このため、町民の安否情報等の速やかな確認及び孤立化対策並びに町民生活の安定のため、郵便及び電話通信に対して次の対策を講ずるものとする。

1 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策（日本郵政株式会社）

災害時において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 郵便業務関係
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (2) 郵便貯金業務関係
 - ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
 - イ 郵便貯金の非常貸付け
 - ウ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
 - エ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
 - オ 国債等の非常買取り。
- (3) 簡易保険業務関係
 - ア 保険料払込猶予期間の延伸
 - イ 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払
 - ウ 被災地域地方公共団体への簡易生命保険資金の短期融通

2 電話料金等の免除（東日本電信電話株式会社）

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第5節 住宅の再建等

【政策班、建設管理班】

1 住宅再建・取得の支援

町は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

- (1) 災害復興住宅融資
 - ア 建設資金
 - イ 購入資金
 - ウ 補修資金
- (2) 地すべり等関連住宅融資
- (3) 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

2 恒久的な住宅確保の支援

町は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。（「第3部第9章 住宅対策」参照）

3 安全な地域への移転の推奨

町は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

4 復興過程における仮設住宅の提供

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

5 支援措置の広報等

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった本町と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

6 災害復興基金の設立等

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2章 災害復旧・復興の基本方針

第1節 基本方針の決定

【政策班、全班】

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、県の動向等にあわせ、必要に応じて町長を本部長とする「災害復興対策本部」の設置を検討し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図るものとする。

2 基本方針の決定

町は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国・県等関係機関と協議を行い、現状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行い、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

3 町民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、町が主体となって町民の意向を尊重しつつ、国・県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

4 国・県等に対する協力の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国・県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

【清掃班、全班、国、県、関係機関】

1 被災施設の復旧等

- (1) 町その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 町その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 町は、県知事等が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で県知事等に代わって国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。
- (4) 町は、町長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事につ

- いて、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (5) 町は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が県町に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事又は町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。
- (6) 鉄道事業者は、被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。
- (7) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (8) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

町は、みなかみ町災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、町民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省、平成29年9月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所、令和3年3月）によるものとする。

(4) 広域応援

町は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとする。

第3節 計画的復興の推進

【政策班、全班】

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 町の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 町は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な住民の意見を反映するよう努める。
- (4) 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
 - ア 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の町民のみならず将来の町民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、町民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用
町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 町は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を町民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- (6) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、町民に対し行うものとする。

第4節 被災中小企業等の復興の支援

【農政班、観光商工班、県】

1 中小企業の被災状況の把握

町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

町及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 小規模企業者等設備導入資金
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
 - イ 中小企業高度化資金
被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

町及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) 農林漁業金融公庫による貸付け

4 地場産業・商店街への配慮等

町は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

5 支援措置の広報

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第5節 公共施設の復旧

【公共施設の管理者】

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。
なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

ア	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ	公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
ウ	公営住宅法
エ	土地区画整理法
オ	感染症予防法
カ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ	予防接種法
ク	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
ケ	下水道法
コ	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
サ	都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第6節 激甚災害法の適用

【総括班】

1 激甚災害法の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助

等に関する法律」(昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。)が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

本町域に大規模な被害が発生した場合、激甚災害法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある、激甚災害法指定の手続きについて定めるものとする。

2 激甚災害法指定の手続き

- (1) 大規模な災害が発生した場合、町長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (2) 知事(関係各課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、関係各省庁に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (3) 地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

3 特別財政援助の交付手続き等

災害対策本部長(町長)は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

特別財政援助の対象復旧事業以外においても、単独災害復旧事業等として地方債の発行が認められているものもあるので、事業の執行にあたっては、

- (1) 被災状況のわかる写真
- (2) 工事写真
- (3) 完成写真
- (4) 設計書・工事図面

等、復旧事業の概要を把握できる資料を可能な限り確保する。

4 特別財政援助の受入れ

県(関係各課)は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続を速やかに行うものとする。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

第4部 災害復旧・復興計画
第2章 災害復旧・復興の基本方針

- カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業
- ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
- サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
 - (イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業
- セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)
 - 農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)
 - 農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)
 - 開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)
 - (ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
 - (イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)
 - 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)
 - 土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)
 - (ア) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。
 - (イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対し

て補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)

エ 母子・父子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第7節 復旧資金の確保

【財政班】

1 復旧資金の確保

町は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

(1) 普通交付税の繰上交付の要請

(2) 特別交付税の交付の要請

(3) 一時借入れ

(4) 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局（前橋財務事務所）は、復旧資金の確保について町又は県から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

- (1) 災害つなぎ資金の融資（短期）
- (2) 災害復旧事業資金の融資（長期）
- (3) 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

■□ 改訂履歴

平成 19 年3月 策定

平成 20 年8月 改訂

平成 21 年6月 改訂

平成 26 年 12 月 改訂

平成 31 年4月 改訂

令和2年4月 改訂

令和●年●月 改訂

みなかみ町地域防災計画 風水害・雪害対策編

令和●年●月

編集発行 みなかみ町防災会議

事務局 みなかみ町役場 総務課 消防・防災係

〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318

TEL:0278-62-2111 FAX:0278-62-2291
